

第七十一回国会 農林水産委員会 議 録 第十七号

(三五四)

昭和四十八年四月十八日(水曜日)

午前十時三十八分開議

出席委員

委員長 佐々木義武君

理事 坂村 吉正君

理事 飯谷 忠男君

理事 藤本 孝雄君

理事 渡辺美智雄君

理事 美濃 政市君

理事 笠岡 喬君

理事 吉川 久衛君

理事 正示啓次郎君

理事 丹羽 兵助君

理事 長谷川 峻君

理事 湊 徹郎君

理事 井上 泉君

理事 島田 琢郎君

理事 野坂 浩賢君

理事 湯山 勇君

理事 諫山 博君

理事 瀬野榮次郎君

出席国務大臣

農林 大臣 櫻内 義雄君

出席政府委員

農林大臣官房長 三善 信三君

農林省農林経済局長 内村 良英君

農林省構造改善局長 小沼 勇君

農林省農畜園芸局長 伊藤 俊三君

農林省畜産局長 大河原 一郎君

農林省食品流通局長 池田 正範君

食糧庁長官 中野 和仁君

委員外の出席者

警察庁刑事局保

安部保安課長

相川 孝君

外務省国際連合  
局経済課長 妹尾 正毅君  
農林水産委員会  
調査室長 尾崎 毅君

本日の会議に付した案件

連合審査会開会申し入れに関する件

農業近代化資金助成法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第三四号)

農水産業協同組合貯金保険法案(内閣提出第三五号)

農林中央金庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第七五号)

農業協同組合法の一部を改正する法律案(内閣提出第七八号)

提出第七五号)

提出第七八号)

提出第七五号)

提出第七八号)

○佐々木委員長 これより会議を開きます。

農業近代化資金助成法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案、農水産業協同組合貯金保険法案、農林中央金庫法の一部を改正する法律案、及び農業協同組合法の一部を改正する法律案の各案を一括議題とし、審査を進めます。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。中川利三郎君。

○中川(利)委員 それではさっそく本日の一番バッターを承りまして、これから質問させていただきます。

いま御提案のありました農業金融四法でありますか、農協を含めまして、そういう法案の審議であります。これを審議するためには金融論あるいは農協論あるいはいまの農業を取り巻く情勢一般論、こういうものが全部関連してくるのであります。きょうは私は、主として当面する農業の全体の中の中心の問題についてお伺いしたいと思っております。

さしあたって、いまだこでも米をめぐる問題として大きく注目されていますのは、大商社による米の買い占めであります。特に大商社の米の流通市場への介入、買い占め、こういうものがたいへんな問題になっておるわけです。従来、これらの問題は衆議院の物特のほうで物価サイドから大きく問題化されてきて、先ほどは参考人喚問なんかも行なわれたようでありまして、私は、これを農業の面から、食糧法の立場からひとつお伺いしてみたいと思っております。

今日、商社が米の流通に介入いたしましたので、不当な買い占め問題が発生しているわけでありまして、なぜこのような事態が起こったのか、大臣の見解をお示しいただきたいと思っております。

○櫻内国務大臣 直接的な原因の一つといたしましては、モチ米の需給状況が悪くなりまして、昨年の暮れから本年にかけて、大まかにいいますと六万トンぐらい不足するというようなことで、モチ米の価格が暴騰する、あるいは買いあさりが行なわれる、こういうようなことから問題が始まったと思っております。

それからもう一つには、これは全く逆の原因でございます。御承知の米が非常な過剰米をかかえる状況にありまして、そのために一般的な情勢が、この需給率緩和に伴う米の統制というものがあまり厳重に行なわれない、緩和されたそういうものを受けての米の流通があった。

この両極端な面からこれが合わさって、直接的にはモチ米の買い占めとかあるいは投機的な傾向などを含んでの商行為があったのではないかと。その間に余っておるほうの米についてもいわゆる未検査米などの買いあさりやそれと並行して行なわれた、こういうのが今回の米の問題の原因のおもなものではないかと思っております。

○中川(利)委員 いま大臣から答弁いただきましたが、一つは、モチ米が需給が悪くなった、不足

した、こうした極端な不足状況があるということ、もう一つは、米が非常に余って、極端な過剰傾向にある。つまり日本農業の、特に米の分野だけをとりましても、一つには非常に余る現象と一つには非常に不足する現象と、こういうものを通じながら全体として日本農業というものはだめになっていっているわけでありまして、それ自体たいへんな矛盾だと思っております。前段からお聞きしますと、しからば、なぜモチ米の需給が悪くなつて、暴騰が起こり買い占めが始まったのか。現象面ではそういうことだといふけれども、そういう現象がなぜ起こったのか、これをどのように分析しておりますか。

○櫻内国務大臣 これは本来であります。モチ米については結果的な判断からすると、どうしてモチ米があまりつくられなかったのかという気がいたします。モチ米については、従来であります。と、かりに不足いたしました。特殊の用途というところでタイあたりの買い付けが可能である。そういうことで、かりに需給関係が悪くても問題なくいける見通しにあったと思うのであります。それが若干の買い付けをしようにしてもなかなかその買い付けができない。本来補いがつけられるべきものがつけられなかったというようなことが影響してまいりました。これからは契機栽培を考えようというようにも申し上げておりますが、なかなか予測しがたい事情があった、こういうことに見えております。

○中川(利)委員 大臣の答弁では、単なる需給の関係、つまり一般的な需給の問題にすりかえていられるように思いますが、この場合問題なのは、日本の有数の商社がこういう投機に、モチ米でありまして、介入してきた。そういう大きな問題を含めたような含めないような、一般問題にしているような感じがするわけでありまして、それを抜きに

してはいまの事態を考へることはできないわけですね。

そこで、その前提となつてゐるものは食糧法ですね。つまり食糧法のいろいろな形での骨抜きが今日の事態を生み出した根本的な原因ではないか、こういうふうに私、考へるのでありますが、そこに触れないで問題の所在をあれこれ言うても、決して本質をつくものにはならない、こういうふうに考へますが、どう思ひますか。

○櫻内閣務大臣 食糧法につきましては、需給の緩和に伴ひまして自主流通米制度であるとかあるいは予約限度数量とかあるいは物統令を廃止するとかいうようなことが行なわれてまいりました、それはそれなりにその当時の状況を考へてみまするならば、過剰米も出て各農村における倉庫には米があふれておる現状からして、当時はこれをどう打開していくかという大きな政治問題であつたわけでごさいますから、それに応ずるようには、食糧制度の根幹をいじることなく、運営の面において現実に即した措置をしていこうということであつたので、いまはそうでない面からいろいろ問題にされますけれども、その当時のことを考へてみまするならば、それだけの問題があり、それに対処したいろいろな施策であつた、こう思ふのであります。

○中川(利)委員 食糧法の根幹ということをおっしゃいましたが、当時の状況の中では生産過剰だからどうしてもああいう措置が必要であつた、こうおっしゃりたいようでありまう。ところが、いまは、つまりそうでないいろいろな面から問題が発生してきておるんだ、こういう認識なわけでありまう。しかし、問題は、あなた方は、食糧法の根幹を決していじることなく、いろいろなその当時の時点での最良の方策をとつた、こういう表現であります、食糧の根幹といひますか、あなたは守られてゐる、その守られてゐるの中身は何か、どのように守られてゐるのか、食糧の根幹というのは一体何なのか、もう一回私に教へていただきたいと思います。

○櫻内閣務大臣 私は国民にとつての最も重要な主食、この主食が安定的に供給されるということが一番必要なことだと思ふのであります。その範圍におきましては、現在、食糧制度が、政府が管理してゐる面あるいは間接的に管理してゐる面、国民食生活に對する必要な米の確保というものが十分できておる、そのことを維持しておるということ、私は食糧制度の本来の目的を確保しておる、かように見ておる次第でございます。

○中川(利)委員 政府の常識からいへば、いまの状況、つまり自主流通米や買入れ限度数量、物統令、こういうふうに次々になくなつておる、それはあるのだ、こういうことでありますが、あなたの前の農林大臣の足立さんなんかは、もう公然と、食糧法が廃止のメドがついた、そういう条件がそろつたんだというのを発言していらつしやいます。國民の常識から見ますと、あなたが守つていらつしやるといふその食糧といふものは、事實上、骨抜きにされた、こういう認識が國民の常識だと思ふのです。政府の常識からしますと、そうじゃないやうな言い方でありまう、國民的な常識として、そういう立場からいえることは、今回の異常な事態は、昭和四十四年に皆さん方が自主流通米を發足させた、そのことで商社が公然と代行買入れができるようになって、今日の米投機の一番最初の道を開いたんだ、こうおっしゃつていますが、このことについてはどうお考へになりますか。

○櫻内閣務大臣 先ほども申し上げましたように、過剰米で困つておる当時の状況を考へていただきますと、すぐおわかりになると思ふのです。そのこと自体が農村に對しても、一体米をつくつておつてどうなるかという非常に大きな問題を起こしておつたわけでありまう。倉庫にはもうあふれるほどの米を持つておる、もうこれ以上米をつくつたらどうなるかという状況にあつたことは、間違ひのない事実であります。しかし、そのことはどうしてかという、もう何でもいひから米は

つくればいいのである、要するに、ただ増産をしておればよいというふうな傾向が高じてまゐつたのでありますから、また一方におきまして、消費者のほうからいひますと、ただ米を供給するということではなく、嗜好に合つたもの、つまり米を供給してくれたらどうかという声も起きておる。そのような事実からいひまして、自主流通米制度というものを取り上げていこうというのが、四十四年当時の状況であつたと思ふのであります。これは御批判がございまして、その当時の状況からすれば、一方においてはそういうことの必要性あるいは要望というものがあつたことも否定はできないと思ひます。

○中川(利)委員 昔はそういう状況であつた、だからいまの問題はそれで目をつぶれ、こういうことになるのです。私が聞いたのは、四十四年の皆さんの自主流通米制度發足、これによつて商社の代行買入れが認められ、いまのような米投機の道を開いたんじゃないか。そうすると、あなたは、昔は食糧法がそういうふうでやる必要があつたのだ。そのことは認めますけれども、そうすると、そのことによつていまの問題をどうするかというこの答えにはならないと思ふのです。だから、そこをどうなのかということを開いてゐるのです。

○櫻内閣務大臣 それは、先ほど、現在の原因の中に、やはり需給の緩和によつて未検査米や余り米があつた。こういうことが今回のモチ米の不足に伴う買入れの對象の中にも入つてきたといふことは、私も認めて、申し上げておるのであります。しかし、それはまた、今回のように調査をいたし、それから、予約限度数量制もあること、ございまして、自主流通米も流通経路を明白にしておるのでございまして、今回の苦しい経験にかんがみまして、それをばきり監督してまいります。正常のルートに乗せて、今度のような問題を起こさずに済むという見通しはあるわけでごさいますから、自主流通米制度が悪いということではなく、自主流通米制度のやり方について需

給緩和といふものを背景にしてのそこにルーズな面があつたのではないかと、こう申し上げてよろしいと思ふのであります。

○中川(利)委員 いま自主流通米が主として問題になつたわけでありまうが、自主流通米といふことで大きな商社の介入の道を開いて、その上に買入れ限度数量という制度を發足させた。これで生産者のサイドからいへば、やみ米をつくり出す要因の道を開いた。さらに、物統令で標準価格米以外の値段を自由にしまして、正規ルートの米に對して不正規ルートの米、やみ米を混米して格上げして売る、そういうことが一般化するやうな風潮を開いたことは、米穀業者のサイドからやみ米といふものを助長するやうな道を開いたし、さらに商社の投機を条件をつくつた。全部おせん立てをしたのが政府のこの三つの施策です。それに対して前の足立農林大臣があつた花火を上げた。こういうことが一切の前提になつてゐるのではないかと、こう思ひますが、これについてはどうお考へですか。

○櫻内閣務大臣 物統令はずして、そしてやみ米がどうという、ちよつといふ御質問の趣旨がわからなかつたのです。政府売り渡し価格はこれはもうはつきりしておるわけですから、そしてその中に、相当量を標準価格米として価格の形成が明白になる、これが基準になりますから、自主流通米がこの標準米から非常に高い価格になりまして、消費者にも十分判断をせしめらる。また、非常に高いとするならば、それは一方において、そんなべらぼうなことではないといふ批判も出る。でありますから、物統令がないといふことで一がいに國民の食生活に影響が起るやうな価格の暴騰を見るわけがないわけでありまう。現にいろいろ問題がございまして、現在の上米、中米の価格の推移をこらういただきますならば、価格面において大きな問題を起こしておると思ふないのではありません。また食生活の安定の上におきましては、標準米をどの米屋においても常時置かなければならないという義務づけをさせておるのでこ

さいいますから、食生活に対する不安定もない。したがって、現在のこの物統令をはずした米の価格の面からの問題というものは、私は、いろいろ御批判はありましても、現実問題にない、こう見ておきます。

○中川(利)委員 農林大臣は、いまの自主流通米、買入れ限度数量、物統令、それがすべてが適正に行なわれて何ら現実問題にないというところであれば、いま現実に起こっているたいへんな米投機の問題をどう理解したらいいか国民は苦しむだろうと思うのです。そういう言い方で国民は納得するかどうか、あなたはひとつ現実の国民の声を聞いてみていただきたいと思うわけでありますが、その点どうですか。

○櫻内閣務大臣 数字ではつきり申し上げることは長官から詳しくいたさせますが、いま問題になっておる米の投機ということについては、これは先ほどから御説明を申し上げるとおり、モチ米の問題であります。そしてそのモチ米につきましては、その原因も申し上げまして、あらゆる努力をいたし、幸いにしてタイ国の協力も得まして現にモチ米の輸入が行なわれておるのでございまして、横ばいですと推移しており、一応の鎮静化を見ておるのでございます。ウルチ米等につきましては問題は起きておらないと思えます。

○中川(利)委員 価格の問題と流通の問題をこつちやにしておるわけでありまして、いまモチ米では、価格の問題で、いろいろな投機、買い占めで問題になっているわけでありまして、一般のウルチ米にいたしても、あなたがおっしゃるようなそういう嚴重な政府の統制の中で、たとえば秋田県平鹿郡の増田農協に見られる例のように、たいへんなことが起こっているのですよ。この起こっている事実について、あなたは、たいしたことがない——この事実内容についてはあとで私は詳しく追及するつもりであります、事実、一般のウルチ米についてもそういう問題が起こっているということ、また起こる要因が、皆さんがおつくりになったこういう食糧法の骨抜き

の中にあるのだ。いまはモチ米にも限定されたように、社会的に大きな問題になっているわけでありまして、それがウルチ米に及ばないという歯止め、防止策というものはつきりとした上での御発言なら私は納得しますが、現状では、モチ米もやがてそのようになることを、あなたはどうかお考えになりますか。

○櫻内閣務大臣 非常に大量の米を管理しておるのでございます。そして、その間に、御承知の逆さやもあるということから、いまこれから御質問されようということにつきましては、これはそういういまの制度のすきをねらっての行為で、まことに忌まわしい行為でございまして、これはいまあなたが御質問をされておる御趣旨の、その商社の買入れとかがどうかということよりも、逆さやを利用しての問題でございまして、これは後ほど御質問に応じて別途お答えすればよろしいかと思えますが、現在、政府が大部分の米を直接、間接に管理をしておいて、そして国民生活に必要なその米については、別にこれは問題が起きておるわけではないのであります。このモチ米の暴騰に応じて、余り米なりあるいは未検査米などを利用して、ひとつ商売をしてやれというふうな、そういう商社の行為、そのような食糧法に違反するような行為が一方において助長されることは好ましくない。したがって、それは嚴重に取り締まろうということで、現在そのような方針を打ち出したのであります。しかし、政府がちゃんと必要なものは現に押えておるということでございます。いまから、商社のそのような投機的な行為というものは、これはもう嚴重に取り締まなければならないけれども、そのことが国民の生活に現在大きな不安定を与えておるというふうには見ておらないわけでございます。

○中川(利)委員 いまいろいろな問題がごっちゃになつておるようでありまして、一つ一つ整理をいたしますと、まず一つは、いまのモチ米の問題でありますけれども、モチ米にいたしましても、国民食糧の主要なものだと私は思うわけですね。

食糧法をこのようになつて骨抜きにしますと、当然その買い占めや投機が起こる、こういうことがまず予測されたと思うわけでありまして、それを予測されたかされたか私にはわかりませんが、政府としてはどのように見ておったか、お伺いをしたいと思います。

○櫻内閣務大臣 現に行なわれておるような事態は、これを防いでいくことが必要だと思えます。未然に防止したい。したがって、これは先生もよく御承知のように、私は就任以来、この国際的な食糧の逼迫というものが、これはいずれいこうと国内的にも影響が出てくるぞ、こういうところとで終始一貫して、食糧制度を——いまいろいろ御批判をいたしますが、しかし、私はこの制度を正しく運営し、維持していくことが好ましいということ、あえて前農林大臣の当時のお話とは違つて、この食糧制度についてはいろいろ検討もしてもらい、そしてまたいい意見も出つたものけれども、いまはそういうものを取り上げるよりも、これを正しく守つていくほうがより必要であるということとを終始申し上げてきておるわけでございます。

それで、その限りにおいては、私は、見当は間違つておらなかったものでありますけれども、一方において、遺憾ながらモチ米の問題が起き、また過去における需給の緩和というものがこれに加つて、商社のああいふ行為が起きておつた、これはたださなければならぬということ、鋭意現在努力をしておる、こういうことであります。

○中川(利)委員 私が聞きしたのは、当然食糧法のいろんな手直しをいたしますと、そうした商社の買い占め、投機が起こるであらう、こういうことをあらかじめ予測していたのかいなかったのか。このことについてお答えをいただきたいわけでありまして。

でございまして。過去におきましては、これは當時の需給緩和を反映いたして——その当時の方がどうお考えになつたか別として、現実にはそういうことが反映して米についての統制がゆるみがちであつたということは現実でありますので、これはいろいろ申し上げる必要もないと思うのであります。

○中川(利)委員 それから価格の問題であります。先ほど大臣は、消費者米価についてはそんなに大きい値上がり、そういうものはないのだ、こいうお話でありまして。しかし、政府の標準価格米はそうでありまして、皆さん方の、圧倒的大部分を占める自主流通米価にいたしまして——私は、せんだつて十キロのササニシキを買いました、二千五百円ですね。これはびっくりしたわけでありまして。

そこで、お聞きしたいことは、四十七年三月の六十八国会で、物統令をはずした場合、消費者米価が値上がりすると思うか、しないかと思うのかという質問が国会でなされておるわけですね。当時の赤城大臣は、そんな物価の問題は、心理的なこともあるし、需給のバランスがとれば値上がりはしない、済む、こうおっしゃつておるのです。それにはさらに追及があるわけでありまして、たとへば値上りが一〇〇%のうち六、四、七、三ぐらいで上がるといふやうな、こういう追及が記録を見ますとあるわけですね。ところが、大臣は、私の見通しとしては、八割ぐらい上がらないつもりだ、二割はどうかなというところで位置づけておる記録があるわけですが、そうすると、ある時点の米価と比べて、いまは何割上がったのか。この赤城大臣のこうした見通しが正しかったのかどうか。いまあなたは、さきの政府の執行者がどう言つたか知らぬけれども、こいういうふうな言い方ではあなたの御所信を述べないといふやうな言い方ですが、それでは自民党政府といふものの一貫した方針の中で、また大臣の責任ある発言といふものの中で問題があるかと思ひますので、こうした赤城大臣の答弁なんかを見まして、あな

たのいまの御発言の内容と御趣旨が非常に違うように思うので、この点について御見解を承りたいと思います。

○中野政府委員 大臣から御答弁いただきます前に、ちょっと数字的に物統令廃止前と現在までの価格の推移を申し上げたいと思います。

昨年四月、物統令を廃止します前に、われわれのほうで事前調査をいたしておりますが、全国平均で見まして、上米が当時千九百五十五円、中米が千七百八十三円、並米が——これは現在の標準価格米であります、当時統制額で千五百十円というところでございます。すでに去年の四月現在で、上米、中米につきましては、自主流通米でございます。自主流通米の統制がございせんので、それと比べてみまして現在までの推移でございますが、上米につきましては、昨年の九月末に政府の売り渡し価格を改定をいたしまして、その際に水準訂正がございまして、上米につきましては八・四%、中米につきましては六・八%、それから並米につきましては五・七%上がりました。上りましては、そのあと現在に至るまで、たとえば上米につきましては三円のアップ、中米につきましては逆に十二円の下落、それから並米は動きなしというようなことで、大体価格は、先ほど大臣がお答えになりましたように、安定をしておるといふように見ております。

○中川(利)委員 あなたはいろいろ数字をあげておっしゃいましたが、問題は、物統令がはずされて、正規の政府のルートのお米、それからやみの余りのお米、これが混米されて格上げされて売られるというところに問題があるわけですね。

しかもこの量がたいへん多いというところに問題があるわけですね。したがって、いまあなたがおっしゃったような公式な数字をあげても、実態として国民の買うお米の値段の高さといえますか、しかもその出回りの量から見ると、標準価格米といふのは四割、自主流通米が六割でしょう。自主流通米については、それが皆さんの帳簿の中ではどこに行ったかわかるかもわかりませんが、販売

される実態、そのやり方については、先ほど言ったような混米というかつこうでやられて値段が不当に上げられている、それを何ら規制できない仕組みになっている。そういうところから考えてみました場合に、いまのような一般的なそういうありきたりの数字の中で国民が納得するかどうかという点について、御見解を承りたいと思います。

○中野政府委員 ただいまの混米の問題でございますが、政府の標準価格米の原料として売っております非銘柄米は、自主流通米と合わせた全体の中で四五%でございます。それが末端でどうなっているかといふと、大体全国平均でございますと三六%くらいが標準価格米で売られているわけでございます。そうしますと、数字的にいいますと、いまの九%が、標準価格米の原料で政府が売りながら末端では標準価格になってないというところになるわけでございます。これが全部先ほど申し上げました上米の価格まで格上げされておるといふことではございせん、先ほど私が数字を申し上げましたように、原価の高い自主流通米と原価の安い標準価格米とを混米いたしました、これがまあ大体中米になっておるといふようなことでございます。大体そういう傾向でございますが、一部あるいは安い原価のものを上のものにまぜるといふことは、なかなかこれは混米のこととでわかりませんけれども、大体はそういうことになっておりまして、いま先生おっしゃいましたように、全部が格上げをして高いものばかり売っておる、こういうことではないというふうに思っております。

○中川(利)委員 何だかわからないのですけれども、いま米屋さんでやみ米をまぜないで政府の言われたとおり売っている米屋というのは一軒もないでしょう、まず事実として、そういうことから考えまして、何か常識はずれの答弁のように聞こえますけれども、これはどうですか。

○櫻内閣務大臣 私は食糧庁長官がお答え申し上げたことで間違いないと思うのです。と申しま

すのは、標準価格米はこれはもうお調べ願えばわかりますが、昨年政府売り渡し価格を引き上げ、消費者米価が上がったその時点から、ずっと並み米は、標準価格米は、これは価格としては横ばいで推移をしておるわけでありまして、

そして、いま標準米についていろいろおっしゃられましたが、これはそれぞれのお米屋さんにこれを常置させることを義務づけておるわけでありまして、それこそ、私どもがもういふことであれただいて、われわれのほうもすぐそれについては手配をする必要が当然起きてくるわけでありまして、

そこで、いまお話で問題は混米のことです。混米については、これはもう私しばしばお答えをしましたが、米屋というもののもう長年の習慣で混米というものは行なわれてきておる。しからば、そのおっしゃりたいところは、標準米として出ている安いのを混米にして高く売っているんでないか、これが問題の一つだと思っております。それからまた、そういうものが混米されることがけしからぬということになります、私どもの立場からいえば、標準米というものをいつでも消費者の需要に應ずるだけのものを用意しよう。したがって、その場合にどの程度用意をするか。過去の実績等に徴しまして、ただいま食糧庁長官の言われたとおり、全体の中の四五%というものを確保しておく。そして、これはきちきちだったかどうかにもならないのですからね。そしてその結果若干のものが残ってくる。それが数字的には現在九%程度のものが残っております。これはしかし、昨年の十一、十二、一、二、三月ときておる間のことで大体九%残っておるんだというふうに数字的には推計をしておるわけでございますが、結果はどうなるかは別でございます。しかし、その九%程度残っておるものを、これが米屋さんの過去の習慣上、しかも政府としては必ず求められれば応ぜられるだけのものを確保しようという余裕を持っているから、そしてそれが混米される。そ

の混米されたときに、普通の自主流通米は上米としての先ほど申し上げた価格で売られておるが、中米として売られておる。それで、その中米は現在、昨年の十一月当時から比較すれば十二円下がっているというのを申し上げたわけですね。

○中川(利)委員 何かことばのあやといふか魔術のような言い方でありまして、問題なのは、標準米が四割で自主流通米が六割ですが、いづれ米の大部分が自主流通米に回っている。そのほかに相当量のやみ米が出回っているというところに問題があるわけですね。現にたとえ、日本経済新聞なんか、毎日の相場表の中にやみ米の市中相場表の毎日の動きを伝えておる。あるいは東商報という新聞がございまして、これは毎日やみ米の相場表を専門に出している新聞ですね。こういう事実から見まして、そうした通り一べんの何といふんですか、標準価格米は常に要求だけ置いてあるというのですけれども、全体の国民の食糧需要量からいいますと、政府が責任を持たなければならぬ、責任ある標準価格米のほうをどんどん少なくして、ほかのやみ米といふものをまぜ合える部分を多くしている。こういうやり方のあるところに今日の米投機や買い占めのいろいろな問題の根源をつくっているというように思われますので、そういう根本的なものの方から出さないと、単なる手先だけの言ひのたぐひとかあるいは対策になってしまうおそれがあると思うのですが、そういう根源について、より深いところからの反省なり考えなりがないのか、こども一回、失礼ですけれども、伺いたいと思います。

○櫻内閣務大臣 標準米が残って混米される、これは私の説明でおわかり願ったと思うのです。これをききかきにするとどういふよりは、そうではないほうが消費者のためだと思っております。そうすると、長い間の習慣の混米は、これはやむを得ない。そうすると、その混米の価格問題、これは上米、中米の価格制度がある、こういうことになりました。それから、いまお話のいわゆる自由米の問題で

ございするが、これは長官のほうから詳しい数字を申し上げてよろしいと思ひますが、農家の保有米を認めておられます。政府は所要のものを買い上げる、あるいは所要のものを自主流通米として流通させる、そういうものについてはみな予約金を出してちゃんと確保していくわけですね。しかしながら、農家の保有米が農作の場合に、多少余裕が出る。まあ普通の場合であれば、親戚、知己に贈与したりする場合もありますが、それが先ほど来問題になっておる商社の投機対象になり、またそういう自由米市も立つというところへ来ておつたと思ふのであります。これはでき得る限り正していかなければならないのであります。本来でいいますならば、そういう余り米があれば、これは倉石農林大臣当時の農業団体との約束で、これを自主流通米と同様に流通経路に乗せるといふ約束であつたわけでありまして。しかし、それじやうまみがないというやうなことで、やみに流されたということは非常に遺憾に思ふのであります。私もどしどしは生産目標も与えて、つくつた。その上に余り米が出たとするならば、これは農家にとつてのいわば目出度であるので、いまの統制の上に協力をしてもらつて、やはり正規の流通の上に乗せてもらうのが好ましい、またそのように今後指導してまいりたいと思つておる次第でございます。

○中川(利)委員 いま何だかんだいろいろなことを言ひましたが、問題は食糧法にいろいろなかつて手をつけた。だから、こういういろいろむずかしいことや困つたことが発生したのであつて、ああいう問題に手をつけないければ、スムーズに、何も事なく、政府が責任をもつていったと思うのです。

そういう点で私、聞きたいことは、あなた方が食糧の手直しをいろいろやつてきまして、一体だれがもつたのか。農民がそれで潤つたのか、国民がそれでもつたのか、農協がそれでよくつたのか。だれが一体これ得をしたんだ、だれのための食糧の手直しであつたかということ

あらためて根源から聞かなければならないと私は思ふのです。だれがもつたのですか。だれが得をし、だれが損をしたのですか。

○櫻内閣務大臣 これは農家のためでもあり、また消費者の立場から考えましても、現在行なわれておる食糧制度というものは、これは正しいものと思ふのです。いまモチ米から問題が出て、いろいろな批判があり、またそれに応じてわれわれも食糧制度をちゃんとしていかなければならないといふことで腹をきめてかかつておるわけでございますが、この米が余るやうな状況、生産調整もしなければならぬ状況、これはその当時生産調整も要らないのである、ダブつておるやうな状況、おいていいんだといふことではなかつたと思ふのです。やはりそのことは何か政治の上に反映をしておいていかなければならない。その政治の上に反映をしておいていく上に、安くて何でもたくさんつくればいいといふことよりは、良質米がよろしい、そしてそれが多少でも農家の実入りになるやうにといふことは、当時の声であつたと思ふのです。したがうことは、そのことが自主流通米制度になり、また政府の買い上げといふもの、予約制度制といふものを設けるといふことの必要もあり、生産調整をやつておることでありますから、生産目標を与えてやる、こういうことでできたので、この一連の過程といふものは、いまは商社のやうな問題が起きて御批判がございしますが、その当時におきましては別段これといふ批判なく行なわれてきたものであります。

しかし、これからどうかといへば、それは今回のやうな問題が起きて、御指摘のやうに、そのことが食糧法の根幹をゆるがすやうな問題にまで発展しかねないやうな傾向もなきにしもあらずといふことではある、これはいまの制度をちゃんと維持していくほうがよろしいといふことで、いまそのやうな方針で臨んでおるわけでありまして。

○中川(利)委員 そうすると、私はだれが得をしてだれが損をしたのかと聞いたわけですが、だれも、いまの大臣の答弁では、過去の事例を引き合

いに出して、米が余つてるときにいつまでもたくさんつくらなくてもいいではないか、こういう議論で押し返してきただけですね。ところが、これはほんとうは別の機会に問題にしたいことである、これは時間を設けて政府の責任として、つまり日本の農産物の中に米以外に引き合ふものがない、そういう政策をやつてきた、米以外の農産物の価格補償は何もない、そういう中で米が余つたといふことも事実であります。

しかし、ここではこの問題を論議するのが趣旨じゃないからやめなければ、実際問題として農民のためだとあなたはおっしゃつた。農民の何のためになつたか。たとえば減反や生産調整を押しつけられる、あるいは買入れ制限を押しつけられて、あなたのほうの農業白書自体が示しておられますやうに、農業の所得、あるいはいろいろなあらゆるものが全部だめになつていくという事実があるわけですね。そうすると、明らかにこれに手を付けたといふことは農民にとつてマイナスだ。この事例もあとで私、具体例で申し上げますけれども、農協はどうか。これも保管料や検査料が入らなくて大マイナスになつていく。その悲惨な例をこれもあとで引き続いて質問します。消費者について見ますと、あなたは消費者のためになつたといひますけれども、うまい米の要求があるんだからしようがないといふことをおっしゃいますけれども、そうではなくて、実際問題として標準価格の最上りも自主流通米あるいはやみ米をふやすやうな施策を制度的に保障してやつておる。また、そういううまい米と宣伝していき、こういう中ではややおうなしに消費構造がそういうものに向はれていくといふところに問題があるのであつて、実際は政府に高い米を買わされておる、こういう事実があるのです。これによつてだれもよくならないのです。もう一回この点について、あなたがよくならないと言ふなら、何がよくつたのか、少なくとも国民が納得するやうな御答弁をいただきたいと思ふのです。

○櫻内閣務大臣 農林省の立場からすれば、国民に対して食糧の安定的な供給といふことが一番肝心なことであります。だから、余つて問題を起さしてもいけないのです。したがうして、この米につきましては、現在一方において問題はありますけれども、大半は政府が管理しておつて、そして現在の米について不安定要素といふものは持つておらない。安定的に供給をしておる。それから、農家にとりまして、どんどん米だけつくつておるといふことであれば、そこで行き詰まりが来ることは必至なものでありますから、当時農村においてはどうかといふわけでおつたのですから、そこで国民に大きな負担をかけて休耕奨励金、転作奨励金を出しながら、われわれとしてはできれば転作が定着するようにといふことで臨んでまいりました。現在大体その方向に行きつゝあるのでございますから、あなたの御所見を言へば、農家のためにも消費者のためにも、だれのためにもならないやうな、私もどしどしは振り返つてみて、あの米のダブつておるやうなことからやつて安定した状況のほうへ持つてきたといふことで、みんなのためになつていく、こう思ふのであります。

○中川(利)委員 つまりいまの食糧のいろいろな手直しは、日本経済の矛盾といふか、日本農業の自民党農政によるところの矛盾のしわ寄せを一律に国民に、消費者あるいは農民に押しつける政府の失政のしりぬぐいであつた、私はこういうやうに見ておるわけでありまして、そういうことをいふまでも論議してもしょうがありませんから、さしたつて自主流通米に投機行為が入らないやうな仕組みをわれわれは考えなければならぬと思ふのです。これをいま問題にしてやつておるわけでありまして、どういふやり方を考えているのかといふことを具体的に答へていただきたいと思ひます。

○中野政府委員 自主流通米につきましては、全国農業協同組合連合会、商人系全集連といふのが指定法人になりまして、生産者が経済連あるい

は果の集荷団体を通じて米の委託をし、そしてその指定法人が販売業者あるいは実需者に売るわけでございますから、ルートは非常に明確にしております。しかも、その自主流通の販売計画は全部農林大臣が認可をするということになっておりますから、これそのものに投機行為が入るということは、これはございません。ただ、先ほどから問題にされておりますのは、酒米あるいはモチ米につきまして、いまの自主流通のルートの一部に商社が代行をやっております。このこと自体も、代行につきましては、実需者とそれから商社、代行者が基本契約を結び、そして具体的には委任状を出して個々の取引をやっておりますから、これ自体に投機が入る余地はございません。

ただ、もし問題があるとすれば、その自主流通制度の陰に隠れて申しましようか、あわせまして未検査米を賣うとかいうようなことが出てくる。これがいけないわけでございます。そこで、われわれといたしましては、いままでのこの数年間の自主流通制度の運用の経験にかんがみまして、この代行制度につきましても少しきちんとしたいということで、現在検討をしておるところでございます。

○中川(利)委員 いま自主流通米に投機行為が入らないようにと私は言いましたが、これは一つの例でありまして、たとえば同じように余り米に対してそれが横行しておることも含んで、そういうもの全体としていまの状況をつくり出しているわけでありまして。

代行買入の問題もいまお話がありました。商社の、つまり全体としてそういうやみ米が横行したり、代行買入が許されたり、いろんなかつこうで米の流通市場というものが、モチ米だけでなく、ウルチにまで投機が入るような状況があるわけでありまして、この状況をつくり出したものが、さつき申し上げました一つは自主流通米であり、一つは物統令であり、一つは買入れ限度数量の制限だ。この三つの根っこがある限り、あなた方がいろいろあれこれやっても決してこのような問題

は解決しないだろう、救われていかないだろう。こういうふうに思いますが、その点はどうですか。○櫻内閣務大臣 何度も繰り返して申し上げるようでございますが、いまの食糧制度の状況のもとに御指摘になった自主流通米制度とか予約限度数量制とか物統令、こういうことがあるからだめなんだということを言われますが、これは先ほどから御説明申し上げるようないろんな事情のもとにそのような運営が行なわれてきたわけでございまして、このままの姿におきましても、今後において問題の起こる要素はない。今回の食糧法に基づく調査によつて実態が把握されておりますから、この点については姿勢を正しながら今後の食糧法の運用をしてまいりたい、こう考えておる次第であります。

○中川(利)委員 あなたも何回もおっしゃったように、私も何回も聞いて悪いわけでありましてけれども、いろんな事情で自主流通米ができたり物統令が廃止された。そのいろんな事情の中でその問題にメスを入れないではやはり今後投機がますます起こるであらうし、やみ米ももっとばつこするであらうし、ただえりを正してやればよいという問題ではないと思うのです。そういうものを直さないで守られる食糧というのはどういう食糧なのか、逆にお聞きしたいわけなんです。

だから、具体的な中身ですね。その根拠を残しておいて、その根拠をなくするということですか。これはたいへんなことだと思うのです。そういういままでそれができた経過をお聞きしたのでわかつたわけですが、何としてそれをなくしていくかということが、私はまだいまの御説明ではわからないのですから、もう一回教えていただきたいと思つてます。

○櫻内閣務大臣 もう端的に申し上げますと、今回のように、食糧法に基づく調査もいたし、摘発もいたすということになりましたから、商社のほうでももう米は扱わぬ、こういうことを言っておるのではありませんから、その効果は上がつておると思つております。

○中川(利)委員 そういう現象的な、一時的なことでなく、問題の本質を聞いているので、それに対して商社がそういうことから今回はもう撤退するべえ、そういう甘いことで今後農林行政がつかまりますか。

○櫻内閣務大臣 これはもう先ほど詳しく御説明申し上げて、本来、皆さんのほうから御批判は出ましたけれども、いまの食糧法をちゃんと維持していける、自主流通米にしても、これは長官から御説明申し上げたとおりちゃんと正規のルートに乗るべきものである。しかし、それがどうして乗らなかつたか。それは、需給が緩和しておる状況のもとでそのルーズさという点は私も率直に認めておるのであつて、これを正せば間違ひありませんというところを言っているわけなんです。

それから価格の問題にしても、標準価格があつて、そして先ほどから上米、中米、並米の価格推移から全部御説明申し上げて、そして中米の価格がどうして出るかも、混米の割合も全部申し上げて言つておるのでありますから、御理解いただきたいと思つてます。

○中川(利)委員 大臣、そういう甘い考えでいるからいまのような問題が起こつていっているのです。では、ひとつ私、具体的な事例でお聞きします。

いま商社はどれだけすこいことをやっているかというところを、一つの例でありますけれども、申し上げます。全体的に言いますと、米の出どころ、つまり農家の庭先から農協を含めて、末端の行きつく先までほとんど独占的に支配できる体制が整つたといつていいのです。その支配がいかに強いのかというところは、極端に言えば、食糧庁出先である食糧事務所まで商社側の不当な行為を助けている。食糧事務所と業者側がぐるになつていいます。こういう例も、持つておるのであります。だから、この現状を少し申し上げますので、これでもあなた方が言つたようなあんまり程度できびしいあれがでるかというところをひとつ考えていただきたいと思つております。

その一つは、これは北海道の旭川市の六条通の旭川米穀という会社であります。この会社は資本金六千万円の会社で丸紅とのつながりを持って

いるわけでありまして、自由米の扱い高が上川支庁の八〇%を占めるくらいの大いな会社であります。それで一回、三月初旬に食糧事務所の調べも受けていますけれども、この旭川米穀のやみ米の集め方は、この場合は持ち込みでありまして、三つのルートがあるわけですね。一つのルートは、これは名前も私、全部調べてありますが、やみ専門のブローカーがおりまして、この男が庭先買いをする。一俵九千七百四十くらいですね。二百円のりべートをとつて旭川米穀へおさまるといふルートが一つあるわけですね。もう一つのルートは、農家から単協へ直接やみ米で売る。単協でこれをやみ米で買ふということですね。九千七百五十くらいです。この単協から旭川米穀へ売つていく、こういうルートがあるわけですね。この場合は大体一万一千円から一万二千円くらいになっていまして、ところで、ここでおもしろいことは、農家に言わせると、やみ米だから検査料は要らないのだと言つていられるのです。キロ当たり十円の検査料をとられるとなれば、麻袋六十キロで六百円浮くわけですよ。そのほかに、検査に通るか通らな

いか、何等だかというふうなことでよいな気苦

ですね、経済連も、必ずしも旭川米穀へ売るためではないけれども、自分は自分で売らなければ、道連そのものを維持できないわけですから、やみ米の買い集めを末端農協に指示しておるのです。あらかたの単協はそれのために自主流通米とは別にやみ米を経済連に上げていくという実態があるわけですから、単協はそれぞれ経済的に弱く、経済連にやみ米を売る場合は少しでも高く売りたい。その場合、旭川米穀にはこれだけで売ったということをつけ引きの材料として使っているわけですね。ところで、道連では少なくとも安く買いたいから、そのやみ米をめぐりまして、単協対旭川米穀、単協対道連、この関係の中でいろいろ、何とか問題が起きているわけですね。こういう事実を大臣はどう考えますか。

○櫻内閣務大臣 私はその事実を承知しております。そこで、いまの御説明は御説明としてお聞き取りいたしました。ただいま担当者のほうからお答えさせます。

○中野政府委員 具体的な御指摘でございますので、いまお話しございましたように、詳細には食糧庁といたしましてもまだ承知をいたしておりません。さっそく調べてみることにいたします。

○中川(利)委員 第二の実例を出します。これは食糧事務所が商社の買占めに協力しているのじゃないかということ。これは茨城県の水戸に茨城倉庫という会社があります。本社は水戸ですが、倉庫はあちこちにあるわけですね。それで、この茨城倉庫という会社が、問題だと思ふのは、前もって食糧事務所の次長が新聞記者に、茨城倉庫に

——ここには約九百トン、三十キロ入りで三万俵の米が入っているという事実をわれわれつかんだわけですね。それから、つかんだことだけ先に言いますと、食糧事務所の調査は入っていないけれども、何というか食糧事務所担当の出入りの新聞記者に対しては、その食糧事務所のえらい人が、茨城倉庫には第一次の調査ではやらなかったが、第二次ではやるぞというのをあらかじめ知らしているわけですよ。このため連日地元の新聞で

は、あすいよいよ茨城倉庫を捜索とか何とかいうことをいろいろ書き立てておりましたね。それから、倉庫に入っているやみのモチ米というのは、普通の麻袋に入っているのではなくて、えさの袋、肥料の袋に入っているわけですね。こういう事実をつかんで、私の秘書が四月四日の朝の九時に茨城食糧事務所を直接訪問したわけですね。そして、その担当のえらい方とお話ししたわけでありまして、そのときにこう言っているのだな。いま言ったことを確認するために、新聞記者に第二次でやるのだというのをわざわざ話して時間かせぎをさせたということに基づいて、そういう事実があったか、話したかと言ったら、その方は話したと言っているわけですね。それから、それだけではない。言った順序に言うとかかりやすいからあれですが、まずそこで反町という次長とお会いしまして、いろいろ事情を聞いたのだのですが、茨城倉庫の米は凍結してある、しかし、やみの米かどうかは調査していない、こう言っているわけですね。まずそこです。四月四日ですよ。そこで、私のほうでは、第二次調査でやることを新聞記者に言ったことがあるかと言ったら、あると言います。それから三万俵入っている事実があるか。ところが、三万俵ではなくて、実際は六十キロ入り紙袋、えさ袋、肥料袋で一萬五千俵だ、その所有者はだれそれということをおっしゃるのです。

そこで、私、問題にしたいのは、まずそういう点でわざわざ新聞記者に予告して書かせて、相手に時間かせぎさせている。それを指示したのは食糧事務所だということが一つですね。二番目には、国会議員の秘書に対して茨城倉庫はまだ調査が済んでいないと言っているのです。そう言っているが、四月六日付の毎日新聞、あるいは食糧庁もそういつていると思うわけですが、茨城倉庫の調査はすでに終わった、こういつているのです。毎日新聞でもそう書いています。これは一体どういうことかということ。それから同じ六日付の毎日新聞には、この茨城倉庫に入れた北日本食品

社長は記者会見で、丸紅とおれのほうは関係ないのだと言っている、こういうことを書いてあるのを例にして、食糧庁としてはやみ米でないことがわかったからだということ、四月五日に凍結を解除しているのです。すぐ次の日、私の秘書が行った次の日に凍結を解除しているのです。そういうことがあり得るかどうかが問題なわけですね。

同時に、このことで専門家に聞きましたら、一萬五千俵の米を検査するためには、これがやみ米かどうか突き刺して調べなければならぬわけですから、大体二人がかりで一週間かかるのだ。ところが、この時日経過というならば、二十四時間以内に一萬五千俵調べたということになるのです。それで解除しておるのです。こういうことが実際にあり得るかどうかが問題です。つまり私のほうの共産党がそこに乗り込んだものだから、あわ食って急に解除した、こういうことにもなると思うのです。こういうことはだれが見ても、食糧庁の出先である食糧事務所が業者と癒着し、加担していることであらうと私は思います。けれども、これはどう思いますか。

○中野政府委員 ただいまのお話、ちょっと私がお伺いしておいても、私のほうに対する報告とは違ふ点があるようでありますから、若干詳細に申し上げますと、食糧庁は、二月の末、食糧事務所長を集めまして、倉庫の調査の指示をいたしました。それが二月の下旬でございます。食糧事務所では準備を整えまして、二月の終わりのころから三月の初めにかけて調査をしたわけでございますが、御指摘の茨城の倉庫につきましては、調査をやりましたのは三月一日でございます。九百トンのモチ米を発見したわけでございます。

そこで、食糧庁といたしましては、今回の調査は、摘発が目的というよりも、流通段階で滞留をして売り惜しみ、買占めが行なわれることを、この調査によりましてなくするというところでございまして、すでに三月の中ごろにもう一べん関係所長を全部集めまして、処分方針を指示をいたし

ております。これによりまして、本来厳密に食糧法を適用しますれば、未検査米でございますから、農産物検査法にも違反いたしますし、いけないわけでございますが、この際は、調査をした上で流通過程に問題がないといえますものは、大体実需者がもうすでにやみ米といえども買っておるというものについては、凍結をすぐに解除をするという指示をいたしたわけでございます。

ただ、この倉庫につきましては、非常に大量なものでありますから、またいま御指摘もありましたようなことがありますものだから、若干その解除がおくれておりました。その間、御指摘のように、これを一俵一俵検査することは、もともといろいろな袋に入っていたようでありまして、きませんので、品位の仕分けの鑑定をいたしたわけでございます。そういったものと大体九百トン、九百トンですから三万俵でございますが、そこにあるものの大部分がいわゆる規格外米であったというところであります。そこで、品位の仕分けの確定いたしましたのは四月の二日でございます。すでに食糧庁本庁からは、三月の末に凍結解除を指示いたしております。現物が動きました日にちをちよつといまここに持っておりますが、私のほうから指示をいたしましたのは三月の末でございます。先ほどから申し上げておりますように、今回の場合は、むしろ早く実需者の手に渡すというところ、ただし、この場合も非常に大量でございますので、その一部は茨城に滞留をいたしまして、それを零細な加工業者に分けるというところまで行政措置をとったわけでございます。

○中川(利)委員 いまいろいろ言われましたが、つまり国会議員を代理する秘書が参りましたのに、わざわざ調査の済んでいるものを済んでいないと言ひ、あるいは新聞記者には、前もっていつ調査するかわざわざ発表させてみたり、あるいはいまやみのモチ米について問題になっていて、それを一俵一俵検査するという慎重な配慮が必要なのに、まとめて何とかするということがありますが、これ

ども、何だかまとめて料理するようなり方、こういうことで国民が信頼すると思えますか。こういう点についてやはりいまの問題があるだろうというふうに思いますが、そこら辺はどうですか。

○中野政府委員 一俵一俵検査するということになりまして、いろいろな袋に入つたものを全部農家に戻して、それから既定の手続をとってやるということになるわけでございます。三万俵もありまして、農家はだれかということもなかなかわかりません。しかも、そういうことをやっておれば非常に日数がかかるわけでございますから、そこで、これは食糧法を厳密に適用すればあるいはいけないこともわかりませんけれども、この際は、未検米ですから、やはり品質鑑定をした上で早く実需者の手に渡すほうがよろしい、と同時に、やはり未検米を扱っておりますから、何がしかのこらしめということ、五十トン以上のものにつきましてはその二割を、食糧法に基づく行政命令を出しまして、その実需者から別の零細な県内の業者に分けるというところまでやったわけでございます。今回の措置はそういうことでやりましたので、その点は御了承いただきたいと思えます。

○中川(利)委員 なぜ私がこういう問題を出したかといいますと、つまり大商社のいまのしかけ、支配網というものはあらゆる網の目を張っている。それに行政機関も加担したと疑われる節がある。それだけじゃなくて、いま第三の実例として出したことは、製菓業者やあられ業者を、こういう会社ごと買い占めをしている事実がたゞさんある。系列化はもちろんでありますが、会社そのものを買い占めている。そういうことでありますから、これは先ほど大臣が言ったように、単純な、おれは米から撤退するから問題は解決したんだということでないから、あらためて申し上げたいわけがあります。

その買い占めの実例であります、これも自主流通米の発足や物統令の廃止以来、そうした実需団体、実需会社というものが買われていつているわけですね。一つの例だけ申し上げますと、茨城

県の下館市に、これは名前は伏せますけれども、年間二百トントくらい製の業者がありまして、そこへ経営不振のところに、もちろんこれは丸紅であります、それとつながる正栄食品というものがあらわれまして、これは米とは全く関係のない酪農製品の業者ですが、この会社を再建してあげると言いが、社長を追い出し、重役を全部追いついて、いまもの社長はおぼろげに出されております。それから、もとの会社の経理課長は、これは社長のおいに当たるんですが、外交員になっております。もとの会社の専務、これは長男であります、八丈島へ出かせぎに行っています。しかも、この会社のいまの倉庫には、年間自分の使う量以上の相当量というものがしまわれているわけですね。これが実態だということなんです。

いま三つの例を一つの例であげましたけれども、こういうことになりまして、自主流通米を発足させ、あるいは物統令を廃止する、あるいは買い入れ制限をするということが、一体どれだけおそろしい結果につながるかというのを認めたいだかなければならぬ。その反省の上に立つて新しい施策を講じなければならぬというふうに、私はあなたからそうじゃないと言われても、そう思うのですけれども、この点についてもう一度お答えいただきたいと思うのです。

○櫻内閣務大臣 いろいろの事例を承りました。私ももととして大事な問題でございますから、必要に応じてよく調査もしてみたいと思えますが、そのような事態が多少でも真実であるということになってきますと、影響するところは大きいと思うのです。私が先ほどから繰り返して申し上げておりますのは、今回の食糧法に基づく調査ということから、需給緩和を背景としての米の動き、あるいはモチ米の需給逼迫による米の動き、あるいは米の事態が明らかになり、また考えさせられる各種の問題が起きたのでありますから、したがって、現在の食糧法をしっかりと運用いたしまして、そういうことのないようにつとめよう、本来自主流通米制度というものはそういうことになるべきもの

でないということをお願いしておるわけでございまして、この辺を御了承願いたいと思うのであります。

○中川(利)委員 さしあたり私が一つだけ申し上げたいのは、物統令は廃止してありますが、これをもとに戻すことはできないのか。いまのような事態を踏まえてどうです。

○櫻内閣務大臣 これもお答え申し上げておりますように、物統令を適用しないからといっての問題を予想していろいろお話ししてございますが、現在の標準米制度というものが一つの指針になる。この標準米から、上米だからといってべらぼうに高く売るといふわけにはいかない。

(委員長退席、山崎(平)委員長代理着席)  
また、それは当然多数の消費者の批判的になるのでございまして、良質米がある程度の価格を維持するということは、再三申し上げるように、そのことによって生産者の手取りも多少でもよくなり、また消費者の嗜好に応じて良質米が提供されるということ、現在の世相からいたしまして、やはりこれも国民の要望の一つの線に沿ってまいったこととございまして、こういう見地から物統令を再び適用するということは考えておりません。

○中川(利)委員 いま私の質問に対するお答えの中に、私の質問の中心について多少でも真実であるならばというように受けとめ方をしているらしいやうなものでございまして、もう少しく真剣になって突き詰めて考えた場合に、私はいまのような答弁はできないのじゃないかと思うのですけれども、あなたも十分わかっておる答弁でしょうから、これ以上追及しません、非常に遺憾だと思います。

同時に警察庁がこへ来ておるようでありまして、ついででありますから警察のほうへお伺いしますが、新聞なんか拝見しますと、丸紅に対する捜索について、いろいろな新聞の見出しだけ私持ってきています、たとえば四月五日木曜日の朝日新聞、「丸紅今週にも捜索 警察庁」なんという

うことが書いてある。いろいろ警察が事前にこういうふうなつかうで、いまにおまえのほうやるぞ、あすやるぞということを書いてある新聞もあります。つまり、相手の商社に対して、どうかひとつものを隠してくれとか、何かそういうことを教えてやるようなやり方が、一般の国民からしますと、おかしいじゃないか、やはり政府と業者あるいは警察が癒着しているのではないか、こういうことまでいわれているわけでありまして、この機会に、なぜこういう事態が生まれているのか、お話しいただきたいと思えます。

○相川説明員 お答えいたします。警察といいたしましては、捜査中の事件につきまして、いつ逮捕するとか、いつ捜索をするとかというのを事前に発表をするというふうなことは一切これまでいたしておりません。もしこのようなことをいたしますと、相手方に証拠隠滅等の行為を行なわせることになりまして、事後の捜査にたいへんな支障を来たすわけで、したがって、これらの点につきまして、私どもが、たとえば捜索の場合、捜索に着手する以前に、前もってこれを発表するということとは全くやってはなりませんし、現にやっておりますわけですね。

今回の捜査にあたりまして各種の報道が飛びかいましたけれども、この原因はどこにあるのだらうかと私も考えてみますと、新聞の報道にあたりましては、新聞社は現地等におきまして警察をはじめ関係者等からいろいろな取材活動を行ないます。その過程で各社が知り得た、あるいはつかみ得たことをもとにして、それぞれ各社の判断でいろいろな報道を行なうことは一般に行なわれています。

今回の捜査にあたりまして、事前に警察が発表したのではないかと御指摘ですけれども、これは地元の本部長等にも、当時、私、確かめましたけれども、捜索の日時等について事前に発表したりあるいは関係記者に漏らしたり言明したりというふうなことは全くありませんでしたので、御了解いただきたいと思えます。

○中川(利)委員 警察としてはそういうことはするはずはない、こういうことであります。確かに、敏腕の新聞記者がそれをかぎつけた、こういうことはあり得ると思います。あなたのほうでは、そういうことを事前に発表すれば事後の捜査に支障がある、こういうことで発表はしないのだ、こう言っていますが、そうすると、ああいうふうにどんどん書かれたら、事後の捜査にいろいろな支障がいまあったわけですか、そこら辺はどうですか、実際、この場合はありましたか。

○相川説明員 今回の事件につきましては、いろいろ国民の関心も高くありました。したがって、マスコミ関係者も早くからこの問題の成り行きというものを取り上げておりました。関係被疑者等では、おそらく相当の防衛準備をしたものと私は考えております。しかし、相手方の防衛とか保秘とかがかりにあったにしても、そういう障害を払いのけていいますか、克服して真実を解明して、捜査を明確に進めていくということが警察の本来的な使命でございますので、今回、あのような記事で特に支障があったとは私、考えておりません。

○中川(利)委員 そこで、私が聞きたいことは、これはこれでわかるわけですが、こういう問題に対しては、新聞社がいち早くかぎつける条件にあるからかぎつけるわけですが、たとえば民主団体あるいは革新団体、そういうものをおたくがやる場合は、朝の六時ごろぱっと急襲するんだ。これは秘密が漏れないようなしかけになっている。なぜ、こういう大商社になれば、新聞記者が敏感にかぎつけるようなにおいをまき散らすのか。民主団体やほかのそういうものになれば全く秘密裏に急襲する。しかも、やるのはたいてい朝の六時ごろです。私もやられたことがありますからわかっていまして、捜査方針の基準がなぜそういうふうに変わってくるのか、ついでながらお答えしていただきたいと思ひます。

○相川説明員 今回の丸紅東京本社の捜索に限って申し上げますならば、通常、捜索は日の出から

日没の間に行なうのが刑事訴訟法の一応のたてまえになっております。ですから、夜明けと同時に踏み込んでよろしいわけですが、しかし、丸紅本社の場合に、私も事前に、何時から業務が開始されるであろうかという点も調査いたしました。そして最も効果的な捜索を行なうためには、関係社員等が出勤し業務を開始する直前ぐらいが一番よろしい。妙なことを申し上げるようですが、たとえば自宅を捜索する場合あるいは暴力団の事務所を捜索するというような場合がありましても、このような場合には特に業務の開始時間等にとらわれることなく、出勤前適当な時間を選んで捜索をするというところを行なっております。ですから、特に今度の場合に限って、捜索時間を出勤時間、業務開始時間にわざわざ合わせて、他のものと比べておくらしてやったものではないことを御了解いただきたいと思います。

○中川(利)委員 この丸紅の問題については、社長自身が、大量のモチ米を違法に、不当に買い占めた、こういう発言を、この前以来新聞記者にもあるいは衆議院の物特委の喚問の際にも申しているわけですね。おたくはいま調査中ということでありますが、明らかに歴然とした事実がここにあるわけでありまして、そのために社会的に大きい影響を与えた、こういうことであります。それはそれとして、おたくの送致件数を過去ずっと見ますと、東北六県の関係で申しますと、食糧法違反の事件ですが、昭和三十九年、四十年、非常に米不足なころに比べて、四十四年、四十五年は三十分の一に減っているのです。つまり四十四年、四十五年は米の余り問題が出なかったときです。と、ところが、最近、四十六年から再び送致件数がふえてくる。これはそうした米の需給の自然の推移としてそういうことになっているのか。そこらは、いま米不足になったから、また乗り出したのか。そういうことについて、あなた方はどういう基準でこれをやって、こうなったのか、教えていただかせませんか。

○相川説明員 ただいま、ここ数年の食糧法違反

取り締まり件数がだいぶ変動があるのではないかと御指摘ですが、私のところに数字がございましての申し上げますと、四十三年は四百七十七、百五十件程度でございまして、それから四十七年、五年後でございまして、百三十九件、百五十件、これが去年の件数です。四十四年、四十五年、四十六年を見ましても、四十四年はちよつと落ちておりましても、百五十件前後、百五十名前後という検挙件数になっております。

これらの取り締まり、検挙の基準というお尋ねでございまして、特にこれはという基準は設けておりません。ただ、一般的に弱いものいじめや小ものいじめにならないように、流通過程における重要、悪質な違反者というものを検挙するように、あるいは取り締まりをするようにつとめております。そして警察の取り締まりなり検挙という面を通じて行き過ぎを是正するという方向で考えておるわけでございまして。

○中川(利)委員 米というのは大体東北六県が主な産地でありまして、東北六県も件数の割りで私、申し上げたわけですが、大臣にちよつとお聞きしたいわけですが。

先ほど言いましたように、四十四年、四十五年は、警察の取り締まりの送致件数も、三十九、四十年に比べて非常にゆるくなりまして、三十分の一ぐらいいなっているのです。たとえば四十年ころは三百八十四件検挙であったのが、四十五年ではただの八件ぐらいいなくなっているのです。もうたいへんな減り方です。ところが、最近、四十七年は六十五件ぐらいいふえてきているのです。これは物が不足すれば検挙が起る、必ずそういう犯罪が起る、こういうことを数字で端的に示したものだと思ふのです。いま警察がこういうふうに乗りに出ているというところは、米の絶対量が不足だ、こういうことの反映ですね。投機があらわれるというのはいまそういうことの反映だといふふうに思ひますけれども、あなたはこれをどう考えていますか。

○櫻内閣内務大臣 一昨年、天候のかげんで、単年

度では需要供給は不足であったと思うのであります。それが反映しておるのではないかと、いうことを考えますと御質問のようなことに相なるかと思ひますが、しかしながら、昨年は豊作でございまして、計画どおりに古米三十万トンを持って、それからまた新米年度では新米を十一月当初二百五十万トン近いものを持って渡ったと思うのでございまして、現在本年度の見通しを考えましても、米の需給上に不安は全くないということをお申し上げておきたいと思ひます。

○中川(利)委員 時間の関係もありますからいいですが、秋田県平鹿郡の増田農協では、こういう問題が起つております。

一つは、正規の政府米を、農協が配給米として政府に売って、政府から業者に売った、この業者から農協は買い戻して、さらに自主流通米として売ったという事件が一つ出ています。そのほか、農協がやみ米を買って業者を通じて売っている、こういうことではないか、へんな問題になっているわけですが、このことについては前もって私が御連絡したわけでありまして、ひとつ、こういういまのあり方、これを許した背景あるいは政府のこれに対する考え、そういうことについてまず前段お答えをお聞かせいただきたいと思ひます。

○櫻内閣内務大臣 あらかじめお話がございまして、詳細調べてございまして、長官から御説明申し上げます。

○中野政府委員 増田農協に關します事件につきまして、現在まだ警察当局で捜査中でございますので、最終的な結論は申し上げられないわけですが、その中間でわれわれのほうは、秋田の食糧事務所からの報告によりますと、当初はこの事件は、いま御指摘の平鹿郡の自由米業者が、酒用としてその近所の開田地区から未検査米を買い入れて、それが売れないのですから、増田農協と平鹿町農協の農協支所に買い入れてほしいというのをいって、それを農協が手数料二百円取って買った、こういうふうに関係しておったわけですが、その後警察当局の調べが進みますと、内容

が交わつてきてまして、東京の雑穀商といひましようか自由米業者、たしか二つの店と聞いておりますが、それから買い受けて、それを農協に持つていった、こういう事件のようでございまして。これは先ほど大臣もちよつとお触れになりましたけれども、まさにいま食糧制度によりまして生産者から買上げた値段とそれから政府が売り渡します値段の差を利用した、もしこういう事実であるとするれば、私は非常にゆゆしい事件だと思つております。こういうことがありますれば、またこんなことはめつたにないことでございましてけれども、こういうことがいろいろ出てまいりますと、食糧制度の根幹にも触れてくるような問題だと思つております。まだ捜査の段階でございまして結論を得ておりませんので、いまだどうするかということに申し上げられませんが、食糧庁といひましては、その事態が判明した段階で厳正な措置はとるべきだといふふうに考えております。

それじゃ、この背景はどうかといふお話でございしますが、やはり需給が緩和してございまして、先ほどからいろいろ御議論があるといひまして、先ほどの事件に関する限りは、単にやみ米を扱つたといふことではなくて、一ぺん出ました自由米をもう一ぺん政府に売りつけたといふことでございまして、これは一般論では論ぜられない。先ほど申し上げました食糧制度の適正な運営といふ面からは非常にゆゆしい問題だといふふうに私は思つております。

○中川(利)委員 この事件はめつたにないことだといふことは、今後も起こらないといふことは違ふと思つてます。ましてやこういう問題が起る背景として、そうした食糧の矛盾を思ふやうに手玉にとつたといふことになると思つてますね。また、それに乗らなければならなかつた農協の現実もまた問題だと思つてます。つまり、そうした、自民党政府の農業政策の根幹であるといひられる食糧法そのものの欠陥を利用したわけですから、そこを、先ほどの議論に戻るわけですが、けれども、何が手当てをしないと同じようなことが

起ると思ひますが、その点どうです。  
○中野政府委員 この件につきましては、食糧制度の欠陥を利用したといふよりも、むしろ現行の生産者米価と政府の売り渡し価格の差を利用したわけだと思ひます。これを欠陥と私は申せなかつたと思ひます。

○中川(利)委員 逆さやを利用する、そういう単純なことに見えますけれども、問題は、いまの食糧のあり方そのものが問われたといふことだと思ひます。これはどうです。

○中野政府委員 現在大部分の米は政府が直接農家から買ひまして、それを一定のルートに乗せて消費者に渡してゐるわけだといふことから、そういう段階での価格関係を利用したといふことでございまして、先ほど申し上げましたように、こういうことは二度とさせてはならないといふふうに私は思ひます。

○中川(利)委員 二度とさせてはならないといふけれども、いまの食糧法であるならば、現実に第二、第三のこういう事件が起る可能性があるのでしよう。だから、食糧法そのものの、どこか枝葉のところをやつてゐるのではなくて、根幹そのものをこれはおかしてゐるわけでありまして、しかも秋田県は農業県といはれてゐるわけでありまして、そういう中で起つた事件であるだけに、なおさらこれは政府自体、こういうものの起つた背景について、食糧法そのものの根幹について考え直すべきときでないかといふことを、逆に問ひ直してゐるに思ひます。

○中川(利)委員 この事件から考えさせられますことは、現行食糧制度の適切な運営をやつていかなければならないといふことであります。逆さやなどを利用しての不当利得を得ようといふようなことは、これはゆゆしい問題でございまして、このことをもつて、皆さん方はよく食糧制度を堅持せよといふお話を、きょうそれを改正したかどうかといふ御意見が出るようでは困るので、

それよりむしろいまの制度を適切に運営していくほうがよりベターである、かように見ております。  
○中川(利)委員 私は食糧法といふのは、いま、なしくずしに自主流通米をつくつた、買入れ制限をつくつた、物統令を廃止した、このことが問題だからもとへ戻せと言つてゐるのですよ。そのことで問題にしているわけですが、逆にあなたは、大臣ともある方が、そういうことをわかりながら、そういうふうな言つてくるといふのはお人が悪いと思ひます。

私はそこでお伺ひしたいことは、この問題の中に農協が入つてゐるといふことですね。農協が入つてゐることはこれは重大なことですね。特に、なぜその農協がこういうものに手を出したかといふことを考えてみますと、一つは減反、減産で、単位農協の大きな収入源であるところの米の保管料、検査料、こういうものがなくなつたといふことだと思ひます。増田農協の場合で見ますと、四十三年度米穀年度末、つまり四十四年九月の倉庫に入つてゐる在庫量はウルチ米で五十七千七百俵あつたんですよ。それがいまは昭和四十七年度の年度末見込みの在庫量は七百七十俵ですね。十分の一に減つてゐるのです。つまり農協経営の心臓部が皆さんの手直しの中で、われわれのことばで言へば、食糧改悪だ、抑えられてしまつてゐるといふことですね。これでは政府が、やみ米を扱つてめしを食へ、こういうことを農協に教へてゐるやうなものじゃないですか。農協がどうしていいかわからないといふ状況をつくり出してゐるのは皆さんじゃないですか。そこら辺はどう考へてゐるか、お聞きします。

○中川(利)委員 これは申し上げるまでもなく、米の扱い数量が少なくて、その面からの収入が減つた、それによる影響がないとは申し上げません。しかし、農協の本来の使命は、ただ米の扱いだけで成り立つといふことでもないのではありません。それから、それぞれの農協における創意工夫、また本来農協の活動といふことに徹していただいていきます以上、農協の存在意義といふものは十分

あると思ひます。  
○中川(利)委員 大臣はそういうことを言つてゐるから、農協はやみ米に手を出すんですよ。あなた、農協にはほかの仕事もたくさんあるじゃないか、こつとつとやるわけですよ。しかし、農協経営の収入の大部分といふのは保管料なんですよ。それをやられてゐるから、こういう状態にまで手を出さなければならなくなつたといふことでしよう。また、やみ米を買つてきて政府管理米で売るといふやうなことも、そういうことに原因があるわけですね。つまり保管料かせぎですよ。それをほかの仕事もあるのにといふようなことは、まことに私は無責任なあれだと思ひます。

そうすると、ほかの仕事はどうかといふことがあるかといひますと、ほかの仕事、たとえば最近の単位農協でも、本来の仕事の農業指導、農事指導よりも、最近では、いま法案でも出ていますけれども、銀行家並みの仕事を押しつける傾向がふえてゐる。外国為替とか手形割引とか、そこまでいつてゐませんが、そういう方向に持つてきてゐるわけですね。だから、農協職員の農業に対する知識もどんどん落ちてきてゐるといふ事実があるわけですね。だから、食糧事務所の職員が米の検査に参りまして、一緒に倉庫に入つた農協の職員が米を見れない、米を見る技術がない、こういう状況がある。したがってめんどくさいから、食糧事務所の検査員は、ある米を全部五等米にしてさつと帰つていく、こういう事実があるわけですね。保管料は、御承知のとおり、一等米と五等米の中では格差がありますね。だから、みんな五等米でやつてゐる。つまり農協職員が本来の仕事ができなくて、そういうよくない仕事まで手回さなければならぬ状況の中で、農業そのものがだんだんおろそかになつてきてゐるといふ事実が農協の収入減につながつてきてゐる、こういうことにもなつてゐると思つてゐる。そういう点についてどう考へてゐるか。

○中川(利)委員 この過剰米のときの取り扱いを基礎にしてゐる御議論のように受け取れるわ

あると思ひます。  
○中川(利)委員 大臣はそういうことを言つてゐるから、農協はやみ米に手を出すんですよ。あなた、農協にはほかの仕事もたくさんあるじゃないか、こつとつとやるわけですよ。しかし、農協経営の収入の大部分といふのは保管料なんですよ。それをやられてゐるから、こういう状態にまで手を出さなければならなくなつたといふことでしよう。また、やみ米を買つてきて政府管理米で売るといふやうなことも、そういうことに原因があるわけですね。つまり保管料かせぎですよ。それをほかの仕事もあるのにといふようなことは、まことに私は無責任なあれだと思ひます。

けです。需給が均衡がとれておる、その中での保管料、米の扱いによる手数料の収入というものの、これを本来なら基礎にして考えるべきものではないかと思うのです。それを私は第一に考えます。しかし、先ほども申し上げたように、影響を受けておるといふこと、その収入が相当あったときに比較して減っておる、このことはもちろん農協のことを考えるときに、私も一応頭に置いてみる。そこで、私は、農協自体の本来のいろいろな仕事もある、また創意くふうもしてもらいたい。またさらに申し上げるならば、経営の合理化とか合併とかというようなこともしてもらいたい。また、従来であります、信用事業部門の収益もあつたと思うのですが、このほうが最近非常に悪いようでありますから、そういうことで農協の経営にいろいろな問題があるという事実を否定はしておらないわけですが、今後における全般的な農協の問題といたしましては、これから農協経営をどうするかということにつきましまして、今後農林省の中で、専門的な見識のある方々によっていろいろ検討をしていただきたいと思います。理解をいただきたいと思ひます。非常に経営が悪いということになれば、合併であるとかまた経営の合理化であるとか、そういうものもいたしなから本来の農協の活動に効果をあげてもらいたい、こういうものが私の現在考えておるところであります。

○中川(利)委員 農協経営が不振なのは、つまり本来の仕事が十分でなかつたり、合併しなかつたからだ、こういうふうに関心するのであれば、そういうことならば、ほんとうの農業あるいは農協の民主的な発展というのは望めなかつたかと思うのです。どうして皆さんが生きていけるかという状況をつくっていくこと、それなしに、ただ合併すればいいとか、どうならばいいということでは全然次元の違う問題だと思ひます。

その問題はともかくといたしまして、いまこういう状態をつくつた、余り米、つまりやみ米に流

れる余り米、これを何とかなくしたいと皆さんおっしゃっていますね。なくするための具体的な手段でどういふことがあるのか、どういふ問題があるのかということ、私、考えてみたわけですが、余り米はもろもろ別表示になっていまして、つまり普通の米でありながら人服を着せられておる、そういうことですから、農民感情から見ますと、やはり納得できない状態なのだ、余り米そのものは、しかも検査が最後に回される。十一月末にもなる。出かせぎにも間に合わないから、損だとかわかっていながら、出かせぎを間近にしてみんなたき売っていくというのが実態なのです。それから国の制度としても、自主流通米には倉敷を政府が一ヶ月六十五円見てくれます。余り米にはそれがありません。だから、長くそこに保管すればするほど損するような事態があるわけなんです。あるいは政府が自主流通米の販売ノルマを強制して、割り当てして、ノルマを達成しないと自主流通米の金利、倉敷は見えてやらないぞとどかししている。だから、一般農協にしますと、余り米を売るチャンスがない。こういう状態に置いて、余り米をなくするとか、けしからぬといつてみたところで、皆さんがこういうやり方をしていくことについてどう考えているかということでお伺ひしたいと思ひます。

○中野政府委員 余り米の発生原因から考えてみなければいけません。その場合に、一つには、生産調整を全国的に実施しておるわけですが、生産調整を各農家に對する割り当てどおりでなかつた場合は、作付はふえるわけですが、それから、理論的に余り米が出るわけですが、それからもう一つは、やはり豊凶がございまして、生産調整は一〇〇%やりましても、豊作で余り米が出る、こういうことになるかと思ひます。

そこで、その余り米制度というのは、やはり生産調整の効果を確保するという観点からつくられた制度でございますが、それを自由に売つていいということにいたしますれば流通過程が乱れます

から、自主流通と同じ制度でやるということにして現在おこなつておるわけでございます。ただ、御指摘のように、ことしの状況を見ますと、二十四万トンは正規の余り米になりましたけれども、かなりの量が御指摘の正規の余り米にならないで、外へやみ米として流れておるといふふうにもうかがえるわけでございます。

その場合に、一つは⑤という余り米の印をつけて區別しているという問題でございます。これは生産調整の効果を確保する観点からそういうことをいたしたわけでございます。これにつきましましてはいろいろ御意見もございしますので、ことし一体どうするかということでは現在検討しておるところでございます。

それからもう一つは、検査があと回しになるという問題でございます。これは買い入れ限度数量がございまして、自主流通と政府に売り渡す米それから余つた米ということで、おとしは一番あとにしたわけでございます。いろいろ問題が outcome したので、去年の四十七年産米につきましましては、個人ごとに関し入れ限度数量がございまして、政府米それから自主流通米ということと検査をいたしますけれども、その村が全部それが済まなくても、個人ごとにはその余り米の検査もやるといふことにいたしておるわけでございます。

それから金利、倉敷料等は余り米には出ません。それは生産調整の実効確保という観点から、余り米にこれを全部出すということでありますれば、生産調整もそれから買い入れ限度数量の意味もなくなりますので、これは同じように六十五円を出すということとはなかなかむずかしいかと思ひます。

しかし、根本的に考えてみますと、やはり政府が当初指示をいたしました予約限度数量と、実際の政府の買い入れ量と自主流通米を足したものの差があまり出過ぎますと問題があるというところで、四十八年産米につきましましてはすでに買い入れ限度数量——県によって生産調整のやり方がまちまちでございますから、その調整をまず食糧庁

としてはいたしたい。それからなお出来秋になりまして、余り米が出ないものはやはり買い入れ限度一ぱいまでは正規の政府米あるいは自主流通米に乗せたほうがよろしいわけでございます。そのくふうもいたしてみたいということを考えておるわけでございます。

○中川(利)委員 いままであれこれいろいろやってきましたが、やはり政府の根本的な施策そのもののいろいろな問題が出てくる。いまでも自民党農政の中で、これも農民のためになる、あれもためになるということをやつてきた。その結果が、農業白書自体が白状しているように、みんなだめになつておるといふことですね。もう自民党農政では日本農業をまかなう資格はないじゃないか、でなければ抜本的に方針転換するよりほかにいいやないか。ひどい人はこういうことを言う。私もこれはおこつたのですが、わが愛する農林省に對して、これは通産省の派遣省じゃないかというふうなひどい発言まで飛び出しておる。そういう社会的な背景の中で、農林大臣の使命というのは私は非常に大事だと思ひます。ほんとうに農林行政を農民の立場または生産者の立場から發展させていく。いま言っただけの時間内の問題の中でも、私はいろいろ考えなければならぬこととがあると思ひます。そういう点も真剣にひとつ考え直していただきたいということを申し上げます。

次の問題として、まだ時間がもう少々ありますので、物特のほうで十六日わが党の小林政子さんが、食糧法違反で捜査を受けている丸紅に政府が七三年度も小麦の輸入代行を認めた事実について追及しているわけですね。御承知のように、四月十一日に六商社の社長が喚問を受けていろいろその事実を認めているわけでありまして、ところが、この丸紅に對する七三年度の代行の認可が四月十三日なんだ。つまり二日あとに皆さんのほうで認可を与えているわけですね。ところが、喚問して、社長がみずからやみ米の大量買い付けを認めてい

る、警察もいま捜査中だ、その決定も待たないで、うろたえたようにしてこの二日あとに認可した根拠は一体何なのか、国民はなかなか納得しないと思うのです。ちよつとその辺のところを御説明いただきたいと思います。

○中野政府委員 現在輸入食糧につきましては、輸入食糧買入れ要綱に基づきまして、輸入商社を指定いたしましてやっておりますわけでございまして。それを登録をいたしております。それは一年ごとによりまして、本年の登録につきましては三月一日から十日の間に受付をやりまして、正規に登録いたしましたのは三月三十一日が済みまして四月一日でございます。

いま御指摘の四月十三日にやっただけなわけではなく、これは四十八年度の第一回の小麦の輸入をやったわけでございます。これの見積り合わせをやりまして、指定商社の中から食糧庁に売り渡しの申し込みをしたというのが四月十三日でございます。十三日に登録をやったということではございません。

○中川(利)委員 第一期の買付けをやったと言いますけれども、いま問題になっておるならば、当然この輸入物資を凍結するとか何とかして、あとで疑惑が晴れたらあらためて差額を払うとか、政府が一たん凍結して動かさなくするとか、何らかの措置が必要だと思ひますが、これについてはどうかということ、それから、やはりこういう問題になっているやきに、登録業者だから、去年もやったからことしもやっているといることは、これは少し不見識だと思ひます。これについてどう考えますか。

○中野政府委員 現在の輸入食糧買入れ要綱によりまして、登録商社につきましては、食糧法違反で処罰されたときは、その程度といひますが、その影響の度合いによりまして登録の取り消しあるいは申し込みの受付の停止、あるいは契約解除といったような措置ができるわけでございます。しかし、それは処罰されたときということですから、厳密にこれを解釈すれば、判決があつてから

ということになります。しかし、今回の場合はいろいろ問題があるわけでございます。したがひまして、私自身もその判決を見てからということをして、この前の物特でも申し上げたわけではないのでございまして、ただいま捜査の途中でございます。それで、それがどういふふうな結論づけられるか、それも見ませんですぐに受付を停止するとかあるいは登録を取り消してしまふといふのはいささか早過ぎるというふうな思ひます。もう少し事態の進展を見た上で適正な処置をすべきだといふふうに考えておるわけでございます。

○中川(利)委員 もう少し事態の進展を見た上でということですが、国民感情あるいは国民世論というものもあるわけですね。いまいろいろな裁判を見ましても、公審裁判にいたしましても当初のあれからずつと変わつてきている。そしてやはり国民世論を背景にして法律も変わつてきているということをおぼろげに思ひますが、そういうことからしますと、幾らなんでも国会で喚問を受けて、しかも社長がみずから不当なことをしたと発言して、その結果としていま社会的にどれだけの影響を与えているかというのを考えた場合に、常識としても、そのときは法律を厳密に解釈してそうするといふのじやなくて、やはりそれまでは許可を待たせるとかあるいは何かの措置をいまやらないと——判決を見てからというやうなことはあつたはきつくないと言ひたいと思ひますが、しかし、そういうニュアンスがあるわけですね。その部分だけ法治国家を持ち出してくるというやうなことは、まことに私は行政官のやり方としてはおもしろくないと思ひますが、もう一回御答弁をいただきます。

○中野政府委員 ただいま申し上げましたやうに、現在まだ捜査の段階でございまして、どういふやうな程度の食糧法違反であるかといふことも明瞭になりません。やはりこれは行政官、行政処分でございますから、ただいまやうな新聞にはいろいろ出ますし、国会でのいろいろな御議論等も私も承知しておりますけれども、その論議だけで判断

するよりも、やはりもう少し食糧法違反がどの程度のものであるかといふことの見通しが一応ついた段階で処置をすべきだ、そのほうが妥当ではあるまいかと私は考えております。

○中川(利)委員 時間が来たやうであります。最後に私、大臣にお伺ひしたいのは、農政の最高責任者としていろいろ頭を使つておられると思ひますけれども、農産白書が示しておりますやうに、また先ほど申し上げましたやうに、今度は農民のためになる、今度は農民のためになるということ、次から次へやつた政府の農産政策が、あらわれた結果として見た場合に、もう農産所得にしろ何にしろ、いまいろいろならぬ皆さんのデータから見ますと、農産自体が悪くなつていふのです。これは言うこととやることと全く違ふと思ひますが、なぜそういうことになつたのですか。これは政策の誤りでないのかどうか、これはどう考えていますか。

○櫻内閣務大臣 予算も成立をいたしました。今年度の各種の施策を実行に移していかうという段階でございまして。現に起こつております問題は、それなりにいろいろ原因が先ほど来明らかになつておるわけでございまして、それらのことも十分考えまして、私としては全力を傾注して農政の責任者としての職務を果たしたいと思つております。

○中川(利)委員 昔、戦争のとき、政府が旗を振つて、またも勝つた、またも勝つた、またも勝つたといふ、負けた日が一日もなかつた。そして気がついたら、国民はみな裸になつておつたといふことです。いまの農産政策は、今度は総合農政だ、基本法農政だといふやうな中で、国民が最後に気がついたら、もうまる裸になつておつた。私は秋田県におりますから、いまの出かせぎの皆さんを見ておると、いまの政治の中でそういう感じが非常にするわけであります。

そこで、最後の質問であります。いま米価の要求がどんどん出されてきております。そろそろ話の種になつてきておられます。これはもちろん米価審議会がこうだといふことにもなりましよう

が、少なくともことしの米価に対する農林大臣の心組みといふか、たとえば米価をどうするんだ、値上げするのかどうか、いままでのやうなことで、去年三%ですか、もう少しどうだとかといふやうな目安がそろそろありだと思ひます。また、そういうことでがんばつてもらわなければならない、こういうことがもう全農の願いだと思ひます。そこで、この機会に農林大臣から、おれはこう思つておられるといふことを一応、ほかまかせでなく、あなた個人の見解でけっこうです。ここに出していただきたいと思います。

○櫻内閣務大臣 せっかくのお尋ねでございますが、現在私としては、一体いつ米価審議会に諮問をするのか、その時期をいつにしようか、現実おわかりのやうに、全く寧ろなく、こうやつて予算編成から国会で追われておる段階でございまして、まだ全く、省内におきまして、生産者米価をどういふふうにするかという検討も資料も十分寄せてない、こういう段階でございまして、まことに恐縮でございますが、きよのところはまだ全く白紙であるといふことで御了承願ひたいと思ひます。

○中川(利)委員 いまの生産者米価、これに対する大臣の見解をお伺ひして終わりにします。これ、いいのかどうか、少し安過ぎるということ、あなた前からお考えだと思ひますけれども、じゃ、それだけでもお聞きします。

○櫻内閣務大臣 昨年、この現在の米価決定のときに私は党の政務調査会長でございまして、非常に苦勞をいたしました。諸般の情勢上現在の生産者米価になつておりますが、同時に、消費者米価も上げなければならなかつたといふやうな苦しい事態の中で米価をどういふやうに御不満はあつたと思ひますが、農民の皆さんに各種の事情からやむを得ないものと御了承をいただいたものと思つております。

○中川(利)委員 では終わります。

○山崎(平)委員長代理 この際、午後一時三十分より再開することとし、暫時休憩いたします。

午後零時四十五分休憩

午後一時四十二分開議

○佐々木委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。瀬野榮次郎君。

○瀬野委員 農業協同組合法の一部を改正する法律案、農林中央金庫法の一部を改正する法律案、農業近代化資金助成法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案、農林水産業協同組合貯金保険法案、いわゆる金融四法について農林大臣並びに当局に質問をいたします。

まず最初に、農業協同組合法の一部を改正する法律案から逐次質問してまいりたいと思います。

金融機能の拡充ということでございますが、今回の改正によりまして、単協に対しては手形の割引、債務保証、内国為替取引、有価証券の払い込み金の受け入れ等、さらに農林中央金庫、信濃連等の業務代理といったような新たな能力が付与されておるわけでございますが、事業能力の付与については、農協系統内部でも従来より要請はされてきたというものの、今後の経済事業体制の強化等に大きく寄与することが期待される反面、その実施体制というものが未整備の場合は、事業運営の円滑化をたいへん阻害するという心配が起さるわけでございます。

そこで、まず手形の割引でございますが、手形の割引については、通常の金融業務より高度の知識が必要とされる、また陣容も確立せねばならない、特に審査能力が重要視される、こういうふうにかねがねからいわれております。そこで、単協に手形の割引能力を付与するという点になりますと、事故発生、こういった点からいへん今後心配になってくるというふうに見えるわけですね。そこで、資金力とか業務の執行体制等がある程度一定基準にある単協でなければ、資格を与えては心配ではないかというふうに懸念されるわけですが、こういった点について、今回の改正に

よって新たに取扱いとすることの手形の割引については、単協に対してどういうふうな基準を考へて政府は指導していかれるのか、その点からひとつ明らかにしていただきたいと思ひます。

○内村(農)政府委員 お答え申し上げます。

単協に手形割引を認めることによりまして、やりようによつては非常にあぶないんじゃないか、手形割引というのは、ある場合には非常に危険な仕事だということの御指摘がございましたけれども、私どももその点につきましては同様な考え方を持っております。

したがいまして、今後単協に手形割引の仕事をする場合におきましては、やはり一定の基準以上の単協にしなければならぬのではないかとこのように考へております。

そこで、それではどういう指導基準でやるかという点でございますけれども、第一に、割引店舗につきましましては、貯金の規模が二十億以上、それから貸し出しの専従職員が二人以上いる組合というのを考へております。それから割引の依頼人でございますが、これは組合員に限ることにしたしたいと思います。さらに割引対象手形につきましては、融通手形等は、これはあぶないわけでございますから対象にしないということでございます。それから割引限度額は一組合員当たり三千万円までというような指導基準を設けてまして、誤りのないよう指導したいというふうに考へております。

○瀬野委員 貯金を二十億以上、組合員の専従職員が二人以上ということ、いま政府で考へておる大体の基準が示されましたけれども、割引をする場合に、確かにこの商品手形に限るべきであつて、融通手形については当然これは問題があると思ひますので、そのような方向でぜひ指導していただきたいと思ひます。

そこで、この法が通過すれば、職員がすぐには間に合ふと思ふのですけれども、専従職員が二名という、かなり期間もかかるし、これも指導していかなければならぬと思ふし、訓練に要する

時間も要るわけですが、そういった点についての配慮はどういうふうな指導しておられるか、その点もあわせてお伺いしたいと思ひます。

○内村(農)政府委員 ただいま申し上げましたような規模の組合になりますと、現在すでに貸し出しに専従しておる職員が四人、五人というふうな組合でございます。二人以上という場合にすぐ人を雇わなければならぬという問題にはならぬわけでありまして、

ただ、手形割引につきましては従来経験がございませんから、そういった職員を迅速なり何なり集めまして事前に十分なる訓練をしたい。特に融通手形の問題、御指摘のとおり非常にあぶない問題でございますので、そういったこととかいふような手形割引に関する業務につきましまして、十分なる訓練を迅速等において行ないたいというふうに考へております。

○瀬野委員 末端の農協の状態を見ますと、必ずしも一がいにいえない。相当に格差がある農協もあるわけでございまして、あつても指摘します。現在農協自身相当に苦つき、またいろいろ問題がある農協もありまして、現に奈良県では一農協が解散せざるを得ないような状態になつておるところもあります。今後、金を扱うということになると、ますます問題が起きてくると思ふのです。そういった面では慎重を期さなければ、何千とある農協に対して間違ひないといえませんか、十分配慮していただきたい、かように思ふわけですが、

さらに、債務保証の問題ですが、今回の改正では、単協に対しても信濃連と同様に、組合員の負担する債務の保証または当該金融機関の委託を受けた債務の取り立て、こういったことに對する事業能力を付与することになっておりますが、今後単協においてはいかなる債務保証の事例が予想されるか、その点を明らかにしてもらいたいと思ふのです。従来はいろいろ食糧物資の問題とか国有地の払い下げとか、国税の延納とか、いろいろ

事例があるようですが、単協の場合はどういうようなことが考えられるか。また、この債務保証をするにあつて、保証債務の管理についてもどういうような指導方針で政府は臨まれようとするのか、この点もあわせてひとつ明らかにしていただきたいと思ひます。

○内村(農)政府委員 単協の債務保証業務といつたしましては、まず農林中金、信連等の系統上部機関の代理貸し付けに伴う債務保証、それから次に、農林漁業金融公庫、住宅金融公庫等の代理貸し付けに伴う債務保証、それから三番目には、組合員の、たとえば相続税等の延納が認められておりますが、そういった国税の延納等にかかる債務保証と、それから組合員の他種金融機関からの借り入れにかかる債務保証が考えられるわけでございます。

しかし、農林漁業金融公庫の業務代理につきましましては、系統内に受託金融機関が併存することになるのはまずいわけでございます。と申しますのは、現在、信連がやっておりますので、したがいまして公庫の業務代理につきましましては、現在、単協は信連の事務委託を受けてやっておりますから、その点は従来どおり、当分の間、信連との競合がある間は、公庫の業務代理は、これを行なわないことにしたいと思ひます。

なお、債務保証につきましても、行政庁といったしましては、十分指導監督をしていくというふうなことを考へております。

○瀬野委員 次は、内国為替取引のことで若干お尋ねしますが、為替業務の種類が送金為替、当座振り込み及び代金取り立てということになるわけですが、最近における単協の大型化等によりまして、経済活動の拡大がなされつつあります段階で、資金決済の広域化とか、効率化ということに對処しまして、単協にも内国為替取引業務が付与されるというところは当然のことだと思ふのですが、農協の経済活動機能の向上等に今後大きく寄与していくのはよくわかるのですけれども、その反面、一度事故が起きたら、たいへんこれは問題になるという



も農協の事業として認められるというふうに解されるわけでございます。四十五年の農地等処分事業が創設されたのも、このような趣旨に基づいて行なわれたものでございます。

したがって、この事業の拡充は、従来の四十五年の改正で認められました農地等処分事業の延長線上のものでございまして、先ほども申し上げましたように、一方、組合員から非常に要求が出ていたということでございまして、必ずしも農協の本来の仕事を逸脱したものであるというふうには私どもは考えていないわけでございます。

さらに、今後の宅地開発を考えた場合に、やはり農業との調整というのは非常に大きな問題でございまして、その場合に民間のデベロッパーよりも農協のほうがその点はいいのじやないかということとを、ただいまの先生の御指摘がございましたが、私どもも農協がそういうことに立ち入って、農業振興地域におきましては、その地域の農業振興計画との調整とかあるいは地方自治体との連携を十分とりながら、農業を保持しながら、一方必要のあるところにつきましては、そういった事業をやっていくことは、必ずしも農協法の趣旨を逸脱したものとは考えておりません。

○瀬野委員 賃貸契約を締結した場合に、御承知のように、土地にかかわる権利は、借り主側の賃借権、普通地上権といいますが、それと貸した側のいわゆる所有権、こういうものに分かれるわけでありまして、従来から慣行になっているわけですね。この二つの権利の比重というものは、地域ごとに取引慣行等必ずしも一定はしておりませんが、たとえば、東京の場合は賃借権が七〇から八〇%程度となっております。借りた側が強いわけでございます。また場所によつては、この率が五〇対五〇というところもあります。田中総理は、この賃借権の問題については、五〇対五〇にしてもらうと土地提供者もふえるのではないかということとを言っておられるようですが、いずれにしても、こういったことが土地の流動化を大きく

阻害していることも事実でございます。

そこで、農協による賃貸事業を促進するには、貸した側の保護をはかる何かの措置を考えなければ、おそらく土地の提供はないのではないかと。ほとんどないといつてもいいくらい少ないのではないかと。おそれる。いわゆる借地・借家法があるわけでありまして、借りた者が保護されるという現行法でございまして、この状態でこの法案が通過した場合に、はたして実際にどれほど期待できるか、貸してくれる者があるかどうか、この点については、当局はどういうふうに見通しを立てておられますか。

○内村(農)政府委員 ただいま先生御指摘のように、借地の場合には借地権の割合ということが問題になるわけでございます。そこで、農協が農民から土地を借りてそれを他に貸すというふうな場合におきましても、当然借地権は働いてございまして、

そこで、地域によつて確かに借地権の割合は違いますが、東京の場合は、私どもの調査でも、先生御指摘のように、大体七対三というふうになっております。そこで、そういったことがあればなかなか組合員は貸したがりないのじやないかということにつきましては、そういう面ももちろんあると思ひます。といつて、借地法というのは相当長い歴史を持つておる法律でございます。現在のいろいろな社会的な条件からいまして、農協のこういったレンタル方式といわれてゐるものを進めるために、借地法の改正をやるというふうな点はそれは無理ではないかというふうにも私どもも考えております。

そうすると、一体農家は貸すだろうかということでございますが、たとえば一例として申し上げますと、三反ないし五反の農業経営をやつておつたところが、世代がかわつて、もう経営はやらない。一方、土地は御先祖さまからずっともらつたものであるから、これは売るわけにはいかぬ。しかし、その土地について一々管理するのも、特に離村したというふうな場合はなかなかむずかしい

ということとで、農協に頼もうかというケースもあり得るのじやないかということとで、どの程度に利用されるかどうかというところは、これはまだ現段階においては正確には予測したいところでございます。私どももいたしましては、かなり利用される面もあるのではないかとこのように考えております。

○瀬野委員 この農業協同組合法の改正の中では、こゝろが一番問題になるところでございまして、まだ日にちをかけて審議をしていくわけでございますが、いづれ近いうちには農協中央会あるいは全農、中金等からも参考人を呼んで意見を聞き、最後は田中総理を呼んでこの点の問題については審議をするように私たちがスケジュールを組んでいくわけでございますが、農林大臣としては、この問題についてせつかくの提案であるけれども、実際にはなかなかたいへんだと思うのです。鉄筋の場合には六十年、木造の場合には二十年、中間的なものは三十年というふうになっておまして、年数等もいろいろありますけれども、実際にこういった借地権の問題等がある限り、これはなかなか土地の提供が進まない。

そこで、一つの問題として大臣にお伺いしておきたいのですが、レンタル方式の場合、この事業のために借地権保護の現行法体系を貸し主保護に切りかえることができるかどうかという問題が一つあるわけでございます。すなわち、借地法を改正しないといふ土地の提供はなかなか進まないのではないかと問題があるわけですね。こういったことについても、この提案にあつていろいろ検討されて出されたものをどういうふうに考えておるか。何でもいかに、ないよりは出しておいて通しておけば、将来わづかすつてもできればいいじやないかという考え方はどうかと思ひし、また相続の問題を考えましても、現在の三ちゃん農業という状況から見ますと、現在六十歳内外あるいは五十歳代の方が、子供も東京へ就職してない、また自分もあと農業はやらない、しかし先祖の土地だから何とか売りたいくない、それでは貸そ

う、こういうことになった場合に、鉄筋の六十年ということになると、六十歳の人には百二十歳になるので、そんな気の長いことはいえない。しかも貸した人が途中で用途変更して、自分があるところへそれを売ろうとしても、結局七、八〇%ないしは九〇%、地域によつて違いますけれども、慣行になつておりますから、法制化はできないというふうになつております関係上、貸した人に権利が帰属しているというふうなわけでは、とても提供しない。こういうふうになるわけでございます。この辺たいへん問題で、また農業団体でも十分詰めてないようでありまして、私どももきょう大臣また関係者からこれを聞いた上で、議事録等をよく検討した上で今後これをもつと深く検討したいという考えを持っております。

そういったことで、大臣は、さつきから言つておりましたように、この問題については提案にあつたてのようによつて検討されて出しておられるか、大臣の率直なる御見解をこの公開の場でひとつ説明をしていただきたい、かように思ひます。

○櫻内閣内務大臣 先ほど内村局長のほうから御説明を申し上げたことに尽きるのでございまして、要するに、離農をしようとする一時農業を離れようという場合に、一体農地をどうするか。その農地に非常に愛着を持っているという場合に、農業協同組合には、レンタル方式であるならば、普通の場合と違つて土地の提供がしやすいのではないかと。要は農業の将来からいけば、農業を続ける者にはもつと土地が十分提供される必要がある。しかし、それと土地が十分提供される必要はない。あるいは家を建てるにしても土地がない。こういうふうなことを考えますときに、農協というものが中に立つて農地の流動化をするということは、これは流動化を進める上においては、従来の考えよりも一つ進んでおるのではないかと。いふことから考えてまいったようなわけでございます。いま借地権の問題などについてお触れになりました、法律改正も考える必要があるのではないかと御指摘がございましたが、そういうふうな点については私

どもはその必要がないという見解に立っておるわけでございます。

○瀬野委員 農林大臣、一応の答弁はわかりましたが、借地権については現在では変更の必要はないという見解ですね。決して追及というのではなくて、それはどういうふうな意味で、なぜ必要ないというふうに思われるのか、あとあとわれわれが審議をするのに必要でございますので、もう少しその点詳しい説明をいただきたいと思ひます。

○内村(良)政府委員 先ほども申し上げましたように、農協は四十五年の改正で農地等処分事業を始めたわけでございますが、都市周辺地域の農協の組合員の中には、土地を売り渡すことには消極的だけれども貸したいという人はかなり見受けられるわけでございます。これらの土地の貸し付けを希望する組合員も、一方第三者と自分が直接契約をやつてやるというの不安だ、農協にひとつお願いしたいというふうな要望がかなりございまして、そういった意向を受けて今回改正をやつたわけでございます。

したがいまして、農地等処分事業をやつてみた結果、今日まで約五百ヘクタールくらいの農地が処分されておりますけれども、その事業を通じて、売るのはいいやだけれども、貸したいという人がかなりいるということがわかっておりますので、そういった農家の希望というものを受けてこのような改正をやつたわけでございます。

○瀬野委員 局長、いま都市周辺で貸したいという人が見受けられる、そういった人がかなりいる、そういった人の意向を受けて今回法改正をした、こういうことでございますね。

それで、先ほどもお尋ねしたのだけれども、本法案が通つた場合、大体どのくらいレンタルによつて土地を提供する人があるというふうに見ておられるのか。いわゆる事業量はどのくらいと見ておられるのか、それを明らかにしてください。

○内村(良)政府委員 その点は非常に現段階においてお答えしにくい問題でございます。と申しますのは、この事業を新しく単協が始めるという場

合には、それなりの定款改正あるいは取り扱い規程の承認等受けなければならぬわけでございます。して、多少の準備の期間がございまして、

そこで、実際の改正が行なわれまして、事業が始められるのは四十九年度以降になると思ひますけれども、一方、最近宅地並み課税の問題、その他客観情勢の変化というものがございまして、そういったことを織り込みながらどのくらいになるかというのを考えなければならぬわけでございます。したがいまして、現段階において、それは何千ヘクタールであるというふうなことをはっきり申し上げるだけのデータを、正直のところ、私も持っておりません。しかし、農地等処分事業が四十六年から実施されたわけでございますが、今日まで約五百ヘクタールの実績を持っております。したがいまして、そういったことを基礎にして考えなければならぬと思ひておりますけれども、事業の性格が違ひますので、はつきり幾らというのを現在自信をもって申し上げるだけのデータを持っておりません。

○瀬野委員 局長が自信をもって答えることができないというところでございます。先ほどの答弁では、いかにも自信があるような、相当たくさんそういう提供をする人がある、そういう意向を受けて改正する、こうおっしゃるし、貸したいという人がかなりあるというふうに言つておられるのですから、そういうことで、結局、立法にあつて、降つておいたような、くつたような法案でありましたから、私も心配しておるわけですが、それじゃ局長、あつさり言つて、くどく言う必要はないのですか、想像によつてこのくらいあるというところで理解していいですね。

○内村(良)政府委員 こういった事業は農協なり農業以外のいろいろな社会的、経済的な要因も、実際に行なう場合には、関係を持つてまいりますので、いまの段階では、何千ヘクタールになるというのを申し上げるのはかえつて私たちとして不正確なことを申し上げることになるのじゃないか。先ほど申し上げましたように、農地等処分事

業を行なう過程において、貸したいという希望が相当あるということも事実でございます。ただ、農家がはたして実際に貸すかどうかということにつきましては、これは農家の判断の問題がございしますが、そういった傾向があるということは事実でございます。

○瀬野委員 農林大臣、いまいろいろお聞きになつたと思ひます。ここでこれ以上やることは無理だと思ふのでありますけれども、その辺がわれわれもいろいろ心配なので、この法案についても何とか通過させて、早く団体、農家のためにこれを反映したいという気持ちもあるわけですから、こういふことが問題になるので、参考人と呼ばれる、最後には田中総理を呼んでいろいろ質疑をして明らかにしようと思つております。

もう一点いまの議論の中で大臣にお伺ひしたいのですけれども、この問題を進めるについては、借地権の流動化を円滑にするというのを何とか考えなければならぬいかぬのじゃないかというところが一つ。

それから相続税の扱いを考えなければならぬというところが一つですね。すなわち六十歳の人があるレンタル方式で土地を提供した場合に、鉄筋の場合には六十年、そうすると百二十年、木造であつても二十年です。六十と八十になつて、それまで生きるかどうかという心配もありますし、そうなりますと、その間に世代の交代が三回ぐら行なわれることは当然常識で考えられる。そうすると、相続税の心配が起きてくる。そういったことで、いろいろ配慮しなければならぬ。乗つてこぬのではないかと問題が明らかになつておるわけですね。

もう一つは、借りる側の権利が強いわけですから、借りる側が、貸し主、地上権を持ったほうに對してある程度責任を持つ、国が県等で責任を持つという何かなければ、ちよつと乗つてこないのじゃないか、こういうふうにも思ひます。

もう一つは、かりに六十年貸しても——何か開くところによると、東芝あたりが黒磯でずっと返子

等で、今度工業用地をこういふことで話が進んでおるといふことを聞いておりますが、東芝だからつづけることはないにしても、はたして六十年間その会社が、東芝によらずほかの会社でも、この流動の激しい時代につづけてに会社があるかどうかということも予測できないのです。財閥といつてもやはりどういふことになるかわかりませんから、その会社自体が六十年ないし三十年続かないかどうかという不安もあるわけですね。倒産した場合どうなるかという問題。

そういったことを考えたときに、先ほど言ひました借地権の流動化を円滑にする、相続税の問題、借りる側で何とか責任を持つというところで対処しなければならぬのじゃないか。そういったことをしなければ、レンタル制というのは空文化してしまふ。だから、三方式ができれば何でもできるというところで、道だけあればいいというふうなことで、われわれなかなか納得できないのですが、やるからにはこうだという政府の考えも聞かないことには審議もできないので、その点、農林大臣からさらに所見を承つておきます。

○櫻内国務大臣 ただいまの御指摘の諸点についてはたいへん参考になる点が多いのであります。これも率直に申し上げまして、今回こういう新しい試みをしようというのでありますから、万全を尽くしていかなければなりません。これを実施する上において政令以下の段階で運用上検討する必要性も起きてくると思ひますので、ただいまおあげになつたいろいろの問題点について、私は、直ちに関係諸法案の改正を必要とするか、こう言へば、それは必要がないのではないかと。ただ、御指摘のような問題点がいろいろございまして、それらの点について対処すべきいろいろの考慮をすることは起きてくると思ふのであります。それについては運用について検討いたしたらいかがかと思ひますが、要は農協を媒体としての土地の転用と保全を計画化いたしました、従来ある農地等処分事業にかなりがみまして、関係農家の意向を生かしていく上においてこのレンタル



ということが薄れてくるということも考えられる。純農村地帯では別に農協をつくったかどうかというような意見のあるのも事実でありまして、農民の皆さん方からそういう声が起きているということに對しては、やはり農協そのもののあり方というところが相当批判をされておるといふことのあらわれでございいます。そういったことはどの程度大臣の耳に入っているか知りませんが、実際にそれでは純農村地帯で別にまた農協をつくるということでも、やはり農協の維持その他には経費が相当かかりますし、簡単にはいらない。かといって、いまのまま農協を運営していくためには、経済行為をやつて、もうからぬ仕事でなくて、ガソリンスタンドとかスーパーとか、自動車の修理工場等もありますし、結婚式場を持った農協もありますし、そういったようなことで、やはりどうしても経済的に収入の多いほうへ力が入っていくこともやむを得ない事情であるとも思われます。やはりコンバインなんかでやるような営農指導というようなほうは薄れて、どうしてもそういうほうへ力が入り、農民のほうからいえば、どうしてももの足りない、自分たちの要求する仕事をやってくれないということ、そういった声がかなり地方に出だしている。たいへんな時期にきているわけですが、こういったことについても手早く政府としても指導していかねければ取り返しのつかぬことになつていくのではないかと、かように思つて実は心配いたしております。そういった意味で、こういったことについては大臣、どういふふうな理解をしておられるか、こういったことを踏まえて今後の農協のあり方ということについてもどういふふうな対処をされようとしておるか、御見解を承りたいのです。

○櫻内閣務大臣 農協における営農指導事業の重要なことは言うまでもございませぬ。しかし、お話のように、これが非営業的な部門でございいますから、営業面を非常に重視するあまり、どちらかというと等閑視されがちな傾向が一部に見られるということも事実だと思います。しかし、政府と

いたしましては、農業団地の育成などを通じまして農業生産の組織化に積極的な取り組みを見せる上におきましても、営農指導員というようなものが必要に重要であるということ、営農指導員の適正配置と機能の専門化に努力しておるところでございまして、営農指導というものについての重要性は強調していかねければならないと思うのであります。

それから、いま農協のあり方についてのお尋ねでございしますが、農業生産力の増進と農民の経済的社会的地位の向上をはかるための農民の自主的協同組織としての基本的な性格は、これを堅持すべきものである。組合員に対する奉仕、いまの営農指導などを忘れて、いたずらに経営優先主義におちいらないよう十分指導していかねければならないと思ひます。

○瀬野委員 大臣、いろいろおっしゃったけれども、事実いま申し上げたようなことが、いろいろ地方を回つてみますと、話題にどんなにいま出てきておるような状況でございまして、ひとつ十分これらの問題についても指導をしていただくように、よくお願いをする次第であります。

都市農協についても一点この機会に伺つておきますが、最近ゴルフ場その他で乱開発がだんだん進み、この土地問題について政府は四十八年二月二十三日に信用農業協同組合連合会長あてに大蔵省銀行局長、農林省農林経済局長連名でもつて「土地取得関連融資の抑制について」という通達を出されております。御承知のように、現在農業施策に金を使うにも、都市農協は一農協で五百億、六百億以上も持っている農協がございまして、なかなか金がだぶつておる。中金側も金がだぶつておるというのが事実でありまして、金が余つておれば、やはり利子を得るために何とか金を消化しなければならぬということ、これまた業者に金を融通する。その業者が今度は農民の首を絞めるような、いわゆる自分たちの地元の土地を乱開発で買い占めていくというふうな、そういうやり方も、債券で買つたり、あるいは仮登記、こう

いったことで買うというふうなことが起こつて、あちこちでいま問題になつておるわけですね。

この問題だけをやつても時間がかりますので、簡潔に申しますが、農林省の通達によつて、融資については届け出制をとつていく、こういうふうな政府は考へておられるようでありまして、二月の二十三日に出された通達でありますけれども、それ以後どういふふうな届け出があつておるのか、一つもないのか、幾らあつたのか。手元にいま数字がなければ概略でもつけようですが、どういふ状況であるか、その点をひとつ明らかにしたいのだと思います。

○内村(良)政府委員 二月二十三日の信連会長あて通達に基づきます報告は、全県から出ております。

○瀬野委員 それで、この通達によつていふゆるそういつた大口の融資をした場合等には、あらかじめ事後かわかりませんが、届け出をするように政府はおっしゃつておるわけでしょう。二月二十三日以降今日までそういった土地の届け出があつたかどうか、その点をお伺いしておるわけです。

○内村(良)政府委員 私どもが通達で出したのは、半期ごとの融資計画を、半期の最初の月の月末までに提出しろということを書いておりました。その計画が出てきた場合に、土地関係融資の貸し出し増加率の引き下げをはかる。それを見まうと、そういった土地融資が非常に多いといううなものでございまして、これはやめなさいといううことで引き下げをはかるという指導をしたい、こういうふうな思つておるわけでございます。

それから、土地関連融資といひましても、たとえば農用地を取得するような場合、これは当然認めるべきでございまして、さらに信連の場合、会員及び公的な宅地開発機関が必要な宅地開発のために土地をかうというふうなものは、これは認めてやつてもいいんじゃないかというふうなこともございします。そういったものをよく精査いたしまして、土地関連融資の貸し出し増加率の引き下げを指導するというのをねらいとしておるわけでは

ざいいます。

○瀬野委員 局長、それで、まだ日にちが浅いからその効果についてはわからないといへばそれまでですけれども、どうですか、効果があらつていような状況でございいますか。どういふふうな診断しておられますか。

○内村(良)政府委員 ただいま集まつてまいりましたところでございますので、十分に精査しまして遺憾のないように措置したいというふうな考えでおります。

○瀬野委員 農林大臣、この点について詳しくはここで論議しませんが、実は相当こういつただぶつた金によつていろいろゴルフ場なりまたいろいろ土地取得とか買い占めが行なわれておることも事実でありまして、大臣も十分承知だと思ひますが、こういったところをひとつよく指導していただかねければ、都市農協全部が全部ではありませぬけれども、資金が何百億とだぶつておられますし、中金も金があるわけですし、企業ベースに乗れば貸し出しをするわけでございますから、その点のところをよくやつていただかないと、結局、自分で自分の首を絞めることになつていくわけで、これは与党、野党を問はず、われわれ議員仲間でもたいへん心配なことだということ、理事会の前後、懇談的にもいろいろ話が出るわけでございます。公開の席であえて当局にひとつ十分なる指導をしていただきたい、対処していただきたい、こういう意味で申し上げるのでありますが、大臣、これについてひとつ御見解を承りたいと思ひます。

○櫻内閣務大臣 単協といわず、また信農連といわず、だぶつておる資金がかりそめにも土地投機を誘発するような融資になつていったのでは、これは現在の情勢からして、好ましくないことは当然でございまして、これらの資金が適切に必要な面に融資されていく、そういう好ましい姿に持っていくたいということも頭に置きましての今回の金融関係法の改正の趣旨でもあるわけでございます。

また現に、御指摘のような事態があつてはいけ  
ないという事で、ただいま御質問のようなこと  
のほかに、経済関係会議などにおいても、都市銀  
行などに対する規制と同じように、農林中金、信  
連、単協というこの関係において、できるだけさ  
ような方向へ資金が流れないように抑制すること  
につとめておるわけでございまして、御趣旨は十  
分尊重してまいりたいと思ひます。

○瀬野委員 農林大臣、いまの件についてはひと  
つまた別の機会にいろいろ論議をすることにしま  
して、そういったことでございまして、十分今  
後の指導を厳にやっていただいたいの思ひます。

もう一つ農林大臣にお伺いしますが、農協合併  
の問題でございまして、合併等によつて現在  
大型農協が出現してきておる。そこで、従来の  
固定的系統三段階制の機構が次第に実態に合わ  
なくなつていくという事で、組織三段、事業二段  
といつておられますが、果段階を抜いて事業を行  
う、こういったことが地方ではいろいろと話が出  
ております。中央会等にもいろいろ検討を聞いて  
みますと、まだほんとうに煮詰まっていないう  
でございまして、要するに、中間手数料を取られ  
ないためにも、全農あたりからストレートに末端  
へ、こういうふうなことでいろいろ要望が強いわ  
けです。そこで、こういった問題については当局  
としては、また農林大臣としては、どういふふう  
にこれを考えて対処しておられるか。

もう一つは、単協の全国加入等の問題でござい  
まして、これは法律では認められておるわけでご  
ざいます。やつていけないともいわれていないの  
でありますけれども、それをぜひ認めてくれとい  
う要請のあることも事実であります。なかなか  
これは果段階の関係でいろいろありまして結論が  
出てない、こういう問題かと思つてございまして。  
これらの問題について、今後農協のあり方とい  
う問題の上から、どういふふうに政府は指導され  
る方針であるか、農林大臣のお考えを承りたいと  
思ひます。

○櫻内閣務大臣 大型農協の現出によりまして、

いわゆる系統三段階制についての種々批判やある  
いは要望のあることは事実でございまして。そこ  
で、先ほども申し上げましたが、早急に農協制  
度問題検討会を設ける考えでおりますが、その  
中で系統農協事業研究会のようなものも設けまし  
て、そしていま問題になつておる事項を十分討議  
してみたい、このように考えておる次第でござい  
ます。

○瀬野委員 それでは時間の関係もございまして  
で、次に、農林中央金庫法の一部を改正する法律  
案について、若干はしよつてお尋ねをしてみたい  
と思ひます。

今回の中金法の改正によりまして、半ば恒久的  
な金融機関として存続させるというふうになるわ  
けでありますけれども、農林中央金庫は四十五年  
十月の第十二回全国農協大会において、農林水産  
業の協同組合を基本構成員とする協同組織の全国  
金融機関であるという性格であらねばならないと  
いうようなことが確認されたわけでありますけれども、  
まず農林中央金庫の性格についてあらためて当局  
から明確にしたいと思ひます。

○内村(良)政府委員 農林中金は、農林漁業の協  
同組合組織を通じて農林漁業者の社会的、経済的  
地位の向上をはかり、あわせて国民経済の発展を  
期するといふ、協同組合組織を前提として、この  
協同組合組織等に対して金融の円滑化をはかるた  
めに設立された特殊法人であることは先生の御指  
摘のとおりでございまして。

○瀬野委員 そこで、農林中金の本来の仕事は、これらの会  
員に對しまして金融の円滑化をはかるということ  
でございまして、この基本的な性格は今度の改  
正の場合においても何ら変わつていないというわ  
けでございまして。

律になることになつてございまして、そう  
いふ意味から、なぜ今回この点が見送られたか、  
政府は全面改正を避けて通つたというふうにも思  
えるのですけれども、その点、どういふ理由によつ  
て全面改正しなかつたか、理由を述べていただ  
きたいと思ひます。

○内村(良)政府委員 農林中金法がことしの十月  
三十日で五十年になるという関係から、今後の農  
林中金のあり方をどうするかということにつきま  
しては、関係者の間でも二、三年前から議論され  
たわけでございまして。その議論の過程におきま  
して、たとえば現在の農林中金の機能を、いわば全  
国の農協の信用組合の連合会といふものと、一方、  
農林金融を扱う債券発行また特殊銀行をつくる、  
そういった抜本的な改正についての意見が多少あ  
つたといふことは聞いております。しかしながら、  
いまの系統金融の置かれてゐる現状から考へて、  
とてもそういった抜本的改正をやるべき情勢では  
ないし、それは現実的でないといふような話があ  
つたことも聞いております。

そういった点等も踏まえまして、政府部内にお  
きましていろいろ検討した結果、やはり農林中金  
の五十年が来てそれに基づいていろいろ改正を  
やるという場合におきましては、基本的な性格は  
いまのままにしておきまして、現実のいろいろな  
要請に合わせるように中金に新しい機能を付与す  
るということが必要ではないかといふことで、今  
回の改正の法案をつくつたわけでございまして、  
基本的な性格は変わつてないわけでございまして  
から、私どもといたしましては全文改正をする必要  
は全くないといふふうに考へたわけでございまして。

○瀬野委員 基本的な問題は変わつてないから全  
く改正する必要はない、こういうふうに局長は言  
われますけれども、御承知のように、農林中央金  
庫法の第一章総則の第一条は、「農林中央金庫ハ  
法人トシ其ノ主タル事務所ヲ東京都ニ置ク」農林  
中央金庫ノ組織ハ有限責任トス」とあります。こ  
ういった第一条の中を見ましても、まあ、最近の  
法律ではほとんどが第一条に目的が書いてあるわ

けです。内容がかわらないからいいと言われ  
ばそれまでもかまいませんけれども、せつかく五  
十年の歴史を経て、今度半永久的な恒久法に変え  
ようという段階でもございまして。せつかく努力し  
ていただいたのですから、第一条の目的なんかも  
新しい方式に直してやるべきじゃなかつたか。ま  
た、かたかなになつて法律が出ていますけれども、  
ひらがなになつてやるべきではないか。まあ、技  
術的に間に合はなかつたのかもしれないが、そ  
ういふことも素朴な疑問として起きてくるわけ  
ですけれども、今回改正すると、またといふのは  
なかなかないへんだと思つたのです。形式的に中  
身がかわらなければいいのだという答弁のよう  
にすけれども、その点はわれわれはどういふふう  
に理解すればいいのですか。

○内村(良)政府委員 ただいま先生の御指摘があ  
りました点も一つの考へ方と思ひます。しかしな  
がら、先ほど申しましたように、農林中金の基本  
的性格をこの際に変更する必要はないといふ  
うに私どもは考へたわけでございまして。

さらに、現在の中金法は五十年前に書かれまし  
て、当時の法形式としては、まあ、目的を置かず  
にあいつた形で一条から始まる、全体の文脈を  
通じて目的を読むといふような形になつておりま  
すので、目的の規定がないから中金法の目的がは  
つきりしないといふことは法律上ないのじやないか  
といふふうに考へております。

それからさらに、やや法律的な話でございま  
すけれども、産業組合法の準用の問題等もござい  
まして、この際かたかなの法律をひらがなに変  
えるといふことは、そういった立法技術の問題もあ  
つてやらなかつたわけでございまして。

○瀬野委員 農林大臣、いまいろいろお聞きに  
なつたと思ひますけれども、このことで時間を長  
くとして議論しようと思ひませんけれども、やは  
り大改正でございまして。五十年を経て今度装  
いを新たに発表するようなものであります。私はな  
ぜこれを言うかといふと、私はやはり当局が  
怠慢、けしからぬといふふうには言いたいわ

昭和四十八年四月十八日

५

というのは、これはもう極端に言えば、五十年前につくったときから今日これを変えるということがわかつているわけです。しかも中金のほうでもう三年前からこれが改正には相当努力して当局とも折衝され、いろいろやってきましたる努力もわれわれはよく知っております。また政府も一年ないし一年半前からこれが改正にあたっては真剣に取り組んでいただいていることも事実です。また、一年前、一年半前から、事実もう五十年で存続期限が切れてとしこれが改正になることはわかつているのですから、そういったことは理由にならぬ。やはり立法技術の問題、あるいはこれに関連するいろいろな産業組合法等の、聞くとこ

で、これを改正するたいへんな時日と努力が必要ということから、今回まあ時間的にもたいへんうのが私は実際の経緯じゃないか、こういうふう  
に思っております。それはそれで率直にまたわれ  
われも受けとめますけれども、努力はしてもらい  
たいし、ぜひ装いを新たにした法案にしてもらい  
たかった、全面改正してもらいたかったというこ  
とを、われわれ国会議員として、やはりこういう  
公開の席で言っておかなければ、これは今後のた  
めにも申しわけないと思う。

そういう意味で、大臣はこれをどういふふう  
に理解しておられるのか、またわれわれの前  
にどういふふうにかつこれを弁解されよう  
とするのか、答弁をいただきたい。

○櫻内閣務大臣 おっしゃっておられることについてはよくわかりますが、しかし、また同時に、先般万事御承知で言われておるのではないかというふうな受けとめたのであります。これを根本的に新法によってすべてをやり直すというところによつて、言い過ぎになります、書き直すと申しますか、新立法でいくということになりますれば、それに伴うところの非常な努力あるいは手順、考えてみただけでも非常に煩瑣な面も出てまいります。そ

ういうことから考えますと、やはり五十年の歴史のある農林中金で、その間にいろいろ手も加えてまいり、現実の姿になっておるといふことになりますと、また他面そういう土台の上にものごとを考えていくといふことも一つの行き方だろうと思ふのであります。御批判は、何か私どもが非常に安易に流れてこの改正法でいったんではないかといふことのように受けとめましたけれども、そうではなくて、いろいろ検討の結果は、こういう歴史の上に立って、しかも起こり得るいろいろな場合を考えますときに、この改正でお願いするほうが至当であるという判断に立ったわけでございます。その点御了承いただきたいと思います。

○**源野委員** 農林大臣のおつしやること 一応私  
たちもわかるのですが、それにしても實際、期間  
も前からわかつていたんだし、何とか全面改正と  
いうことが望ましいと私は思うのですが、この機  
を逸しますと、また簡単にはまいらぬと思うので  
すね。そういった意味で、櫻内農林大臣の就任の  
ときに、この歴史ある中金法の改正を迎えたわけ  
ですから、全面改正して、ひとつ後世に残して  
もらいたかったのですけれども、いろいろ事情が  
あるようですが、一応承っておきまして、次の問  
題に入りたいと思います。

時間がだんだん詰まってきましたので、あとはいよいよ、

しよって若干開いてまいりますが、この農林中金のいろいろな資料を見ますと、本来の業務に貸さず、関連産業にずいぶん片寄っているように思うわけでですね。まあ、中金側に来ていただいていろいろ説明を聞くと、そうでないというようなことである。いろいろ説明をされるのですけれども、数字の上から見ると、事実本来の業務とされる所屬団体貸し付けは、資金運用全体の中で一三%、貸し付け金全体では二三・三%しか占めていないのに對しまして、関連産業貸し付けは資金運用全体の中で二八・五%、貸し付け金全体の中では五一・一%というふうに数字が出ておりますけれども、いわゆる農協、信連等で金融をやっているので、中

金は結局こういうかっこうになるといふようにいわれるのか、実際に関連産業のほうに片寄っていくんじゃないか、今後ますますこれが強くなっていくんじゃないかというふうに思っておりますが、この辺はどういうふうに分析をされ、どういうふうに考えておられますか。

○内村 良 政府委員 農林中金の関連産業貸し付けは、所屬団体に対する貸し付けに支障のない範圍において資金を農林水産業の發展に役立つように活用していくというものでございます。

そこで、関連産業貸し付けが多いではないかというところでございますが、やはり農林水産業の発展のためには、農林水産業と密接な関連を持った、たとえば農林水産業の生産に必要な資材の供給や農林水産物の加工、流通の円滑化というもの

がなければ農林水産業自体の発展がないわけですから、余剰金の運用として関連産業貸し付けを行なうということとがあながち悪いこととは思っておりません。ただ、それによって本来業務に支障が出るということではこれは困ることでございますので、現在たまたま資金が非常に余っておりますから、かなりのものが関連産業貸し付けになっておりますけれども、本来業務に支障があるところまでその貸し付けが広がっているというふうには考えておりません。

○瀬野要員 それはそうだと思うのですけれども、そういう傾向に数字の上でなっておりますから、これも論議すると時間がかかりますが、十分これらも検討して指導していただきたいと思うのです。

局、団体等いろいろと交渉の結果、一応残しても  
 そう支障はないからということと結局は最後は  
 残ったという経緯があるようでありますけれど  
 も、この条文だけではどうにもならぬわけです  
 ね。かりに将来必要なことがあつて、政府が出資  
 をしてやる場合にはやはり法改正をしなければな  
 らない、こういふことが起きるわけでございま  
 して、一応これはなごりを残すというような程度  
 の「政府」というようなことになっているのじやな  
 いかというように思うのですが、特にこれを削除  
 しなかつた理由について明らかにしておいていた  
 だきたいと思ひます。

○内村(良)政府委員 農林中金は農林漁業の協同組合の中核の金融機関でございます。これは中金法に基づき特殊法人、すなわち組合の連合体等とは法律上の性格が違うわけでございます。

〔委員長退席、山崎（平）委員長代理着席〕

のは、政府としてこのような特殊法人としての中金というものの存立を担保するというような形で政府出資を残しているわけでございます。先生御承知のとおり、産業組合中央金庫ができましたと、きには政府が半分以上出資しておりましたが、昭和三十四年までに政府出資は償還されまして、現在全然ございません。

そこで、今後一切政府が出資しないのかという  
ことでございますが、現在の中金の状況から見  
すと、政府出資をする必要はないと思えますけ  
ども、やはりこういった特殊金融機関でござい  
ますから、その存立を担保する意味で、政府とし  
て出資の可能性を残しておくという必要はあるの  
ではないかというように考えたわけでございます。  
○潮野委員　まあ了解します。

そこで次は、農林中央金庫も今度外国為替業務を行なうということになるわけですけれども、中金としても従来から内国為替はやっておりましてが、御存じのように、だんだん農協も国際的になつて、いろいろ外国から飼料を大量に入れると

いうようなことも起きてきて、当然のことだと私は思うのです。そこで、幾らベテランである中金であっても、外国為替を扱うとなるとかなり業務は多くなるし、また技術も要るわけでございますが、これらについての対処をどういうふうに中金としては対策を練っておるのか、またどういうふうに指導しておられるのか、この点は当局のお考えはどうですか。

○内村(自)政府委員　中金は従来内國為替を扱ってきいてるわけでございますが、外國為替を今度の改正で扱わせることになりますと、新しい業務が加わるわけでございます。そこで、内國為替を扱っておりますと為替業務についての基礎的な知識は十分あるわけでございますけれども、やはり外國為替ということになりますと、いろいろな違う面もあるということで、現在中金からそういう仕事に将来当たるであろうと思う者を東京銀行に派遣いたしまして、トレーニングを受けさせております。そのほか、この法律が通りました、この事業がはっきり中金としてやれる体制が整うまでに、中金自体においても、さらに関係職員員の訓練をやらうというような計画を持っているように聞いております。

○瀬野委員 農林漁業者に対する直接貸し付けについてでございますけれども、農林漁業者の大口、長期の資金需要に対しては、単協、信連が現在対応しておるわけでありますが、

〔山崎（平）委員長代理退席、委員長着席〕

資金量または危険負担等から見て十分に対応できない面があるので、今回、中金が直貸しをしようと、いうことでございますが、豊富な資金力、そして、直接、農林漁業者に中金が貸し付けできると、いうことは、単協または信連を補完する意味では、当然だと思ふのですけれども、そのために、借り入れについて農協と競合してきていろいろ問題が起きる。そのためにはどういふような方向で整理をされるのか、その点、明らかにしていただきたいと思ふのです。

○内村（良）政府委員 私どもも、ただいま先生か

ら御指摘のあったような問題が、今後中金の農業者等への直貸を開く場合に重要な問題だというふうに考えております。

そこで、その場合におきましては、従来、農業融資につきましては、単協、信連が主として扱ってきたわけでございますので、中金は、直貸をやる場合におきまして、関係の単協、信連と十分協議をしまして、そこでそういった単協なり信連から、資金需要が大きくて対応できないからやつてくれというような場合にやるべきではないか。

それから、融資条件その他につきましても、それは本来の系統の金融機能と非常に関係があるわけでございますから、そういった面との調整も十分とってやらなければならぬというふうに考えております。

○瀬野重員　抽象的な答弁ですけれども、それで、私たちが過去にいろいろ中金等この金融に頼りつたことがあります。いろいろな公庫の例を見ましても、やはりこういう貸し付けの場合は、資金が焦げついたり、またはいろいろ事業を失敗したりするといへんなので、相当慎重に扱うことは当然であります。やはり中金として直営をどんどんやられたのでは、農協そのものも、いろいろな今後の農振計画その他から事業の推進にも支障を来すというようなことやら、また、地域の発展のためにいろいろな問題が起きてくると思うのです。

そこで、これらの貸し付けにあたつては、たとへば、農業政策をどういうふうに打ち立てていくかという地元の計画も一応検討してもらわなければならぬし、借り入れについては、申し込みなどを農協を経由してやるようになるものか、かといつて、これはあまり強くやりますと、従来焦げついたり、いろいろ不渡り等を出した経験のある方であれば、現在ではまじめにりっぱにやつていても、やはり過去の例をとつたり、あるいは地元ではよく極端な例が、選挙などにまつわつて感情をはさんで、あれには貸さないというようなことで、いろいろ意見書を出すにしても、なかなか通

りのいい意見書を書かない、あるいはまた感情でもって、農協を経由する場合には、何とか金を出さないような意見を書くというようなことになってくると、これまた困った問題である。実質的には、中金としても、相当大口の金を直貸ということになりますと、何かそういうたものがなければ、一々調べるのもたいへんだろうと思うし、かといって、それにあまり依存すると、結局また制約を受けて、ほんとうに今後事業を推進して、意欲的にまじめにやっつけていこうという人が、過去にちよつとした金融上の問題があつたために借りられないというようなことになりますと、せつかくの道がまた閉ざされるということにもなりかねない。そういうたことをいろいろ過去の経験から心配するわけですけれども、その点については、もっと具体的に、どういうふうに指導されるつもりなのか、ひとつ当局のお考えを聞きたいんです。

○内村(良)政府委員　ただいま先生から御指摘のあった点は、実は私どもとしても、これは将来非常に大きな問題だろうというふうに考えているわけでございます。中金が直貨をやるということになりまして、やはり業務代理は単協に頼まなければならぬケースが多いのではないかと。そうすると、単協が、どうもあの人が、特に大口——われわれが考えておりますところでは大体中金の直貨は一件一千万円くらいの規模になると思います。が、そういう大口の融資を特定の人が受けるということに對しては、単協の水平平等主義という従来の考え方がありましてなかなかうまくいかぬというようなことも起こり得るのではないかと。そうなりますと、大規模経営の育成のためにこういった制度をつくってもなかなかうまくいかないのではないかというような心配があるわけでございます。

そこで、現在考えておりますことは、中金の直  
貸につきまして、できれば単協、信連、中金で構  
成される融資協議会みたいなものを設けさせまし  
て、そこで関係者が寄り集まって十分相談してき

めるということになれば、単に単協の意向だけではなくて、より大きな立場から判断ができるのではないかというふうに考えているわけでございます。しかし、いずれにいたしましても単協の意向というものを無視して一方的に中金がやるというようなことはやはり避けるべきである。ですから、系統の融資体制というものを尊重しながら、一方、現在までときどき問題になります単協の平等主義というものをある程度そういった面でチェックしながら、中金の農業者等に対する直貸というものを運用していくべきではないかというふうに考えております。

○瀬野委員 農林大臣、いまお聞きになっておられたと思うが、せっかくこういった道が開かれておられたのですが、中金が相当金がダブついておりまして、この法案が通過しますと、こういったこととがさつそくいろいろな問題化されてくると思うのです。現にこれはすぐ響く問題でございます。

そこで、いま局長からいろいろの答弁がありましたが、一つの例として、融資協議会のようなものをつくって関係者を集めていろいろ考えてやるというようなことであります。なるほどそれも一つの方法だと思います。いろいろ功罪相半ばするものがあると思いますが、いずれにしても、今後農業の発展のために有効にこの資金を使つていただきたいと思ひますので、こういうことを踏まえて、十分こういう点についても、農協のいわゆる意見を聞かなかつたならば、結局農協がいろいろ考へて今後構想を練つていくのにブレーキをかけるというようなことになつたのも困るし、その点を十分に踏まえて今後の対策を立てていただきたい、こう思ふのです。大臣もこういうことについては、将来のためにこういうふうな考へで対処するといふ、一応きよの質問はこれで終わりますので、ひとつ決意をお聞きしたいと思ひます。

○櫻内國務大臣 ただいま内村局長から御趣旨を踏まえて、融資協議会などを通じて運用の上に万遺憾なきを期す旨を申し上げた次第でございます。

私も先ほどからお話を承りまして、単協でなかなか貸し付けにくい大口の資金需要者、そういうようなものに今回新たな融資の道が開けた、その実情はときにえこひいきがあったりする場合もございまいしょうが、それらの点を、局長より申し上げました融資協議会などを通じて、適正な運営を期していくということによって御趣旨に沿ってまいりたいと思います。

○瀬野委員 次に、農業近代化資金助成法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案の関係で、通告もいたしてありましたので、若干質問をいたします。

まず、この法案では、四十四年度から三カ年間の実績は、貸し付けワクの半分弱の消化をしているにすぎません。政府が今回この近代化資金で、貸し付け対象者の範囲の拡大とか、貸し付け条件の緩和、それから保証保険制度の改善等をはかろうとしておられるわけですが、いままで、この貸し付けワクの消化等のデータを見ましても、不十分であったことをどういうふうな反省しておられるか。実際に貸し付けワクが消化できていない、こういったことについて、今後、指導を含めてどういうふうな反省されて、どういうふうなこの資金の有効なる使用について考えておられるか。その辺からまずお伺いしたいのであります。

○内村(良)政府委員 近代化資金のワクに対する消化率が、四十四年以降非常に悪くなったというのは事実でございます。と申しますのは、御承知のとおり、総合農政の転換にあたりました、四十四年から資金ワクを三千億円というふうな非常に大きく広げたわけでございます。それで、資金に対応できるような体制をつくったわけでございますが、消化率が大体五割くらいということになっていくわけでございます。

このように資金状況の消化が悪いことの原因といたしまして、いろいろなことが考えられますが、私どもの考えているところでは、農機具等、中期の資金が近代化資金によって融資されているわけでございますが、農機具等の施設投資が一巡し

ていることによる資金需要の頭打ちがまず考えられるわけでございます。この点につきましては、ことしの農業白書等でも、農業機械に対する資金需要が一巡しているということは指摘されております。そのかわり、新しい機械に対する需要が起きているということも同時に指摘しておりますが、一般的に機械に対する投資が一巡したということは言えるのではないかと考えているわけでございます。

それから、規模を拡大して、近代化施設の整備拡充を行なおうとする農業者にとっては、現在の貸し付け限度がやや低いのではないかと。この点につきましましては、今般改正するわけでございますけれども、そういったようなことが原因になっているのではないかと考えているわけでございます。

○瀬野委員 貸し付け限度が低いということが原因になっている、そのため今回改正するということとあります。いろいろこれは理由があるわけですが、けれども、基準金利についても今回〇・五%引き下げることになっております。実際は、すでに金利を〇・五%下げているのは五、六件あるわけですが、御承知のように、東海道をメカボリスといわれる中部圏を中心とした周辺は金利が低い。北海道、九州のように遠隔地になりますと、金利が高いというふうなことで、こういったものも一つの問題になっております。いわゆる中部圏は、やはり資金量が多く集まるし、経営のメリッ

トが出てくるし、また資金量が大いので早く金になるということもありましようし、低いところでは、やはりコストが高くなる、また経営の努力が足りないという点もあるだろうし、立地条件等が悪いために、結局、金利が高くなっている。そういったことから高いのでは、農家は、ためにならぬといろいろ不平も言っておるわけですが、これも、政府の説明によりますと、国が近代化資金の金利の中で、七%及び六%の金利を〇・五%下げた、こういうふうになっているのですが、もう

〇・五%下げられるのではないかと、私はこう言いたいわけですが、〇・五%だけでは、これはあたりまえであります。

御承知のように、国または関係団体が金利の補助をする場合の基準として、貸し付け基準金利を現行の九%から八・五%に、〇・五%引き下げて行なうことにしている、こういうふうになっておりますけれども、貸し付け基準金利というものが

〇・五%下がっているわけですから、国は何も実質持ち出しはない、損はしておらぬ。一%下げれば確かに〇・五%下げたということで、農家のためになるということになるわけですが、農家のためになるというところからいって、農家の話に出て、いろいろ問題になります、聞こえはいいけれども、実は中身がないということなんです、これも全然中身がないわけですね。

そういうことで、これはいわずに〇・五%下げたと声高らかに言っておられますけれども、何ら変わらないじゃありませんか。こういうふうな理解するのですが、その点、どういうふうな見解をお持ちであるか、御答弁を願いたい。

○内村(良)政府委員 先生も御承知のとおり、近代化資金は、系統の資金を原資といたしまして、それに県が農協その他の金融機関と契約を結びまして、一定の資金については利子補給をする。その利子補給は三分になるわけでございますが、そのうちの半分を国が補助する、こういう体系になっております。あくまでこれは系統の原資、それについて農家が借りやすい、必要な資金項目について借りやすくなるような制度としてできているわけでございます。したがって、系統の金利というものが基準金利になるわけでございますけれども、基準金利につきましましては、制度発足以来二回にわたって下げております。ただいまの四十七年までの金利は、四十一年につくられたものでございまして、その間約五、六年の歳月があるわけでございます。その間に、系統といたしましては、やはり経営の合理化等の努力をいたしまして、金利が下がっているという面もございまして、

で、そうしたことを考えながら、一方、利用する農家の立場からいいますと、先生の御指摘で全然メリットがないじゃないかというお話であったわけでございますが、やはり借りる農家にとつては、五厘の引き下げというものは、これは非常なメリットになるといふふうに私も私どもは考えておるわけでございます。

○瀬野委員 農林大臣にいまの件でお聞きしておきます。いま局長の答弁がありましたが、最も金融の激動の中にありまして、当の農協としては、必ずしもこの金利を下げるということについては、将来のことを考えましたときには、金利を下げると、将来また金利を上げねばならぬような金融情勢のときには、また上げることはなかなかないへんだという心配もあって、もろ刃の剣みたいなことになっておりました、いろいろそういうようなことを、私はよく事情はわかるわけですが、けれども、当面せいかく農家をよくするためにそれを下げてやろうというところから、あえて私はそういったことの政府の見解を聞いたのですが、この〇・五%下げるについては、農林省としては、係官の皆さんにお聞きしますと、これはほめてもらいたいのだ、ずいぶん努力したと言わんばかりの表情でございます。そういう点もわからぬではないのですけれども、いずれにしても、この〇・五%というのは、国の損失ではない。しかし、農家としては、安いほうがいいわけでございます。地方においては、特に北海道、九州等においては、資金量、借り入れその他の実績を見ましても低いわけでございます。なおこの問題については、昭和三十六年十月十八日の農業近代化資金助成法案に対する附帯決議がなされておりました。『農業近代化資金の資金枠を大巾に拡大しこれに伴う政府の利子補給を引上げ、末端金利が五分以内になるようにすること。』さらには、四十一年三月二十一日、やはり当委員会の附帯決議で同じような趣旨のことがなされております。それから見ますと、局長の答弁でもいろいろありましたが、実際に七年ぶりにやっと重い腰を上げて〇・

五%下げられるのではないかと、私はこう言いたいわけですが、〇・五%だけでは、これはあたりまえであります。

五下げる。ところが、これは一〇であれば、確かに〇・五%になりますけれども、実際は、貸し付け基準金利が〇・五下がっておりまから、同じことなですね。そういったことは十分おわかりだと思ひますが、大臣、さらにひとつこういつたことを十分踏まえて、金利の引き下げについては、今後努力をしていただきたい。またこの貸し付けがいろいろと時間がかかりますが、いろいろ成果が上がっていないという理由に、こういった問題があるわけでもないのです。せっかくの制度が生かされますように、十分配慮、指導していただきたい、こう思うのです。その点について大臣の見解を承ておきたい。

○櫻内閣務大臣 私どもは、今回の利率の引き下げが政府としては何ら犠牲を払っていないという御指摘ではございますが、しかし、いざれにしても、ただいま御質問にもありましたように、四十四年度以降御決議もありながらもなかなか下げられなかった、こういう実情のもとに今回基準金利の引き下げに伴う年五・五%ということにいたしましたわけで、われわれとしては久しぶりに金利が下げられたというところで、自慢ではございませんが一応成果があったというふうに認識をいたしておりますのであります。特にいま一方において金融引き締めも行なわれつつあるからでございますので、今回のこの引き下げは利用者にとりましては相当効果があると思ひますし、また同時に、すでに御承知であられることと思ひますが、金利の引き下げとともに、貸し付け限度額の改定をおおむね従来の五倍程度まで拡充をいたしたということ、両々相まって大いに利用者の方のこれからの御活用をお願いしたいと思つておるような次第でございます。

○瀬野委員 時間の制限もございまして、次に急ぎますが、近代化資金と公庫資金の分野調整のことでお伺いします。

これも農林大臣にお伺いいたしますが、きのうはマル寒、マル南法案の審議をして当委員会が採決をしたわけですが、その際農林漁業金融公庫総裁も呼んでいろいろ私もお尋ねしました。何しろ時間が詰まっておつて、各委員から時間時間という声がかかったもので、私もすいぶんせき込みまして十分な質問ができなかったのですけれども、実は農林漁業金融公庫の諸貸し付け資金と農林近代化資金制度による諸貸し付け資金とは、発足十数年を経まして、一見それぞれ定着したように見えますけれども、農家の立場からすると、制度金融を複雑なものにしていくということ、かねがね批判が起きております。そこで、同じ資金が公庫にもあり、また近代化資金にもあるわけで、この関係は近代化資金に早くから移せということがいろいろいわれておるわけですが、公庫法の業務方法書に主務大臣指定、こういうふうであり、農林近代化資金にも同じようなことが書いてあるということ、そのままする今日までなっているようでありまして、こんなわけで、今回農林漁業金融公庫法も当然金融関係として改正法案の提出があつてしかるべきだ、こう思うのですけれども、今回改正を出さなかったというの、こういうものがあるものだから、さうならぬハチにたたりなしというか、さうならぬに避けて通つて、こういうふうにするのですか、この点、大臣どうだったのですか。

○内村良政府委員 先生御承知のとおり、公庫資金につきましては、長期低利で一般金融機関の対応困難なもの、農業にとつて非常に大事な基盤整備とか構造改善の資金を出すのが公庫資金の大きなねらいでございます。近代化資金につきましては、系統資金を利用して、農業者の資本整備の高度化及び経営近代化のための中期の資金を出すということになっておることは御承知のとおりでございます。

そこで、現在近代化資金と公庫資金と重複していると思はれるものが若干ないわけではございません。それは公庫資金の主務大臣指定施設資金、共同利用施設資金と近代化資金の農機具、建物等の資金でございます。これらの資金につきましては、見たところ若干重複しているような感じでございます。

ざいすけれども、やはり資金本来の機能から見れば、公庫資金であり、近代化資金であるということではいいのではないかと考へておりまして、特に、一般論をいたしまして、制度金融には資金項目が非常に多過ぎる、それを整理すべきだ、という御意見がございまして、この点につきましては、やはり私もいたしまして、利用者立場から見ても、あまり複雑でわからないということとは問題だと思ひますので、将来その整理について努力はいたさなければならぬと思つておりますけれども、その段階で検討すべき事項であつて、現在直ちにこれによつて非常に弊害が起つておるというふうには考へていないわけでございます。

○瀬野委員 局長、そういうことで一応あなたの言うことはわからぬでもないが、それじゃ、お尋ねしますけれども、農林漁業金融公庫法の改正、これもぜひやつてもらわなければいけない。いろんな資金の内容等を見ますと、ずいぶん前から利率、据え置き期間あるいはまた貸し付け条件等も昔のままでございまして、昔と現在では、木材にたつていろいろな造林、あらゆる撫育、またいろいろな土地改良の融資の貸し付け条件にしても全部変わつてきておるわけですね。むしろ農林漁業金融公庫法の法改正を急いでもらいたいと思ひ思つておるのだけれども、いまいろいろ答弁されたいけれども、結局、一緒にやるとややこしい、こつたことが起きてくるから、今年は近代化を通して一応落ちついたところで既成事実をつくつて、来年度早い機会に農林漁業金融公庫法を出そう、こういう考へじゃないかと思つて、それじゃほんとうは困るわけですね、そういうこと、これはこれらを含めて金融の交通整理をしなればならぬ。農林大臣は交通整理をしなればならぬと言つても、農林漁業金融公庫法の改正もやはり急いでやつてもらわないうたいへん問題があるわけですね。大臣もわかつておられると思うが、こういう公開の席でそういうことがなかなか言えない点もあるかと思つておるのですけれども、

ども、実際には今度出さなかつたというのは私も問題だと思つておるのです。これに対しては将来当然出してもらわなければいかぬと思つて、その辺を含めて大臣から見解を承りたい。

○櫻内閣務大臣 農林漁業金融公庫法と農林近代化資金との関係におきまして、貸し出し目的のお互い重なり合つておる点のある点は承知をしておるわけでございますが、先ほど内村局長からお答え申し上げたとおりに、片方は長期の資金、片方は中期の資金というように一応仕分けをしておるわけでございます。

今回なぜ農林漁業金融公庫法の改正はやらなかつたのだ、当然出すべきじゃないかという御指摘でございますが、他の金融関係四法の場合とは、御検討いただければ、おのずからその緊急度合いも違ふと思つております。しかし、お話しのような点についても、私どもは、これは検討するしかないかといへば、検討するほうがいいのでありまして、したがひまして、改正するとかしないとかいうことでなしに、農林漁業金融公庫法の問題点についてこれから検討するということについては、そのような方針でおつておるということが申し上げられると思ひます。

○瀬野委員 十分お聞き取りいただいたと思つておりますが、ぜひひとつ早い機会に検討していただきたいと思つておるのです。

いろいろ意地の悪い質問をしましたけれども、実際はそういうことでわれわれもある程度のことでは推量できるわけですが、これまた急いでお願いしたいと思つておるのです。

そこで、内村局長に急いでお尋ねしますが、この保証料の軽減の問題。これは政府はどれだけ引き下げるように指導する考へであるかということ。それからもう一つは、保険料率の問題でありますけれども、御存じのように、これには長期借入れ金と短期借入れ金がある。これが全部同じ率で取つておられます。そこで、長期借入れ金の場合には保険料を当然そこで差をつけるという要請が強いわけですが、この点、簡潔にお答えをい

ただきたい。

○内村(良)政府委員 保証料については、長期のものについて引き下げるといふことで検討する方針でございます。

○瀬野委員 長期のものについては検討するとおっしゃるが、あまり簡潔過ぎてちよと……。

やはり長、中、短期とこうあると思うのです。五年までは幾らで、五年以上十年までは幾らというふうにいるあるかと思うのですが、長期とはいつからいつまでか、そういうことをいうと、またいろいろ聞かなければならなくなるので、その点はどうか。

それから、さっき言いましたように、保証料の軽減についてどういうように指導されるか。これは簡潔に……、答弁せぬというのが簡潔に……というわけじゃない、もちろん答弁してもらわなければ困る。

○内村(良)政府委員 ただいま非常に間違つたことを申し上げました。保証料と申しましたが、保険料の間違ひでございます。

保険料につきましては、現在一本でございますけれども、これを五年未満、五年以上十五年未満、十五年以上というふうに分けて、さらにそれを近代化資金、それから一般資金も今度は保険に付することになりますので、一般資金というふうに分けて、保証保険の料率をつくりたい。

それから、融資保険につきましても、大体同じような区分で近代化資金と一般資金についてそれぞれ料率をきめたいというふうを考えております。

そこで、この保険料の引き下げの結果が末端の保証料の引き下げに直接的にはつながりませんけれども、長期のものについては下げるといふこともございまして、それが反映するように指導したい。ただ、下がった分がそのままストレートというわけにはまいらない面もありますが、下げるように極力指導してまいりたい、こういうふうを考えております。

○瀬野委員 与えられた二時間の時間があつという間に過ぎてしまひまして、ずいぶんはしょつて質問をしましたが、若干残つておりますし、また農水産業協同組合貯金保険法については全然質問ができないうような状態になってまいりました。約束の時間が参りましたのでこれで終わりますが、あらためてまた別な機会にいろいろと質問させていただくことにしまして、御協力をたいへん感謝して、質問を終わることにいたします。

○佐々木委員 島田議員君。  
○島田(琢)委員 農業金融四法ですが、限られた時間内において聞きたいことをすべてお尋ねするということは技術的に非常にむずかしいわけですが、しかもまた、いままであるいはこれから先も、各党からそれぞれの分野にわたつてこまかい質問も出されると聞いておりますから、私はごく限られた範囲についてのみの質問にいたしたいと思ひます。

まず、どうしてもこの機会に明らかにしておきたいのは、日本農業の置かれてある立場あるいは内容、こういうものが依然国会の論議を通じて明らかにされたいというもどかしさを、私は国会開会以来強く持ち続けてきている一人でありまして、特に、先日農業白書が出されるに及びまして、それぞれ各党から質問が本会議の席上出されたわけでありまして、これに対する総理大臣並びに関係閣僚の答弁を聞いておりましたも、なお一そうそうした点を強くするわけでありまして、特に所管の農林大臣としては、事あるごとにいわゆる日本の農業の危機的状態というものをはだで感じとられておられるはずの大臣ですから、思い切つてこの機会に日本の将来の展望を明らかにしながら、それに対して具体的ないわゆる政策を打ち出していただく必要はないかと思ひます、こういうことを私は強く訴えてまいりました。

今回出されております農業金融の改正法案は、それぞれこうした日本の農業の将来を決する上において非常に重要な意義と目的を持つておるものばかりであります。いままでの農業金融のあり

方についても十分この機会に反省しながら、一体日本のこれからの農業を進めていく過程において、どういふ金融制度がなければならないかという点について明らかにしておかなければならないと思ひます。

そこで、まずこの農業白書でありますけれども、それぞれきびしく農業白書の問題につきましても、質問も出されておりましたが、多少の重複してお許しいただきますけれども、まず白書の「むすび」で、従来の輸出中心の産業構造から国民福祉の充実をめざす産業構造への転換を図らなければならないという重大な局面を迎えている。このような農業をめぐる社会経済環境の変化のなかで、わが国農業は、近年、生産の減退や農産物価格の停滞等による農業所得の伸び悩みと兼業農家の一層の増大、自立経営農家の戸数シエアの低下傾向など生産、価格、構造の各分野にわたつてきわめて困難な局面に直面している。これに加えて、農産物の国際競争力のひつ迫、国際通貨体制の動揺等激動する国際政治経済への対処を必要とするなどわが国農業と農政はいまだかつて経験したことのない困難な局面に立たされていく」と結んでおります。

そこで、私は、こうした困難な局面に立たされている農業のこれからの行く手というものは、いろいろの問題といふいろいろな困難な事象にぶつかつていくといふことを予測しなければならぬと思ひます。それらに対応できる今後の金融政策の改善四法が、それぞれそうしたねらいを明確に解決できるという一つの責任をこの改正の中できちんと上げていくことができるかどうかという点については、全法案を通して私は非常に疑問と一つの不安を持つておる一人であります。大臣は、いささか次元の高い話でありますけれども、こうした農業金融が果たすこれからの役割りというものについて、明確にどういふ認識をお持ちになつておられるかをまず明らかにしておいていただきたい、こう思ひます。

○櫻内閣務大臣 ただいま白書の「むすび」を引用

しての御所見を承つたわけでございますが、これからの農業施策全般を考へてみますときに、しばしば申し上げる基盤整備あるいは構造改善事業あるいは価格安定施策等いろいろございまして、ただいま問題になっておりますところの農業者等のために必要な資金が適時円滑に供給されるよう金融関係法案をその趣旨にのつとて見直していく必要があると思ひます。

そこで、今回のこの四法改正につきましては基本的な方向としては、総合農政推進のための融資体制の確立ということが一つであります。次には農業金融の新しい事態への対応をしていきたい。それから農業金融の効率化及び円滑化をしていきたい。それから農業金融の機能の調整あるいは金融制度の簡素合理化をしていきたい。こういうような五つの構想のもとに今回の改正案についての検討が行なわれてきたわけでございまして、その結果がただいまお願いを申し上げておる改正法の諸点になつておる次第でございます。

○島田(琢)委員 そういふ五つの点をひつさげて、これから日本の農業のいわゆる金融という側面からの政策を進めていきたいという大臣の所信のようでありますけれども、しかし、日本の農業の今日の状況、これは私がいまここでこまかに内容をお話しするまでもなく、白書でもすでに明らかにされておるし、またこうした農政の論議を通してあるいは国会の論議を通して、たいへんな事態になつていくといふことは、皆さま方否定のされないと考えております。

ひとり大臣だけが、特に総理大臣は、この間の本会議でこういうことを言つていますね。農村は民族のふるさとである、これが荒廃してはあすの日本はあり得ない、まことにさだまりのいい答弁をしております。そのとおりであります。こうした農村をつくり上げていくために今日までみんなが努力をして、知恵を持ち寄つて、真剣にやつてきたわけでありまして、しかし、現実には、農村は民族のふるさとなどという状態にいまなつていない。しかも、農村が荒廃してはたいへんだとい

うが、すでに農村の荒廃は深刻であります。したがって、今日のこの状況判断というものが明確であり、これからの農業金融制度をどうするかあるいは構造政策をどういうふうに進めていくとかいうことを言っても、現実のこの問題を的確に踏まえない中では、やることなすこと、それは的確に措置できるとは言いがたいわけであります。

(委員長退席、山崎(平)委員長代理着席)

そこで、私はその状況判断について、ある農水の席上で大臣にも見解を追ったわけでありすけれども、総理大臣同様のお考えの上に立つておられるような印象でありました。私がこれはたいへんだということを言うのは、昭和三十六年に農業基本法をつくって以来、それを一つの柱として進めてきたといういまの政府の責任ある立場からいえば、それは失敗だったということを容易に言うことはできないことはわかります。しかし、やはりあやまちを改むるにというたとえもありす。私は今日の置かれてある情勢というものを、全部が全部失敗だったということをきめつけるつもりはありません。しかし、大かたの農村の事情は、私が前段触れたごとき状態にある。過疎化が深刻であり、農村にない手がどんどん離れていく、高齢化し、三ちゃん農業どころか一ちゃん農業になつていく。こういうふうな農村の構成というものが荒廃を伴いながら大後退をしているという状態の中において、今後どんな金をつぎ込んでいっても、これを蘇生させるというのは現行の金融制度の中では非常に的確さを欠くのではないかとこの心配を持っています。やはり借りた以上は返さなければなりません。返すだけの手だてをつくり上げなければならぬ。その手だてをつくり上げていくにない手がこのようにいなくなっているという現状であります。

そう考えてまいりますと、いままでのような金融だけで農村の近代化、構造改善、そういうものが目的どおりに進んでいくことはきわめて至難だというふうに私は考えます。したがって、

昨日もマル寒法、マル南法の法案審議にあたって、私は、そうした農村の事情を踏まえてマル寒法のいわゆるはだに触れるような改正をお願いしたいということを申し上げたのも、この趣旨に基づくものであります。

そこで農村の実態は、さらに「むすび」の中で白書はこういつているわけでありす。第一は、土地、水等の有限な国土資源の効率的利用を推進する、そのために農村というものは非常に大事なんだということを第一点でいって、第二点では、わが国農業を近代的農業として確立するために生産性の向上を一そう促進しなければならぬ。三つ目には、需要の動向に対応した国民食料の安定的供給をはからなければならぬ。これはすべて農業基本法の柱になっておるもの言いわけでありすけれども、最後の第四番目に、高密度経済社会の中にあつて、農業、農村の果たしている役割り、またこれから果たさなければならぬ多面的な役割りというものは非常に大事である。すなわち、これを詰めて言いますと、農業の価値観、農業というものをもう一度見直そうという、そういう意識のあらわれであるというふうに私も受けとめておりますけれども、もっと意地悪く言えれば、いまだに農業の大事なことを本会議で総理大臣が弁明したり、あるいはまた白書で麗々しくうたわなければならぬということは、国民の皆さん方も農村の置かれてある責任と立場については大いに理解しておる。それがそうならないから心配が起こり混乱が起こり、農村の荒廃が進んでおるわけでありす。

こういう点を考えますと、私は五つの項目をあげてこれからの農業金融政策を進めていくというお考えについても、どうにも油断のならない気がしてなりません。したがって、もっとこうした実情を正確に踏まえた上で、これからの日本農業を進めていく上に、確立する上になんか金融制度が大事かという根本の御検討がほしかったということとを私は言いたいのでありす。そういう認識の上に立ってこの金融四法の検討をされたのかどう

か、もう一度大臣のお考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

○櫻内閣務大臣 先ほど考え方の基本を申し上げたわけでございますが、ただいまの御質問はさらにもう一つ具体的にお尋ねのようでございます。

そこで、農協の系統金融のあり方をなめてみまするに、一番考えなければならぬのは、元来農業者のためにある、そういう原点に立つ必要があると思ふのであります。したがって、系統資金の十分な活用を可能ならしめるような諸措置の改善をはかる必要があるということで、今回の改正の中にもそのような見地から盛り込んでおるわけでございます。農林漁業金融公庫資金等の系統金融を補充すべき制度金融についても同様のことが言えると思ひます。そういうようなことを念頭に置いての今回の改正のお願いであるというふうな御理解をちょうだいしたいと思います。

○田中(逋)委員 くだいようでありますけれども、いま農業者の本音は、なるほどたくさん金を借りる道も開かれていまして、農業金融ほど窓口の広い制度もないといわれていす。しかし、これ以上いままの制度資金の中では、金を借りても払える道がない、だからできるだけ金は借りたくない、しかし有利な資金であればこれは話は別でありますけれども、いままのように借りればただ固定化されていく心配のある制度資金ではわれわれの経営がよくなるとは考えていない、こういう面が一つあります。これは私は乳価問題あるいはビートの価格決定の段階においても申し上げたとおり、投資をした資金は払わなければならぬ、返さなければならぬのが大半であります。その大半の借り入れ金を払える条件、それをつくつてもらわなければならぬということで、同時に構造政策とあわせて必要なのは価格政策であるということとを強く訴えてきたわけでありす。しかし、それも裏切られていす。こうなつてまいりますと、新たによほどの有効な、有利ないわゆる農業金融制度がしきれない限り、農村における経営にプラスするような金融というものはそれなりに動いて

いかないというふうには私は心配しております。もうしよい切れないほどたくさんしよっている農家もたくさんいる。経営規模は拡大された。確かに構造の一面は進んだということも言えますけれども、反面、それと比例して、あるいはそれ以上の負債をしい込んでいすという現実の中に置かれていす農家も一ぱいある。

こう考えてまいりますと、日本の農業金融というものは、ごく一部の国ではありましようけれども、たとえば西ドイツのような特別の金融の道もこの機会に開くという考えがなければ、こうした階層で苦しみが努力している農家というものを救うということは非常にむずかしい、私はこの判断を一つ持っております。二分だとか五十年とかいう特別な金融制度をしつと、あるいは検討するということお考えはありませんか。

○櫻内閣務大臣 低利の長期の資金が好ましいということは言うまでもないことであります。しかしながら、この農業関係だけが金融になつておるのではなく、総合的に金融のあり方というものを考えていきますときに、はたしてそういう飛躍的構想が妥当かどうか、これがそういうことによつてほんとうに必要な面に資金が流れていくということであれば、この必要などございすますが、またそれに伴う弊害なども一応検討していかなければならぬ。そういうことであれば、そういう低利の長期の資金の要する面におきましては、できるだけ国の施策の上において補助施策をしていくというような別途の構想も出るわけございす。

そういうことでございまして、現在金融が農業者のために十分活用されておらないという点をいろいろ検討してまいり、いまの農村のあり方も考えてまいりまして、今回の改正の中でお願ひしておるような地域開発の上に、あるいはその地域の農業のために法人に対する融資あるいは環境面を考ふる面の融資というふうなこともあわせながら、御指摘のように、農家はもう借りてもなかなか返せないところまできていすのだという

ことになってまいりますと、一方において農村の地域開発が進められることによってまた農業者も農家も助かるという面もあるのではないかと、というように、それらの考え方も導入しての今回の改正のお願いになっておるわけであります。要するに、あらゆる方途を考え、しかもそれは全般の仕組みの中で妥当なる方策のもとに、農業の振興の上に、農業者の上に役立たせたいということに進めてまいっておるのであります。御質問の御趣旨からいって、何かの足りない点があるうかと思ひますが、今回の改正によって所期の効果をあげてまいりたいと思つております。

○島田(琢)委員 私、いかに農協が金を持つていても、あるいは系統に金がたづついても、要は、そこに構成される組合員である農家がこの金を有効に活用できる、あるいはまたそれを経営の中に有効に生かすことができる、そういう農業金融の制度でなければいけない。農家がつぶれてしまつても農協は残る、こういうふうなことではいかぬわけであります。私は全国的にそういう傾向にあるというのを申し上げるつもりはありますが、一部の地域においてはそういう事実があるいはそういう状態というものが深刻になっているということが言えます。

たとえば、例をあげますと、北海道の例でありますけれども、空知の添牛内という農協の例でありますけれども、二百戸の小さい農協であります。そのうちこの春に七十七戸が集団離農した。この原因は、こんな小さい農協でこの七十七戸がかかた借金が一億以上になった。単年度であります。何年かかかつての借金ならいいわけでありませうけれども、単年度で一億をこした。そのために農家自身が先の見通しも持てない、そういうようなことから集団離農するという状態になったわけであります。三分の一以上の農家が、組合員が離農するということになりますと、もうこの農協は成り立ちません。いまこの存立が危ぶまれているというのが実態であります。さらにまた南富良野農協では、構造改善事業によってパイロット事

業をやりましたが、これも一億の赤字を出した。こういう例は、私がここで申し上げたのはほんの一例でありまして、こういう農協の実態というものがある。特に米の減反政策以来農協の経営というものは非常に苦しくなつてきているということが言えます。ある極言する人の意見によれば、五十年の半ばにおいて北海道の全農協は赤字になるだらうというのを言われております。これは容易ならぬ状態にあるわけでありまして、そういう状態にありながら、全国的にいえば、金は、農協の系統を含めるとやがて十兆円の預金があるだらう

と言われている。まさにこれは金持ちの中の貧困、そういう状態にあるとさえ言えるわけでありまして。私は、構造改善事業でパイロット事業に注ぎ込んだ金がどれくらいあつて、そしてそれがどのようになつてこんな結果になつたかということを追及する、そういうつもりで申し上げているのはありません。せっかくの制度を生かし切れなかつたという単協理事者の責任にも相当のウエートがあると思ひます。しかし、農協を構成する組合員である農家が七十七戸も将来に希望を失つて大挙集団離農しなければならなくなつた、こういう状態というものは、私はゆゆしい事態だと思ひます。

このような状態というものはこれから先も決して出てこないとは言えない。そればかりか、さつき申し上げたように、北海道における農協の経営というものは非常に苦しくなつて、もう赤字をかかえている農協というものはずいぶんたくさん出てきているし、五十年の半ばにおいては全農協は赤字になるだらうという警告が、いま内部でなされているところであります。こう考へてまいりますと、私は、こうした面を含めて、頭でっかちになつてしまふということもいかぬし、また肝心の組合員が希望を失うようなことであつては、せっかくいい金融制度だ、あるいはまたこの金融制度をしくことによって農業の近代化、世界の農業に対応できるような日本の農村社会をつくり上げていくことができるんだ、こ

う言つても、何となしにうつろに、白々しく聞かえてならぬわけだ。そこで、くどくど申し上げてきたわけでありませうけれども、時間の関係で前に進みます。

〔山崎(平)委員長代理退席 委員長着席〕

そうした日本農業の実態というものは、いま私が申し上げたことは決して誇張で申し上げておるわけではございません。私も単協の経営者の一人でありまして、非常に苦しい状態の中で農協経営を続けております。物価の高騰あるいはそのほかのいろいろの要因はありますけれども、いわゆる単協の管理費というのは、かつて四、五年前には、七年ぐらいたつと大体倍になるといわれたのが、いま大体三年半ぐらいたつと倍になりました。五千万円の管理費を持つておれば、今後三年半、昭和五十年、五十二年ごろにはこの管理費は一億になるのです。そういう状態の中にいまあるわけでありまして、したがつて、単に農協の機能を信用部門だけふくらまして、今日の農協の実態を救うことはできないという判断を私は持つております。何といつても、これを構成する組合員がほんとうに将来に向かつて安心して経営ができるという状態がひとつつくられてきて、そこからいわゆる生活や経営のとりである農協というものが大きくなり、また力をつけていく、そういう一つの積み上げでなければ、農協の信用部門がふくれ上がつて、そこから金を貸したり、あるいは土地を買い込んだり、宅地をつくつたり、そういうことが幾ら仕事の上でできても、今日それに対応できるような農協の機能にないということが一面で言えるわけであり

ます。特に先ほど内村局長と瀬野委員とのやりとりの中で、このレンタル方式を中心とした論議がありました。私も、私はつくづく感じていたわけでありまして。たとえば基準というものが一つありました。この基準というのは、先ほどの説明によりますと、一定規模、すなわち二十億以上の取り扱いを持つていて、しかも信用部門における専門職員は二人以上を配置しなければならぬ、こういうことを

言つておりますけれども、私は、今日の農協の規模からいいますと、この前提としては、どうしても農協の大型化ということを考へていかなければならないと思ひます。その点については先ほどの論議の中では触れていないわけでありませうけれども、かつて農協の合併促進、これは法律をつくつてやつたわけでありませうけれども、実態としては、全国的に見てどういふふうになつてきているのか、これをひとつ局長からお聞きしたいと思います。

○内村(良)政府委員 先生御承知のとおり、昭和三十六年に農協合併助成法が制定されて、その後四十一年、四十五年及び四十七年——これは昨年議員提案で延長になつたわけでございますけれども、三回にわたつて合併助成法が延長されて、昭和五十年の三月三十一日まで適用期限が延長されております。この間、農協合併がだいぶ進みまして、同法の適用を受けて合併に参加した組合は、昭和四十七年三月末現在の数字でございますが、八百九十七組合、合併組合は千九百三十二組合に及んでおりました。昭和三十六年三月末日現在の総合農協数一万二千五百組合から昨年の三月末にはこれが五千六百八十八組合に統合されております。しかしながら、御承知のとおり、なお現在小規模の組合がだいぶ残つておりますので、ただいま先生いろいろ御指摘ございましたような非常にきびしい農業情勢を考えました場合に、やはり農協経営の体質改善と申しますか、合理化をはかるためには、合併を推進する必要があります。それからさらに、農林省及び農協におきまして、最近、広域営農団地、農業団地推進というふうな考へ方、現に事業が進められているわけでございますが、そういう農協の確立のためにも農協の合併が望ましいというふうな考へておられる次第でございます。

○島田(琢)委員 そうすると、一定規模の組合の組合員の数はどれくらいだと考へていますか。

○内村(良)政府委員 現在のところ一組合当たりの平均の正組合員数は九百八十一人ということに



うい問題に取り組んで非常に苦しんでまいりました。それだけに今回のこの改正にあたって一面の心配を担っている一人であります。内部から、いわゆる農地法の運用面で法律が骨抜きになつてしまふということがあるとすれば、他に波及するところの問題もあり、私は非常に遺憾な事柄になるのではないかと、深く考えを持っています。一人でありまされども、こうした点についての行政上の指導というふうなことはどうお考えになつておられるか、お尋ねをしたいと思います。

○小沼政府委員 現地の実際の問題を扱っておられた経験から御質問と思いますが、農協は農民の協同組織でございますから、今度の宅地等供給事業を行なうという場合でも、やはり農民にとつて有利でなければならぬと思うのです。そういう意味では、十分この農地法上の転用の規定に照らしながら、実際に農協と農民という間でございませうけれども、転用基準に当ってはめて考えていかねければならぬというふうに思っております。

審査は御承知のとおり農業委員会を経由いたしますが、二ヘクタール以下は知事許可でございます。二ヘクタール以上になりますと大臣許可でございます。その意味では農業委員会の段階で決定するものではございません。私も今度のこの改正が通りますれば、その新しい事業については、この転用の進め方についても十分指導をし、農地法の適正な運用がされるようにとめてまいりたいというふうに考えております。

○島田(塚)委員 いや、法律の中身については私も知つて居るわけです。ただ、実際運用をする立場に立つと、いろいろな問題が非常にたくさん出てくる。そういう場合において、特に同じかまの飯を食つて居るような農協等の意見というのは、非常に無視できない幾つかの問題をかかえ込んで、深刻なものばかりが出てくるというのが大体通常であります。そういったし、法律だけを見て、これをきびしくやるといふことができないというふうなことは、いままでもずいぶんたくさん事例に突き当たつてきておりまし

たから、私は行政的な指導、特に農林大臣の許可がなければならぬというその規定も私は承知しております。しかし、現場においてはなかなかそういうまいことばかりいかない。だからこそ、農地法をめぐむ問題が一ぱい起こつてきているわけでありま。私はここで農地法の改正の問題で言うつもりはありませうけれども、しかし、この運用は、かなり行政の立場でも何らかの考えを別段に持つてお進めいただかないと困るのではないかと、この感じがいたしておるものから、構造改善局長の所管であります、ひとつ十分御検討をいただきたい。しかし、それが農民の側にとつてきわめて不利だということでは、これは困るわけでありま。その辺を十分ひとつ御調査をいただいて、実情を見きわめながら、これが運用に支障のないようにしていただきたい、それが私の申し上げたい点であります。

○小沼政府委員 現在、転用許可基準等を設けてやつておりますが、今後とも農地法の適正な運用をはかつてまいりたい、かように考えております。

○島田(塚)委員 私は、前段で、非常に日本の農業の置かれて居る実態というものをきびしく実を申し上げたわけでありま。この点は、大臣と私とではいふん認識が違ふ、これはきよの議論を通して依然そういう感じがあります。しかし、私は、何といつても、このままの日本の農業では、将来に向かつて決して安心できるという状態になつていふに、これは大臣がどうおっしゃるうと私はそういうふうに認識しております。そういうさ中であつて、貿易の問題、あるいはまた、世界各國が非常に農業問題に対して関心と注目をしつつあります。それだけに、私は、食料の自給という問題についてもいままでも強く申し上げてまいりました。自由化に対してもしつこく大臣の考え方をわれわれは聞いてきたわけでありま。しかし、本会議で、農業白書の問題をめぐります中では、総理大臣と農林大臣との答弁は、われわれは非常に食い違つて居るという印象を強めております。農林大臣は自由化はしないと申しておりますが、

ども、田中総理はそういうふうには言わない。できるだけ摩擦を避けて皆さんの合意を得ながらこれをやりたい、こういうふうには言っております。内閣の立場からいへば、農林大臣が幾ら自由化しないと言つたつて、ツルの一声で、総理大臣からだめだ、やれと言われれば、これは従わざるを得ないことになるだらう、われわれは常識的にはそう判断している。ですから、われわれとしては非常に警戒をしております。特に、自由化近しいということで、電子計算機の自由化を一つの突破口にされて、農業の二十四品目も非常に危うい、こういうふうな一般の観測と心配が国内に流れております。くどいようでありますけれども、本会議における総理大臣と農林大臣の答弁の違いというのは、一体どこから来ているのですか、これをひとつお尋ねしたいと思います。

○櫻内閣務大臣 これは本会議あるいは予算委員会、またこの委員会と、私が一貫してお答えをしておるとおりなものであります。総理は大局に立つて、日本の置かれて居る立場から貿易の自由化というお立場で、日本としてもできるだけ自由化をしてまいりたい、また摩擦なく体制を整えてやりたい、このように申し上げておられるのであります。私は、農産物の自由化はどうか、こういうお問に対して、私は総理の言われておること念頭に置いて検討してみたいけれども、農林省としては農産物の自由化についてはこれは反対であります。できません、こう申し上げておるのであります。

○島田(塚)委員 しかし、私は、農林大臣はそうおっしゃつても、非常にいまの状態の中であつたと思つております。そこで、どうしてもこれに對する対応策というものは一面考えなければならぬわけでありま。その機会に国内法を整備する、あるいは新たなにつくるものはつくるというので、そういう防衛の策もそろそろ検討しているのではないかと気がいたしますが、それはどうですか。

○櫻内閣務大臣 予算委員会の席上でも申し上げましたように、検討してみろ、そのことに私が国務大臣として検討はできませんとは言えせん。そこで、当初は三月中旬ごろまでには検討いたしまし、う、こういうことで検討をいたした結果、農林省として農産物の自由化はできないということを経理に申し上げたのでございまして、いまそういう見解に立つておる私が、何か国内法の整備でもして、そして農産物の自由化でも考えておるのかと、それは全然ございせん。

○島田(塚)委員 そこで、非常に国際的に農業問題というものが、特に食料の自給、さらにこの一月以来非常に問題になりました穀物の不足、こういう中から、各國とも、たいへんな人口の増加に對する基本的なあるいは前向きな考え方がそれぞれの国で検討されているようであります。たまたまこの十一日から始まりましたエカフェ総会において、一般演説で各國代表が大半農業問題に觸れております。それぐらいいま農業問題というのは国際的に大きな話題になるうとして居るわけでありま。こうした状態というものは当然日本においても真剣に考えられなければならないことであるといふことについては、私もそういう理解を十分持つております。しかし、この一般演説の中でわが国の首席代表として参加をしております大平外相が非常に重要な発言をしております。一つは、農業開発については各國とも真剣にやろうじやないか、わが国もこの農業問題については真剣に取り組まなければならない、こういう意味を含めた演説をしております。私は外務大臣が前向きに日本の農業を考えているのかどうかまではわかりませうけれども、少なくとも世界に向かつて農業の必要性、大事だといふ点を力説した。悪口を言え、前段からずつといふまで私が言つてまいりました。こういういふゆる未整備な日本の農業の実態というもののうちにあるが、世界に向けての農業でもあるまいという気がいたしますけれども、しかし、国際的な状況というもののうちにはまさに各國代表、日本の大平外相を含め、農業問題の重要な転機に來ている点については、私も認識を同

じくする一人であります。

そこで、このエカフェ総会においてのこうした演説の背景は何なのか、農林大臣としても十分開議等での問題の協議に参加をしていると思ひますけれども、この大平演説の背景にあるものをお聞かせ願ひたいと思ひます。

○農林内閣大臣 当委員会でも一般質疑の中でお答えを申し上げておるところでございますが、いまの日本の実情、また幸か不幸か、私がこの任についたときからの諸情勢、その中で最も大事なことは、国際的な食料の需給の逼迫であります。そこで、私としてはそれを念頭に置いていろいろの方針を申し上げてまいりましたと思ひます。

その中には、こういうときには食糧の増産はしておるけれども、いま改正をするというふうなことで混乱を起こすようなことは考へておらないとか、あるいは農地法についても検討されておるが、これも自分としてはいま考へない、要はいま日本の農業が地についた方策の上に立つて、表現がまづいようでございますが、ほんとうに農民が安心して農業意欲を燃やす方向、そういうことを探求していきたいことを申し上げてまいりましたのであります。そのことがやはりわが国を代表する外務大臣としては、日本の現状、また国際的な関係を展望する場合に、各国が相協力して農業開発をしていかなければならない、食料の増産につとめなければならないという所見に立つておられて、そのことを率直に訴へたものと思ひます。

○島田(琢)委員 外務省の担当の政府委員にお尋ねしますが、この演説を草案された窓口ですから、いま農林大臣は直接この協議に参加をしたらしくないので、具体的にはこの草案は外務省でおつくりになったんだらうと思ひます。その認識の背景というものをひとつお聞かせいただきたいと思います。

○妹尾説明員 お答え申し上げます。今度のエカフェ総会で大平外務大臣が首席代表演説をされるにあたっては、日本の立場から見てアジアで一番重要な問題は、特に経済という角度

から見た場合何であらうかということで、外務省の内部で相談いたしました。その間、大臣の御意見も伺ひましたし、農林省とも御相談申し上げております。

それで、そのときみんなが一番強く感じたことは、アジアの諸国の米不足、食料不足ということであつたわけでございます。たまたま軌を一にしましてエカフェの事務局から出しました「経済概観」というのがございまして、その中でも同様に緑の革命が非常にうまくいくなつてきている。最初はいいと思つていただけけれども、最近になってモメンタムを失うおそれがあるという表現を使つてございまして、そのままだアジヤにおける貧困、失業という問題が解決しないので、緑の革命を末端まで浸透させる必要があるということを言つていたわけでございます。それがたまたま私も感じがしておりましたことと一致いたしまして、大平大臣がその点を強く訴へられたということでございます。

○島田(琢)委員 そこで、今回のアジヤ極東経済委員会において各国の演説の中でも非常に期待を保持しておるようでありますのは、いまも経済課長からお話がありましたように、米不足という問題に対する援助国の援助に非常に大きな期待を保持しているということが演説の中でいわれております。そこで、この中で検討されていたようでありますけれども、米貿易基金の設置という問題が話題になつておるようであります。ところが、日本の場合は非常に米がたくさんといふ国というところで、アジアにおいても、特にアジアの民族は米が主食でありますから、この米のたくさんといふ国日本に対しての期待というものは非常に大きいと思ひわけです。しかし、いま日本の政府としてはこの米貿易基金の設置については非常に消極的であるといふことがいわれております。この消極的であるという背景は何ですか。

○内村(良)政府委員 エカフェで提案されました米貿易基金の構想につきましては、まだその詳細

が必ずしも明らかではないわけでございます。それから、一方米の援助につきましてはケネディラウンドの援助でやつておるといふような事情もございまして、そうした要素を十分勘案して日本政府としての態度をきめたい、もうちょっと詳細を十分に把握してから態度をきめたいといふふう

に考へておるわけでございます。○島田(琢)委員 いま一方では国内において米の減反政策がとられて、先ほど前段で長々触れました中にも、私は今日まで仲間同士で非常にさびしい議論をいたしてまいりました。これは同じ農業者で、片や米をつくり、片や米を休んで奨励金をもらつて楽をしてゐる農家があり、片一方では、昨日も真剣な議論の中で委員会できめられましたマルサ法指定地域の農家の実態、畑作農家の実態、極言をすれば、情農をつくるものではないかとさえいわれたこの悲しい米減反政策であります。最近における米の事情はまたややその事情を異にしてまいりましたけれども、みづほの国日本といわれる日本のこの米づくりといふものが、世界の大きな期待と要望の中にあるといふこの事実を踏まえて、再び国内にあっては米をつくる政策に転ずべきだといふことを主張として長い間言つてまいりました。たまたまアジヤ諸国あるいは世界各国からも穀物の不足、米不足が訴へられてい

るという今日の情勢を考へますときに、私は日本としてはむしろ積極的にこの米基金制度の設置に對して取り組むべきであつて、意見を出すべきでないか。それが一面、仄聞するところによると、どうも投資するわりには見返りが少ない、メリツトがどうも足りない。これでは——それは投資する以上見返りを期待しないといふことは、経済上の原則からいって当然おかしいかもしれせんけれども、エコノミックアニマルといわれ、商売や経済にかけてはがめつたいといわれている日本人が、こういう機会にこそ、食料の供給によつて、民族の発展と新しい平和のアジヤをつくり上げていくという責任を果たすべき大事なときに私はきいて

と思ひます。それがまた国内の農業に一つの大きな活気と、農民自身に経営と生活をしていく勇氣を与えるという、一石二鳥のことにもつながつていきます。むしろこれは積極的に、これら内外の期待にこたへるといふ意味で、米の問題について取り組むべきだと考へますが、この辺について外務省、手を上げておるようですから、外務省からまずお答えいただきたいと思います。

○妹尾説明員 お答え申し上げます。アジヤにおけるお米を中心とする農業生産を増大するために、できるだけ協力をするのは先生御指摘のとおりでございます。大平大臣の一般演説もそのトーンが貫かれておるわけでございますが、たまたまいま御指摘のございました米貿易基金につきましては、二、三もう少しはつきりさせる必要がある点があるかと考へておるわけでございます。

その一つは、先ほど農林省から御説明のございましたとおり、構想自体にはつきりしない点があるわけでございます。たとえば金を貸すのを、輸出者に貸すのか、輸入者に貸すのかということもわからないわけでございます。ちなみに日本の農業との関連で申し上げますと、これはアジヤの開発途上国でつくつておるところの米を、ほかの米の足りない開発途上国に持つていくということでございます。それから、構想自体としては、たとえばタイ米とかビルマ米をフィリピンとかインドネシアとかパングラデシュに持つていく、そういう構想なわけでございます。先進国に期待されるのは、金を出すということだけなわけでございます。これが第一点でございます。

金を出すということになりますと、先ほど御説明がございましたとおり、従来日本が行なつてゐるKR援助との関係あるいはWFP、世界食糧計画を通ずる援助、どちらが効率的なものかといふような問題がいろいろ出てくるのではないかと、いふふうに考へられます。それから第三に、この構想を支持している国の問題でございますが、こういう多角的な援助はみんながやりたい、やつてほしいということが、や

は非常に重要だと思つてございすが、実はこの構想は最近になって突然具体的に出てきたものでございまして、いまのところ、これを積極的に支持しておりますのは、フィリピンそれからクメール—カンボジア、それからスリランカ—セイロン、この三カ国だけでございまして、あるいはそのうちにほかにもこの構想を支持する国が出てくるかもしれませんが、いまのところは、この米不足の三カ国が支持しているだけでございまして、アジア諸国の全般的な支持を受けるというところまでいくかどうかという見通しも立っていないという状況なわけでございます。

それで先ほど御質問にございました、一般的に日本の農業面における知識を活用してということでございますが、その点につきましては、大平大臣の演説の中でも、日本が経済協力、技術協力を通じて増産のために協力していくということを言っておられますし、同じ線に沿ってその農業生産の安定、増大ということだと、肥料の問題とか機械の問題とかかんがいの問題とかいろいろ出てくるので、そういう幅広い協力をやっていくというじゃないか。そのためにエカフエとしてももう少しそのことをやっていく、日本としても全面的に支持する、こういうことになっておりますので、エカフエのほかの国が大臣の考えに同調しまして、もつと農業問題を取り上げていくということとでございまして、そこで具体的に日本の知識と経験を活用して役立たせることができるのではないかと、こういうふうに考えております。

○島田(琢)委員　そこで、農業問題の政府間協定の場としての農業会議あるいはエカフエ農業委員会の設置というのを提案しているようであります。これはどういう構想なのですか。

○妹尾説明員　大平大臣の発言に基づいて御説明申し上げます。

大臣の御発言は、「これまでエカフエに欠けていた農業問題に関する政府間協議の場を持つこと、例えば農業会議の開催ないしエカフエ農業委員会の設立について検討すべきであります。」という

ことでございまして、正確に申し上げますと、設立提案よりは少し手前なわけでございます。つまり大臣が言っておられましたのは、エカフエでは従来農業をやるべきであるにもかかわらず、ほとんどやってなかった、これはおかしいじゃないか。それをやっていくためには、やはり政府間で農業問題を話し合う場を持つべきであらうということとでございまして、これに最重点があるわけでございます。農業委員会と申しますと、実は非常に具体的になりまして——現在エカフエには三つの常設委員会がございます。それは天然資源と貿易と運輸通信というのがございます、農業委員会とい

いますと、それと同格のもので年に一度会議を開く委員会ということになるわけでございます。実は大臣がそこまではつきり、絶対これにしろということでおっしゃっているのではないわけでございます。とにかく場を持つべきである。たとえばほかのと同じような農業委員会というのも一案ではないかということでおっしゃっただけでございまして、そこまで言っておられるのではないかと私は考えております。

それから、それではそういうふうに政府間協議で何をやるかということにつきましては、その前段にございまして、そこで大臣は「米を中心とする農産物の需給の実情把握と短期および長期の見通しの検討、需給の安定化のための方策の探究、増産と生産の安定化のための施策の推進等がそれでありまして」ということを一つ言われまして、つまりこれは需給に関する問題と生産に関する問題を取り上げようということでございます。

また、それと関連して、経済開発全般における農業の問題ということで次に「食糧生産の増大と安定化には農業の近代化が必要であります。従来エカフエで取り上げられている工業化や天然資源の開発についても、農業関連産業の育成、インフラストラクチャーの整備といった面から、もつと農業開発と有機的に結びつけるべきであります。よく、効率的な農業開発に重点を置いた総合的見地からの新たな経済開発戦略の探究こそ、エ

カフエに課せられた使命ではないかと考えます。」こうおっしゃった上で、いまの政府間協議の場を持つという提案をしておられるのでございまして、いま申し上げましたようなことが、大臣が政府間で協議すべきであるとお考えの事項であると私は考えております。

○島田(琢)委員　農林大臣としてはこうした構想に対して、日本農業の置かれている立場とかあるいは諸外国の食糧の需給動向等々に対比されて、あるいは考えられて、日本が外国に向かって言う農業の立場での意見としては、どういうふうにお考えなんでしょうか。

○櫻内閣務大臣　きょうの御質問では、米の貿易基金という具体的な問題から御質問が展開されておるようでございまして。ただ、この貿易基金のほうは、先ほど外務省の担当官より御説明のよう、非常に未成熟な点、また各国の協力の状態もきわめて薄い、こう思うのであります。そういうことで、この問題には日本として直ちに飛び込んでいけるような状況にはございません。

そこで、概括的な一般的な見解を申し上げますと、たとえばフィリピンにおいて、日本の技術指導のもとに、多収種の米の生産の見通しが一応立つたというようなことがございまして、その後、またそれが行き詰まって、現在米不足の一国になっておるといふ状況がございまして。日本といたしましては、この米の貿易基金でわかるように、各国は金の提供のほうに重点があつて、総じて日本の技術協力ということとでございまして、それらのことを踏まえて考えてみますに、それぞれの稲作可能国の自主的な努力というものが伴わないとなかなか思うようにはいかないのではないかと、このように観測をいたします。

また、日本が御意見のように、どんどん米をつくらせてこれを足らざる国に供給するという場合におきましても、現在はインドネシアにおきましても、インドにおいても、パングラデシュにおいても、フィリピンにおいても、韓国においても、米不足で日本の米を輸出してくれという要望が強いのでございまして、けれども、しかし、気候条件が整ってさへおきますならば、言うまでもない、タイとかあるいはカンボジアの場合でも、これから復興するベトナムにおきましても相当な生産をあげ得る国でございまして。そういうことを先々見通してまいりますと、日本が発展途上国に対して米を供給することもいまの特殊な事情の上にあるのではないかと。これが長期にわたって可能であるかどうかということは、過去の経緯から考えましてなかなか問題がございまして。現在でもタイとの関係におきましては、日本が日本米をどんどん出せば、タイのほうから批判が出るということも当然考えておかなければならないということと、いまの時点において考えられることと、多少長期的に考える場合には、だいぶその様相が違ふのではないかと、かように思うのであります。

御質問の中で、これから日本がもつとどんどん米をつくらばどうか、そしてそのことを自分は繰返し主張しておるのだという御見解も示されましたが、いまのような事情のもとに各国が日本の過剰米を要望しておるといふ時点においては、一応のお考えであらうかと思ひますが、しかし、いま申し上げたような長期的な見通しに立ちますと、なかなかそこまで、踏み切るといふことは容易ではない。再び過剰米をかかえて農村に混乱を起こすことはいかかと思ひのであります。

幸い生産調整も三年目を迎へまして大体の見当がつき、しかも転作もだんだん定着化してきておるこの時点、これは非常に大事だと思ひのであります。この際にこの傾向の上に立っての生産意欲を持っていたら、そしてこういう現実に対処しての農業振興というものを考えていくほうがいいんではないか、いまここで再び、米がどうも不足するからどんどんつくれというふうに踏み切つて転換していくということは、過去の米のあふれ過ぎの状況からいたしますと、それこそ一そう朝令暮改的な場当たり的な農政になるおそれがある、こういうことで、この転作の定着状況を見ながら、順次この辺を出発点として農業意欲を盛んにして

いたくような施策の推進につとめたい、このように考えておる次第であります。

○島田 委員 非常にかみ合わない議論になって、いつもきつて残念に思っているわけであり、私もきつて、私はいまの減反政策が成功をおさめているという認識——形の上では米が余らなくなってきたわけですから、これは成功したかもしれません。しかし、一面では、それによる農村の精神的荒廃を含めて非常に深刻な状態になっていることは、大臣が幾ら評価をされようと、現実にはそういう状態になっているという点については私は譲れない一線であり、これをひとつ認識としてわきまえていただきますと、これから幾ら農村に金をつぎ込んで、農業金融制度を改めて、金が農村地域でどんどん使われるようになったとしても、その効果はあがってこないばかりか、逆な現象になってしまふというのを私はおそれているわけであり、少なくとも投下される資本が一〇〇%近く生きていくというものでなければ、この金融というものは誤りであり、それから、そういう点をまづどうしてもわきまえていただくというにきよめる質問の重点を置いたわけで、具体的にはいろいろな点が皆さんから質問もされ、明らかにしておりますから、現行法の改正についてはこの点の問題は明らかにできてきていると思ひます。

ただ、どうしても私は、大臣と幾らやり合つてもこれはもうだめかもしれないけれども、いまの日本の農業というものがこれで絶対安心だという前提に立っている大臣の認識とは私はもう非常に違う、食い違つておる。それでは日本の農業の将来というものは私は大臣におまかせしておくわけにはまいらぬという気さえするのであります。その現状認識はひとつ改めていただいて、必要によつて国会が終わつたら私の農場にも来てください。みそ汁ぐらいは出して歓迎いたしますが、ひとつ農場にも一日か二日泊つてその実態に触れていただきたいと思います。農村がどんな状態にあるかということをはだで感じ取つていただきた

いものだと思ひます。また必要によつて局長クラス、課長クラスをどんどん農村の実態調査のために派遣していただきたい。私の申し上げていることが決してでたらめではないということがおそろしくわかつていただけたらと思ひます。そういう一体になった行政がこれから非常に必要になると思ひます。そういう中で、おそろしく新しく改正されるでしょうこの金融四法というものが現実に生きてくるかどうかという判断をひとつしていただきたいものだと私は思ふわけであり、私はここで質問を竹内委員に譲りますけれども、この議論は重ねてひとつこれからは続けていきたい。櫻内農林大臣の頭を私は洗脳しようとは思つておりません。しかし、現状の認識をひとつしつかりと持つていただきたい、それで、おまえの言うのとは違ふという反論をしていただきたい。どうかひとつそういうお願いをいたしまして、私の質問を終わります。

○櫻内 内務大臣 これはどうもお聞き願うことについてちよつと御理解が不足しておるのじやないかと思ふのです。私はいまの農村の状況というものを御質問のような立場で見ているのじやないのです。私はもうここで繰り返し申し上げておつて、きょうも申し上げておるの、こういう生産調整も一応定着してきた、この状況のもとから出発して大いにやろうではないか、こういうことも申し上げておるのであるし、また、最近における農業の持つておるこの公害問題等に始まつた——当然ではあるけれども、国土保全であるとか自然環境保護という重要な役割ににも立つておる。それから、高度経済成長に対する批判とかあるいはまた反省とかいふものがあつて、いまこの時点に立つてみると、農業や林業や漁業というものはもう無限の資源であつて、努力してつくつていくならば、そこに生産されてくる。だから、むしろ高度経済成長の問題からエコノミックアニマルといわれておることよりも、いまここで農業や林業や漁業というものを大いにやろうじやないか、こういうことをい

ておるのでございまして、私は、いろいろな個々の問題の上について、確かにかみ合わないところもあるように受け取つてはおりますけれども、基本的な姿勢については、ちよつとどうも櫻内あんなことを言っているのだからいふはというとは違ふと思ふのです。それだけお答えしておきます。

○佐々木 委員 竹内 君。

○竹内(猛) 委員 私は前回に引き続いて、金融問題と農協の問題について質問をしたいと思ひます。

まず最初に、先ほど島田委員が言われたように、先般の国会における農業白書の質問に際して、自民党の山崎議員が非常に率直な質問をされているのに対して敬意を表すると同時に、櫻内大臣並びに田中総理大臣のあの答弁は非常に不満です。先ほど島田委員が言つたように、農協の問題にしても金融の問題にしても、前々からこの農業問題を追及するたびに私が思ふことは、日本の農業といふものを現在の政府は一体どういう方向に持つていこうとするのだ、このことがはっきりしない限り、個々の問題がどれだけりつぱなものが出ていっても、つまるところ、それに関連してまゐりますから、やはりこの点についてはどうしてもう一度確かめなければいけない。まず大臣にこれからの問題について、くだいようだけれども、もう一度確かめたいと思ひます。

○櫻内 内務大臣 農業に対しての基本的な考え、これはたゞいまも申上げた次第でございまして、私は就任と同時に、古いことばだが、農は国のもととなりといわれた、それだけに重要なことである、責任を感じておるというように申し上げた次第でございまして、この現実から出発する上におきましては、まず農村やまた農業に従事されておられる方が落ちついて生産意欲を持つようにならなければならぬ。きょうもいろいろ御質問があるように、米の生産調整に伴つての大きな影響は何かといへば、それは農業に従事される方の農業意欲を相当喪失させたという問題でござ

います。そういうようなことがいまこそ取り返されて、ちよつといいぐあいに局面が展開しつつある。こういう状況のもとにおきまして、大いに農業を振興させたい、こういう立場にあるわけであり、まず、

○竹内(猛) 委員 どうも何べん聞いてもあまり聞きませんが、そこで、私はきょうは農協の問題と並びに金融の問題に入るわけですが、

非常に素朴な質問を大臣にしますけれども、農業協同組合の原点という点について、大臣はいまどのようになら受け取られておるか。このことについてひとつ。

○櫻内 内務大臣 農民の経済的、社会的地位の向上をはかるための農民の協同組織であるこの協同組合を通じて、お互いの連帯感に立つて農業の生産を向上せしめると同時に、それぞれの農業従事者の皆さんの所得の向上もはかつていく、こういうところ、この協同組織の本質があると思ひます。

○竹内(猛) 委員 それならば、そういうような原点に基づいて日本じゅうのどこかに、大臣あるいは農林省でもいいですけれども、そのような原点に近いような運営をされている農業協同組合があったら教えていただきたい。

(委員長退席、山崎(平)委員長代理着席)

○櫻内 内務大臣 これはそのことに直接お答えするのはどうかと思ふのであります。現に農業協同組合を組織して鋭意努力されておられる方々は、当然たゞいま申し上げたような趣旨、目的の上に立つて努力をされておるものでありますから、甲乙つけて、甲はたいへんよろしい、乙はどうもというところのいえる性格のものではないと思ひます。それだけが全部努力をしておると申し上げておきたいと思ひます。

○竹内(猛) 委員 そういうことではなくて、現に日本には六千ほどの単位農協があるでしよう。そういう農協の中で、ひとつこの農協は農林省でも表彰してあげたい、こういう農協はもっと学んでもらいたい、このような農協はもっと高めようじや

ないか、こういうような農協はあるはずで。そういう農協があるかどうかというのをいま聞いているのです。

○櫻内閣務大臣 それは必要に応じて一定の基準をお示しください。その基準の中にある農協はこれこれというところをお示しすることはできると思いますが、いま突然のお問いでございまして、直ちにどれだけの標準以上であるというふうにお答えしかねます。こういうのがあるかどうかということをもっと詳しくお尋ねであれば、資料としてお出しすることはやぶさかではありません。

○竹内(猛)委員 私が一番先に質問したように、農協の原点とは何かということで大任がお答えになった。そういう答えに沿って運営がされている農協があるかどうかというのを質問している。だから、きわめて具体的です、私が言うのは。それがいいというのはいんじやないですか、日本には単位農協というのは六千あるんですから、それくらいあるでしょう。

○櫻内閣務大臣 これはいま私がお答え申し上げたとおりです。全部の農業協同組合は私の申し上げたような趣旨によって結成されて、それぞれのものが鋭意努力しておるのに、甲はそうでない、乙はそうだというようなことはいかかかとお答えを申し上げたのであります。

○竹内(猛)委員 どうもそういうことでは話が一つも進まないですね。たとえばあなたの島根県にも農協はたくさんあるはずで、島根県の中でもこの農協はこの面では非常にすぐれている、この面ではここの農協がすぐれている。たとえば生産指導をよくやっているとか、いろいろあると思うのですけれども、そういうことをわれわれは知りたいわけです。そういうことがわからぬはずはない。それじゃ農林省のほうに――

○内村(良)政府委員 先生御承知のとおり、大体毎年一回くらい農林省が後援いたしまして、中央会でいろいろな角度から優良な農協の表彰をやっております。そのことからおわかりのように、いろいろな角度から、こういう面からこの農協が

すぐれているとか、そういう表彰農協等もたくさんございまして、必要があればいつでも農協名等は提出することにいたしたいと思っております。

○竹内(猛)委員 最近いろいろな傾向の中で農協が商社化している。要するに、農協が生産指導を中心にするよりも、むしろ物を集めたり金を集めたり、そして物を売ったりしてマージン取りになっている傾向が強いということが指摘されている。そのような傾向に進んでいかざるを得なかったという理由はどういうところにあるか。これはやはり農林大臣に――

○櫻内閣務大臣 農協のあり方といたしまして、きょうもしばしばお答えをいたしました。が、営業指導的な非営業性の部門というものがきわめて大事なかれでございまして、しかし、農協も一つの経営体でありますから、ときに経営状況を考へての営利追求というものとあると思ひます。しかし、それが行き過ぎて、農協自体が営業指導などもすっかり没却をするというふうなことであればならぬと思ひます。

○竹内(猛)委員 私が問題にしているのは、農協が生産指導という本来の、大臣が最初に言われた原点からはずれて、物を集め、金を集め、これを売り、商業化していくという傾向が強い、こういう傾向についてどう思われるかという質問をしているわけです。

○櫻内閣務大臣 私、それはお答えをしたと思うのです。本来の営業指導の面もあるが、また農協も経営体であるために、そのための経営上の行為もあると思う。しかし、それが行き過ぎてはならない、こういうふうにお答えをしたわけです。

○竹内(猛)委員 これは農林省のほうへひとつお尋ねしますが、そのような傾向に行き過ぎてはならないというけれども、ほとんどが行き過ぎていてという批判がある。そこで、生産指導に重点を置いて運営されている農協があったら、ちよつと教えていただきたい、出していただきたい。

○内村(良)政府委員 農協が経済行為だけに走っていて、営業指導を怠っているというふうな非難

があるというお話ですが、私も非常に農業が縮小している都市農協等についてはそういう面があるというふうに思っております。

しかしながら、農協がそれでは営業指導を怠っているか、特に農村地帯の農協が怠っているかと思ひます。必ずしもそうとはいえないのではありませんか。という事は、若干数字について申し上げますと、営業指導員でございまして、四十年度の営業指導員は、これは総合農協で一万三千六百六十三人、これが四十五年度は一万五千五百五十二人にふえております。ということ、最近農協がいわゆる広域営業農協というふうなことで、団地を中心に農協経営を考へていこうということに力を入れてやっております。そういうこともございまして、営業指導を必ずしも怠っている、特に純農村地帯の農協が怠っているというふうには考へていないわけでございます。

さらに、営業指導について優良組合があったら資料を出せということでもございました。私のほうから別に資料を提出させていただきますと思ひます。

○竹内(猛)委員 私はこの際中金法の改正に伴って農協のレンタル制度の問題があり、しかもこのことについてやはり一部では非常に危惧する向きがある。本来の生産指導という面からはずれて、そうして土地や建物やそういうものに手を出していくというふうな方向にどうも走りかた、こういうことについては農協の本来の仕事じゃないやないかというふうな意見もあつた。しかし、私の考へでは、農協というものは、生産の共同、そして販売の共同、そして諸般の農民の関係者の生活を高めるために共同で仕事をすること、意味において、そういうことはやっても差しつかえないことだと思ひますが、そういう意見がある。

そこで、最近の農協の傾向として、都市型の農協と純農村の中における農協と二つの型に農協が分かれるというふうな感じがする。そういう点で、東京の近郊の農協のように、ほとんど営業というもののから離れて、土地を売った金を集めて、何億

という金をためて金貸しをしている農協がたくさんあります。こういうような農協についての指導というものについてどのようにやられておるか。農業という物をつくるのではなくて、金を貸して金利を取るだけに農協という名前をつけているこの農協。

○内村(良)政府委員 都市農協の問題は、これは農協組織の問題としては非常に大きな問題だといふふうに私も考へております。そこで、組織の中でもそういった信用事業一辺倒のような環境のもの、むしろ信用組合が何かに切りかえたほうがいいのじゃないかというふうな意見もございまして、しかし、この問題は組織全体にかかる問題でございまして、私もいたしましては、今年度から農林省の中に設けます農業協同組合制度の検討会で十分検討して結論を出したいというふうに考へております。指導につきましては、単協の指導等は通じて不良貸し付け等がないように十分指導してまいっております。

○竹内(猛)委員 先ほどから大臣もしばしば答弁の中に、農協研究会というふうなことが出てまいりました。これはいつごろ、どういう人々によって、どんな性格でつくられるものか、その中身を少し知りたいわけです。

○内村(良)政府委員 農協制度の問題に対する行政としての接近のしかたでございまして、やはり農協というのは自主的な機関でございまして、したがって、組織の問題につきましても、関係者がこういつたような欠陥がある、だからこう改めなければならぬというふうな形で、関係者の十分納得を得なければ、農協の組織法の改正といったような問題はなかなかかむずかしいわけでございます。ところが一方、社会的な要請と申しますか、そういった面、あるいは行政の監督の立場でも、いろいろ農協に対する考え方もあるということでもございまして、四十八年度に予算をとりました。そこでその研究会の性格でございまして、これ

は法令に基づくものではございません。事実上のは研究会として農林省に設けまして、まだ必ずしもその構成をどうするかというところにつきましては詰めた議論はしておりませんが、関係者、学識経験者等をもつて研究会を構成し、そこでたゞいま問題になっております都市農協の問題あるいは大型農協の問題、その他農協組織全般の問題について十分検討してみたいというふうに考えておるわけでございます。

○竹内(猛)委員 先ほど島田委員からも意見があつたわけだし、私はこの委員会では初めから申し上げてゐるのですが、現在の日本の農業に関する法律というものが、かなり前にできた法律ばかりであつて、いまの実態に必ずしも沿つていないとは言わなければいけません、相当発展をして整理をしなければならぬ性格を持つてゐると思ふ。だから、これは農協の問題をやると同時に、もっと広範な、農協というものはすべて農村の諸般の問題に關係をするのですから、やはり価格の決定の問題についても、いろいろなことについてもっと深い検討をするようにその幅を広げていく、こういうことはできないですか。

○内村(良)政府委員　ただいま先生から御指摘のあったような事項につきましては、政府の中に農政審議会その他のいろいろ審議会等があるわけでございます。私が申し上げました農協制度検討会は、あくまで農協の組織の問題を中心に検討してみたい。そういうことをやっておるところは、いまのところ政府の中で審議会、研究会等ございませんので、そういう点を主にやる研究会、農協の組織問題等を主としてやる研究会、もちろんそれに関連いたしまして金融の問題等出てくるわけでございしますが、農産物価格形成方式その他まで広げて、そこで検討することは考えておりません。

○竹内(猛)委員　それじゃ、この問題はまた別の機会に質問します。

そこで、農協の問題でありますけれども、農協のあるべき形というところから出発をして、現在農協が主体的に非常な情勢の変化の中でいろいろ

分解しつつある。にもかかわらず、本来の農協の使命というものはあるはずだ。私はやはり農協は生産と消費を直結していかなければならない問題だ。要するに、生産者の共同、そして消費者の共同体につながって、できるだけ中間の利潤というものを排除して、生鮮な食料を消費者に確実に供給するという使命を持っていると思う。

そこで、中金法の改正の中でも、これはわが党の野坂委員からも質問があったわけだけれども、中金の資金の運用について、生活協同組合には直接は関連をしないということであったが、やはりこの際何らかの形でこれと協力し得るような、そういう行政的な指導はできないかどうか、法律的には経過的に知っていますから、行政的に指導できないかどうか。

○内村(良)政府委員 中金の資金の生活協同組合に對する貸し付けにつきましては、極力会員並みの扱いをするようにしてほしいということで中金に指導したいと考えております。現に、中金は札幌の生活協同組合に金を貸しております。

○竹内(猛)委員 続いて私は農協の問題について幾つかの提案と質問をしてみたいと思うのですが、今日この農協が中央の段階と連合会の段階と単協の段階とでは人事の交流、給与の一貫性、それがありません。これは自主的につくられた組織でありますから、公務員のような形ではできないと思うけれども、少なくとも中央、地方を通じて、農協の仕事の中で働く者は、同じような条件で、同じような理想のもとに、同じような気持ちで働けるように、模範的な指導方針というか、時間は長いかつたとしても、そういうふうな方向の努力は考えておられるかおられないか。

○内村(良)政府委員　ただいま先生から御指摘のあった点につきましては、これはなかなかむずかしい問題でございます。御承知のとおり、単協の職員、連合会の職員、中央の機関の職員、それぞれ給与ベースが違つて、中央が高く、その次が国段階で、単協が一番安いということになっております。この問題について、同じような組織で働い

のだからなるべく同じような資金にすべきではないかということでございますが、一方、経営の主体はやはり単協は単協が一つの経営の主体になっている、連合会は連合会が一つの主体になっている、中央の組織は中央の組織が一つの主体であるというところで、これを指導で一本の給与ベースにしろということをいってみても、これはなかなかむずかしい問題だということだと思います。

そこで、合併等を進めまして、それでなるべく資金が同じようになつていくような形に持つていくべきである。それを指導でこうすべきだということとはなかなかむずかしいのではないだろうかと思われるわけでございます。

〔山崎(平)委員長代理退席、委員長着席〕  
それから次に、一方、最近農協でやっておりますのは、系統内部における職員の交流をやっております。こういうことは非常にいいことでございまして、特に合併農協の体制を整備するために連合会から職員を派遣するとか、あるいは実務研修のために単協の職員が全国の連合会に派遣をされるというようなことが行なわれております。

こういうことで職員間の交流が行なわれることはまことに望ましいことだと思っておりますので、こういっただけのことを通じながら、逐次賃金水準につましても、なるべく同じような水準に持っていきたいようにしなければならぬとは思いますが、それだけでも、これはかなり時間がかかる問題ではないかと、いうふうに考えておるわけでございます。

○竹内(猛)委員　これはやはり時間がかかっても困難はあつても、同じ理想のもとに、提携というきわめて同志的な形でつくられた自主的なものであるから、公務員のような方向で定めることはできないにしても、なるべくみんなが同じような待遇を受けて、同じような希望のもとに進めるような方向で働けるように、やはり大所高所から指導なりそういう援助というか、それを進めてもらいたい、こういうふうに私は思います。

そこで、農林省が農協を監査される、どの段階で監査するかいろいろあるにしても、農協の決算

の中で、たとえば営農指導であるとかあるいは生産のための学習とか、農協がやるべき本来の基本的な任務に基づいていろいろ活動している。たとえば先ほど模範農協の話をしましたけれども、模範農協の名前が出てきませんが、当然私は模範農協があると思うのです。どこの地区にはどういう農協があつて、こういうことをやつていて、これは確かに農協としては模範だから、このところを見学に行こうじゃないか、あるいはこういう専門家を呼んで学習をして、その討議を深めて、自信を持つて次の営農に励もうじゃないか、こういうようなことをやっている農協があるはずなんだ。こういうことについてのいわゆる監査といひますか、こういうことについてどういうふうにおやりになつてゐるか。

○内村(良)政府委員 単協の監査は県がやっておりますわけでございます。私どもは県から、個々のケースではなしに、全体的なことについて報告を受けているわけでございますが、私どもとして、そういう営農指導に特に力を入れているというような組合がどんどんふえていくことは、非常に望ましいことだというふうに考えております。

○竹内(猛)委員　予算の中で、決算の中で、そういうようなことを何回ぐらいやらなければならぬかというような、そういう積極的な指導はしているのですか。

○内村(良)政府委員　単協によりまして、その農か  
れている農業のあり方によって非常に違ふわけ  
でございますから、たとえばこれだけを営農指導  
に使わなければならぬというような一律の指導は  
しておりません。しかし、いずれにいたしまして  
も、そういう営農指導面に力を入れていくとい  
うことは望ましいことだというふうに考えて指導  
しております。

○竹内(猛)委員　やはり農林省としても、それは自主的な組合だからいろいろかつてに上から指導や手を入れることは好ましくないと思うけれども、少なくとも今後のあり方としては、模範的な農協ががりっぱに運営しているところを見学に行く、そ

うしてそれを学ぶ、それから専門家、技術者を呼んで学習をし、その中から討論を重ねて今後の日本の農業の方向というものをつかみ出して、自信を持って農業に従事できる、そういう人間をつくるような指導をせひしてほしいと思う。そういう指導がない限り、上からただあれをあれ、これをあれというだけではいけない。要するに、創意性のある、創造力のある農業の担当者というものをたくさんつくってほしいと思う。

そのときにやはり問題になるのは、先ほどから大臣に苦言を呈するようだけれども、何といつても日本の農業の方向が明らかでないといふ人たちは去つてしまふ。だから、そのこととどうしても関係がある。そのことについては、あり得べき農協の姿というものをわれわれは常に描いておりまして、私たちが知っている農協にも相当りつばな農協があります。名前をあげるといへば言うけれども、ここで言う必要はない。大臣が知らないのだから特に教える必要はないから教えないけれども、それはありますよ。だから、そういうことをせひやってほしい。そうして農業の中に光を与えてほしい、これが私の言わんとするところです。そのことについてせひ要望しておきます。

そこで、金融の問題ですが、この前、内村局長の答弁の中で、農林金融の金利の問題について、その金利は農業の価格決定とかあるいは生産力とか、そういうことが基準になるのではなくて、原資の問題であると言われたわけですが、それならば、適正な農林金融というものはどういふものが一体適正な農林金融かということについて、これは非常に抽象的でむずかしいけれども、どういふようにお答えいただけますか。適正な農林金融とは何か、ちよつとむずかしいですか。

○内村(良)政府委員 これは非常にむずかしい問題でございます。

実は私が、昨年の八月経済局長に就任したわけですが、それ以来今日までいろいろ考えておりまして、先般御答弁申し上げましたように、

現在の日本の農業金融の姿からいいますと、公庫資金というものは運用部資金を原資にし、近代化資金は系統資金を原資にしている、補助金と違ひましてそれぞれコストのある金でございます。そのコストのある金と国の補助とをかね合わせながら、どういふふうに合理的な金利水準をきめていくかという問題ではないかと思ひます。したがらいまして、近代化資金については、四十八年度から一般の場合は五分五厘になるわけでございますが、その場合それをどんどん下げていい、三分にできるかといひますと、やはりそこには系統資金のコストの問題があるのじゃないか。

それから公庫資金につきましても、運用部資金が原資でございますから、これにつきましてもコストがあるわけでございます。その中で、たとえば農業政策として構造改善が一番必要だ、基盤整備が大事だ、そうならば、やはりそれについては三分五厘の資金でいかなければならないというところがございます。その三分五厘の資金が現在あるわけでございます。そうするとそれに関連して、たとえば規模拡大の場合の資金はどうあるべきかというところで金利のバランスというものがつくられていっているのが現状で、そこでいわれる金利体系という問題が出てくるわけでございます。

これは何が絶対的に正しいかというのは、実は非常にむずかしい問題でございます。いろいろものの本などを見ましたけれども、現在のところ学者の人でも、こうだという決定的な理論は、残念ながら私はまだ見ておりません。それほど非常にむずかしい問題でございます。

○竹内(猛)委員 その問題について、これからひとついろいろ質問します。

農業金融の問題で、いろいろな形のものがありますけれども、いままでの金融の中には、生活をするための短期的なあれがあったわけですが、これからの金融、たとえば大口を借りる場合には、当然投資的な、資本投下的な意味を持つわけでありまして、したがって、これは返さなければならぬ

し——生活の問題だつて返さなければならぬんですけれども、そういう場合には、農業の金融というものが一般の市中の、たとえば中小企業金融公庫であるとかあるいはその他の工場に融資するよなものとかいふものと同じで、基準で考えることは非常に困難だといふことが農業金融の中にはある。なぜなら、農業といふものは、投資したらずぐ翌年から生産が上がるというふうな、非常に回転の早いものじゃないかと思ふのです。非常に回転が鈍い。

だから、農業金融というものは、どうしても低利で長期、償還が長くなければならないという宿命的なものを持つてゐる。いわゆる工業のほうは回転が早い。農業は動物的な一つの宿命的なものを持つてゐるわけだから、農業金融といふものを同じ基準、ワクで考えるといふことはまずできないと思ふのです。その点について、どうですか、そういう区別はしてゐるんでしょうか。

○内村(良)政府委員 先生御指摘のとおり、農業と工業とは資本の回転率に非常に相違があるわけでございます。したがらいまして、農業金融の場合には、長期低利ということになっております。

○竹内(猛)委員 長期低利と言ひますけれども、この問題もいろいろ検討してみても、たとえばいま言われた構造改善事業を一つとてみて、構造改善事業に指定されていよいよ金を借りるようになると、当然融資の基準として、国の農業政策の一つのワクの中で仕事をしなければ最終的には金が借りられないという形になる。そこで、利子補給なんかもあるわけですが、その利子補給を得る場合においても許可基準というものがあつて、その許可基準に合わない場合は貸してくれない。

要するに、融資の機会を失うということになるわけだ。こういう点で国の農政が、農民が納得する農政であるならば別だけれども、いまのように、国の考え方と反対なことをしなければ納得いかなという農民がこのごろ出てきた。たとえば山口県の農協では、米の生産をやめるといふことを中止して、米を大いにつくれ、青森でもそういうこ

とを言うようになりましてね。またあるところでは、農民は農林省と逆なことをやればいいという信念を持つてゐるのだから出てきた。そうすると、許可基準に合わないから、せつかく与えられぬ融資も受けれないといふことになる。だから、何度か言うようだけれども、国の農政のワクの中でしか金が借りられないという形になりませんか。何か農民に選択の自由というものがありませんか。

○内村(良)政府委員 制度金融でございますから、それが一定の政策意図を持つて設けられていける性格上、借り受け資格などについてある程度の制限を設けることはやむを得ないと考えておりますけれども、これがもうきびしく過ぎますと、かえつて農業者の農業経営に対する意欲なり創意を失わせるという問題もございしますので、その点の運用が非常にむずかしいわけでございます。

そこで、政府といたしましては、従来から農業者の自主的立場を尊重して、借り受けにあつては諸制約を必要最小限度にとどめるといふ努力はしておるわけでございます。特に近代化資金の場合には、農業者の必要とする諸施設につきましては、ほとんどの施設について融資を受けることができるというふうにしておりまして、ある程度の制約と農業者の自主的な希望との調整というのを何とかうまくとりながらやっておりますというよう

な形になっておるわけでございます。

○竹内(猛)委員 ある農家へ行くと、機械の種類あるいは鉄骨の種類を全部指定をしてこういうものでなければ許可をしない。なるほど一方において会計監査があつて検査員からいろいろ言われることもあると思ふのですけれども、そういうことで、せつかく自分のところにいるいろいろな材料があるのに、それが使えないといふことを言うんですね。そして借りた金はおおむねそういう機械のために使つて、実際の営農のためにはほとんど使えなかつたという例が幾つかある。こういうことだとすると、これはやはりほんとうに農民の納得いくものには私はならないと思ふ。何とかそういう点、弾力性を持たなければいけないのじゃないか。

この点はどうか。

○内村(良)政府委員 補助事業に關連いたしました場合には、そういった面が全然ないわけではございませんけれども、近代化資金についてはそういうことはないというふうに考えております。特に近代化資金につきましては、そういった点が起ころうと思つておりました。昭和三十六年に近代化資金ができましたときの通達で、そういうような農業等の利用しようとする施設等の取得先による差別をすることによって借り入れ者の真に希望する銘柄、種別の施設等の取得が困難になることがあつてはいいないというふうに指導しておるところでございます。

○竹内(猛)委員 そこで、この中金の改正の問題と關連して直貸という問題があります。かなり額が高いわけですから、これに關しては直接中金が現地を見るわけではないだらうけれども、いろいろ書類審査をする。そういう中で、国のいまの農政の中で、それに沿わない場合においては断られる心配がある。そういうことはありませんか。

○内村(良)政府委員 先ほども御答弁申し上げましたけれども、単協がいろいろ単協独自の考え方、融資を受けようとする農家の希望をばねとすることが起ころうと思つておりました。中金、信連、単協で融資協議会を設けさせるということで処理しようと考えておるわけでございます。

したがうして、そういった融資協議会で、これはどうも経営設計に無理があるというふうなものについては、あるいは融資を拒絶されるという場合もあり得るかと思つておりましたが、それが合理的である場合において断られるということはまづないようになければいかぬ、そのように指導したいと思つております。

○竹内(猛)委員 この際は、農家のほんとうに生産をしていこうという人々が自主性と創意性をもつて計画したものに対して、ぜひ金が融資できるように、あまりきびしいワケをはめないで、規格をきめないでやつてほしいということを特に要望しておきたいと思つたのです。

そこでその次の問題は、先般来、高生産、高能力、そして規模拡大ということが日本の農業の方向であるというのを言われておる。その中で、また金融の問題に返るわけですが、現在、日本の平均の農地の所有というものは非常に小面積なわけで、これを拡大する。たとえば先般内村局長の試案として、農林大臣のほうから報告がありましたが、水田の場合には四ないし六ヘクタール、あるいは酪農であれば三十頭から四十頭、こういうような形のもので一つの今後の方向だということであると思つて、現在の金利をかりに五分五厘としても、まあ七分としても、いまの土地を取得して、そうして金利を払って経営をするということは非常に困難だ、こういうことになるわけだ、たとえば反五十万の水田を買つたとして、かりに五分五厘で計算をしてみても、約三万円、約三万五厘の金利とかがつくわけだ。そして自作農創設資金をかりに借りても、これは上に限度がありまして三分五厘、残つた分についてはどうしても別なところから借りなければならぬ、こういうことになるとすれば、現在の米の価格からしてみても、金利に約四割近いものを取られてしまふ。償却やあるいは労働力や肥料やそういうものを差し引いてみた場合に、規模拡大をしてもこれはやれないということになる。ここに私はやはり農業金融といふものが、いまここで改正をしようとしておりますけれども、なおかつ農村の規模拡大あるいは近代化に対してはきびしいものがある、こういうぐあいに思つておるけれども、この点はどうか。そう思つておる。私は七分で計算したけれども、今度は五分五厘になる。五分五厘になつた場合においても、たとえば米が反八俵とれたとする。九千円にして七万二千円、その中から五分五厘の金利を引いてみると、やはり残つたのはきびしいじゃないですか。

○内村(良)政府委員 これはやや理屈めいたことを申し上げて申しわけないでありますけれども、農業生産の場合に、土地、資本、労働で農業生産が行なわれるわけでございます。規模拡大の場合には当然土地がそれだけ買われる。そこで、規模拡大をいたしましても資本整備の高度化を行なわなければ労働生産性は上がりませんから、そこでコスト等も変わつてこない。ところが、そこへ投資をいたしまして生産施設の高度化といふものが、施設の近代化等行ないますと、その面から利益が出てくるわけでございます。そうなりまして、労働生産性が上がつてきて、農業所得といふことが、収益もふえていくことになるわけでございます。したがうして、現在六ヘクタールの農地を十ヘクタール五十万で買つたというやうなことで計算いたしますと、確かに先般御指摘のやうな計算になるかと思つて、一方、労働生産性の向上といふことが、コストの低下といふやうな面もございまして、そういった問題も十分検討してみなければならぬ、これも一つのむずかしい問題だと思つておるけれども、私どもの感では、通常の経営をされている限りにおいて、現在の金利体系でその無理があるとは思つておりません。ただ、病氣をしたり非常な災害が起つたといふやうな場合には、そこで非常に計画が狂つてくるというところはあつてございまして、そういった面はもちろぬ自作農維持資金その他で救済しなければならぬわけでございますけれども、普通の経営の場合、しかも新しく始めるといふやうなことでなくて、現在五ヘクタールの水稲農家が六ヘクタールなり七ヘクタールにするというやうな形の規模拡大、漸次的な規模拡大の場合において、それほど金利が大きな負担になつてくるというふうにはならないのではないかとこのように考えておるわけでございます。

○竹内(猛)委員 この場合、やはり私は三分ないし五分五厘であれば、それなら現在の米の価格であつても何とかやつていける、こういうぐあいに思つておるわけですが、五分五厘ではまだまだきびしい、こういうふうに思つておるわけだ。ですから、今後この農林金融といふものについて、これは農業の血液ですから、一挙にどうこうということはできないにしても、いろいろな努力をして、金利を下げ、据え置きを長くし、長期にわたる償還、そういう制度ができることが望ましいと思つたのですが、西歐の農林金融について承知をしていただくと。

○内村(良)政府委員 外国の金融制度の問題でございますが、これも先般御答弁申し上げましたやうに、国によって置かれてある農業の事情が違つてくるわけでございます。そこで、いまの国際的な、特にこれは先進国でございますけれども、欧米における金融制度を調べてみますと、イギリス型と西ドイツ型に分けることができるのではないかと。それでアメリカ、カナダ等はイギリス型に属してございまして、フランスは西ドイツ型になつておるというふうに私は考えております。そこで、どういふふうな違ふのかということでございますが、イギリス型の場合には、銀行中心でございます。すなわち商業的な金利に乘らないものはだめだといふ考え方が買かれておるわけでございます。もちろんイギリスの場合にも、農業抵当公社といふやうな特別な金融機関がございすけれども、農業貸出しにおいてそういった特別な金融機関の占めるシェアは六%でございます。これは一九六七年の数字でございますからちよつと古いわけでございますが、イギリスの場合を申し上げますと、銀行が四二%でございます。それから親戚、個人が三八・七%になつております。私どもは、親戚、個人といふと、これは非常に金利が高いのじゃないかといふふうなことを考へるわけでございますが、イギリスの場合には、弁護士にソリスターといふいわゆる事務弁護士とバリスターといふ法廷に立つ弁護士と二種類の弁護士がいるわけでございます。私どもの知つてるところでは、そのソリスターが中に入りまして金融のあつせんをやつておる。この金利は市中金利よりも安いといふことで、しかも六カ月の解除猶予期間を条件とする長期の貸借が多いといふことで、これなど国によって非常に事情が違つたといふことであつてございまして、親戚、個人が三八・七%

ございます。それから商人が一〇・九%、それから農業協同組合という、これは一つの特種な公社でございますが、その融資は主として農場の購入、建物の新築、電化その他に融資するわけでございまして、償還期間も六十年以内という長いものもございまして。しかし、これは原資がロンドン市場で発行される債券によってまかなっておりますので、金利は特に安いというところはございません。公定歩合の変動によって規制される市場の長期金利の変動に追随しているわけでございます。それとその他の金融機関が二・五%ございまして、イギリスの場合あるいはアメリカの場合も大体同じような状況になっております。すなわち、銀行が非常に農業金融に力を入れておりまして、また一般の市中金利に乗らないのはだめだという考え方をとっておるわけでございます。

それに対して西ドイツ、フランス、ヨーロッパの場合には、これは日本と同じように特別な金融機関によって農業金融が行なわれております。これは一九六五年末の数字でございまして、ドイツについては見ますと、信用銀行が四・二%、これは普通の商業銀行と同じようなものでございまして。それから協同組合が二〇%でございまして。それから貯蓄金庫という自治体の貯蓄みたいなものがございまして、それが二七・四%、それから抵当銀行、これも特別な法律に基づきましてできるものと、普通の銀行としてできるものと二つあるようございまして、それが三八・八%、その他が九・六%、こういうことになっております。そこで、ドイツ政府は、これらの金融機関につきまして一種の利子補給制度をやっております。もちろんその場合におきましても、助成対象資金その他につきましては規模の制限とかいろいろ制限がございまして、たとえば借りられる者は主たる収入が農業によっている者でなければならぬとか、かなり選別政策的な制限がございまして、そういうことで特殊な金融機関が農業金融を担当し、さらに利子補給を国がやっておるということ、日本にきわめて近い形になっております。

したがって、日本の農業金融というのは西ドイツ、フランス型になっていくわけでございますが、それぞれ国によりまして事情が違いますが、私は日本の農業金融というものはいまの制度が日本の農業に最も適したものであるというふうと考えております。

〇竹内(猛)委員 最も適したところだといふ声が強いのでございます。また日本の価格決定方式の中では価格の決定に農民自身が参加できない。やはりこれは需給均衡とかいろいろな形できまってくる、あるいは生産力の場合においても非常に労働の生産性が低い、こういう中ではまだ農業の金融というものは必ずしも声を大きくして言うほどではない、こういうふうなまづ指摘をしたいと思つたのです。

そこで、日本の農業というものを考える場合に、アメリカ型の農業ということになると現在の数倍の面積を持たなければならぬ、それからいまのお話にあったヨーロッパ型にしても数十倍の面積を持たなければならぬと思つた。それで、さっき五十万という水田の価格の話をしたけれども、五十万という価格というのは必ずしもあるかどうかはわかりませんが、一応そういうものを出したのですけれども、いま規模拡大といつても、ほとんどこれは不可能ですね、日本列島改造によって地価がやたらに上がつてしまつてゐる。そこで、現在の農政の中で零細な農民を農業から切り離して、その残った部分を規模拡大にしていこうというふうなもの、この考え方がいまだに存在しているけれども、これはやはり日本においては非常に不可能であつて、アメリカ型でもない、ヨーロッパ型でもない、といつて日本におけるいままでやつてきた規模拡大方針、農業基本法から引き継いで総合農政、そして高生産、高効率農業という方向に向かふとするこの農業の方向というものが、また日本列島改造のもとに挫折をしておるというふうには現に考える。

きながら、同時に労働も満足させるという方向をとらなければならぬという形では、実は農村工業導入というものをやらねばならぬわけでしょう。ところが、この間、農村工業導入の問題についてその企業の種類、労働条件、賃金、これを出してほしいという要求をしたけれども、これは出ておらないけれども、この辺は準備されてあるわけですか。

〇小沼政府委員 農村工業導入につきましては、まだ始めてから一年を経過したところでございます。まして、軌道に乗って進み出しているという状況でございます。

その中ですでに農村に工業が入つてきてゐるところもございまして、種類別にもその統計は出されております。ただ、完全にその工場が運転を開始したところもございまして、全部でございまして、いろいろ準備をしておられるところもございまして、いろいろな状況のところもございまして、全体といたしましてようやく軌道に乗つて動き出したところもございまして。

〇竹内(猛)委員 これはこの前と同じ答弁なんです、この前もそういう話をした。労働条件がどういふ条件で、賃金がどうなつてゐるかといふことがわからないのです。これは、そのことがわからなければ、かなり無理をして押し切つた法律ですから、意味がないじゃないですか。

〇小沼政府委員 数字で申し上げますと、農村地域の工業導入の実施計画策定地区数は四十六年度で百四十一でございまして、そのうちの導入済みあるいは導入の確定しておりますのが九十二というところでございます。四十七年度は二百十一が導入策定地区といふ見込みになっております。

導入の関係につきましては、御承知のとおり、資金融通事業あるいは導入のための特別の対策事業等を講じて条件をよくしていくということ、現在四十八年度の予算を含めまして進めるようにはかっているわけでございます。

労働条件、就業の状況等については、まだ統計的に整理はされておられません。農村工業導入に対しては中金の金がかかり流れ込んでいくわけだし、そうしてこれは農地を農村からその権利を買い上げていくわけだから、したがって、これを発行するについては、労働条件と賃金がどうなつてゐるかといふことは非常に大事だと思つた。この問題が明確でない限り、これは話が前のほうへ進まないわけだ。農林省なり労働省なりあるいは通産省なりはこの問題についてどういうぐあいにとらえてゐるか。この前からのことについて私は労働省なり通産省なりをこへ呼ぼうかと言つていたところが、農林省は、いや農林省だけでいいじやうぶだといふ。こういう話だから呼んでないだけども、いまの話ではまだまだ納得いきません。もうすでに、四十六年度ですけれども、工場がきまつてゐるわけだから、そうだとすれば、どこの工場ではどういふものをつくつていて、どういふ賃金で、どういふ労働条件かといふことについてはいわなければならぬ、これは監督としてまづいじやないですか。もし農林省でわからなければ、これは労働省に次に譲らなければならぬけれども、その辺はどうですか。

〇小沼政府委員 先ほどお答えいたしましたように、工場の導入されております種類あるいは就業者の数等については調査ができておりますけれども、その就業のそれぞれについて賃金の条件であるとか、労働条件等については調査がまだできておられません。

〇竹内(猛)委員 では、その調査はいつごろできますか。

〇小沼政府委員 それぞれの地域についての業種別に出しておりますが、それにつきましての労働条件については、全体ということにやなしに、サンプルについての調査は可能であらうかと思つたが、かなり時間を要するものと思つた。

〇竹内(猛)委員 かなりの時間というのと、大体いつごろまでですか。

〇小沼政府委員 全体の状況につきましては労働省が調査をしております。二月一日現在での調査が、先ほど申しましたような工場の業種等につ

いてあるいは労働者の数について調査がされておるわけですが、労働省のほうとも相談をいたしまして、この内容についてできるだけ把握いたしたいと思ひます。

○竹内(猛)委員 この問題については私は非常に重大な関心を持つてゐるのです。農村において土地を工場に所有権を移して、そうして土地を放した農民というのは、もう土地を放した場合にはこれは一種のプロレタリアだ。そういうような状況の中で今度は工場を誘致するという甘い誘いをかけて、労働条件が劣悪で、賃金が低かつたならば、これはたいへんなことになる。この点についてはぜひひとつ十分に内部で検討されて、いづれ別なときにこれは議論をしたいと思ひます。

そこでもう一つ、私は先般のこの委員会でも、土地改良を進めてゐるところで、米の増産をやるうというところで、まだ完全に終わつておらないのに、芝生を植えてゐる農民がある、こういうことについて調査を求めました。この点について調べたかどうか、そしてそれは妥当だという判断になつたかどうか。

○小沼政府委員 先生御指摘のは、おそらく茨城県の下妻、千代川地区の芝の栽培の件であらうというふうに推察いたしますが、芝そのものの栽培については、農地法上も当然耕作の状態ということで農地に該当するわけでございます。ほかの作物あるいは花、いろいろなものがございますが、そういうものと同じように扱ひ得るということで、農地法の適用を受ける形になるわけでございます。その中で、稲作をやるべく農家の圃場整備というところでございますが、換地上の問題等については、現地で解決をしたというふうに報告を受けております。

○竹内(猛)委員 米を増産する、こういう目的で国が四五%金を出して土地改良を進めてゐる、圃場整備をやつてゐる。そういうところに、そのまゝ中に一時利用という段階で芝を植える、こういうことは指導上全くよろしくないと思う。法律には違反をしないかもしれない。しかし、そのこと

はやはり考え直さなければならぬ問題だと思う。土地改良が終わつて、そして登記が済んで、所有権が明確に移転したときにならば別です。そうではない段階でそういうことをするということは、指導がよろしきを得ない、こういうふうに判断をするのですが、どうですか。

○小沼政府委員 圃場整備事業で区画の拡大なり用排水路、農道の整備などやつておまして、その中で、水稲栽培を畑作に切りかえるということができてまいりまして、米の生産調整とも関連をいたしまして、その中の一部が芝の栽培というところで行なわれてゐるというふうに報告を受けております。この地区の中でも、畑作が可能などところにつきましては、芝の栽培を行なうというところは差しつかえないわけでございまして、その点、稲作の収益と芝の収益ということでの比較論に地元ではなると思ひますけれども、普通の転作の形態としても、対象として考えられるというふうに理解をしております。

○竹内(猛)委員 そういうような指導要綱が出てゐるのですか。

○小沼政府委員 作物につきまして、圃場条件が整備されてまいりました場合に、水田から転作をしてほかの作物をつくるということについては認めております。

○竹内(猛)委員 大体、きよう予定した問題はこれで終わりますけれども、農業金融の問題と農協の問題と、これは関連をして不可欠の問題であるわけだから、農協が本来の生産農協に立ち返るということをもう一度ここで確認をすると同時に、農林金融というものが依然として、今日の土地所有の段階、生産力の段階あるいは農産物価格の決定の状況から見ても、必ずしもいまの農村に見合った金利ではない。今度改正してもそうではないと思ふということと、それから、農業の金融に関しては年々多くの種類のものがたくさん出て、農家から見ると、あの金もある、この金もあるということ、説明はつくかもしれないけれども、借りるのに非常にめんどろだ。これは、先ほど委員の

ほうからもいろいろ要求があつたけれども、この際単純純化していく必要があるのではないか、こういうふうには私に考えるわけですが、そういうようなことを要望して、これで質問を終わりたいと思ひます。

○佐々木委員長 この際、連合審査会開会申し入れに関する件についておはかりいたします。

すなわち、物価問題等に関する特別委員会において審査中の、内閣提出の生活関連物資の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律案及び松浦利尚君外三名提出の生活関連物資の買占め及び売惜しみに対する規制措置等に関する法律案の両案について、連合審査会開会の申し入れを行ないたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○佐々木委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決定しました。

なお、連合審査会開会の日時等は、物価問題等に関する特別委員長と協議の上、追つて公報をもつてお知らせすることといたします。

次回は明十九日、木曜日、午前十時理事会、午前十時三十分より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後六時十七分散会

